

自己点検・評価報告書

2022 年度版

＜大学評価（認証評価）申請用＞

2023 年 3 月

中 央 大 学

目 次

序 章	1
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	24
第4章 教育課程・学習成果	29
第5章 学生の受け入れ	54
第6章 教員・教員組織	67
第7章 学生支援	77
第8章 教育研究等環境	92
第9章 社会連携・社会貢献	107
第10章 大学運営・財務	119
(1) 大学運営	119
(2) 財務	138
終 章	143

序章

本報告書は、中央大学（以下、「本学」という。）が学校教育法第 109 条に基づき、公益財団法人大学基準協会（以下、「大学基準協会」という。）による認証評価を受審するために作成した点検・評価報告書である。

本学は、2016 年度に大学基準協会の機関別認証評価を受審し、同協会の定める大学基準に「適合」しているとの認定を得ている。具体的には、「長所として特記すべき事項」5 項目、「努力課題」8 項目が付された。本学はこの評価結果を真摯に受けとめ、本学の内部質保証活動を推進する大学評価委員会をはじめ、法人及び教学執行部、各教授会や研究科委員長会議等において報告を行い、特に「努力課題」の指摘を受けた事項については着実な改善に努め、各種対応を進めてきた。具体的には、「努力課題」の指摘を受けた事項に直接的に関係する組織の点検・評価活動を担う組織別評価委員会に対して、毎年度の自己点検・評価活動の一環として指摘事項の改善に向けた具体的な計画及びその後の対応状況について、大学評価委員会に報告することを求めることとした。さらに、大学評価委員会がこれを総括と進捗管理を行うことで、着実かつ円滑な改善を促してきた。最終的には、2020 年 8 月に大学基準協会に対し「改善報告書」の提出を行い、2021 年 3 月には大学基準協会による「改善報告書」検討結果を受領した。その検討結果においては、引き続き一層の改善に努めることが望まれる事項が 4 点提示されたものの、今後の改善経過について再度報告をもとめる事項については「なし」となっている。なお、付言された 4 点への対応は、前述の大学評価委員会を中心として、大学評価委員長（学長）が設定する「指定課題」、大学評価委員会が設定する「最重要課題」を活用することにより、対応を行ってきた。

また、前回の認証評価受審以降、本学においては、今後 10 年間における本学のあるべき姿を示した中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（以下、「中長期事業計画『Chuo Vision 2025』』という。）が本格始動している。2019 年度には本学にとって 26 年ぶりとなる新学部設置（国際経営学部・国際情報学部）を実現するとともに、都心及び多摩の二大キャンパス制の実現に向け、2023 年度の法学部及び法学研究科の茗荷谷キャンパス移転、法務研究科及び戦略経営研究科の駿河台キャンパス移転を目前に控えている。2023 年度以降は、現行の 4 キャンパスから 6 キャンパス体制となり、本学の教育研究環境は大きく変化する。したがって、本報告書は、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」のもとで一大事業が進行する中において、本学が自己点検・評価活動を基盤としながら、本学に適した内部質保証の在り方を追求し、その実質化に取り組んできた過程をまとめた報告書といえる。

また、現在、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」は後半期を迎えており、機関別認証評価を受審する 2023 年度は、まさに次期の中長期事業計画の検討を開始する時期と重なり合う。認証評価受審に係る過程を通して得られた知見やその評価結果を、将来構想に確実に反映するとともに、これまでも真摯に取り組んできた内部質保証活動について、より一層高度なものとなるよう、本学の内部質保証システムを更に実質化していく所存である。

以 上

中央大学大学評価委員会

第1章 理念・目的

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

中央大学の前身である「英吉利法律学校」は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、1885年（明治18年）に東京神田錦町に設立された。

その設立にあつては、当時国内で主流だったフランス法でなく、実社会と密接に結びついたイギリス法を日本語で教授し、その実地応用の習練を通じ、我が国の司法制度の確立と近代化を達成するために「品性の陶冶された代言人」をはじめとする近代社会に相応しい有為な人材の輩出によって社会に貢献することを理念・目的として掲げ、その実地応用を行うに足る能力と素養の涵養を教育目標としていた。このことは、東京府に提出された英吉利法律学校設置願でも、「本校設置ノ目的」を「邦語ニテ英吉利法律学ヲ教授シ、其實地応用ヲ習練セシムルニアリトス」としていることにもあらわれている。

この「実地応用」の考え方は、1889年に「東京法学院」と改称した際の学則にも「本院ハ、帝国法律ノ実施応用ヲ練習セシムルヲ目的トシ、本邦制定ノ法律ヲ教授スルノ外広ク法理ニ通達スル為メ、邦語又ハ英語ヲ以テ法律学ヲ講授スルモノトス」（総則第1条）として受け継がれた。1905年の「中央大学」への名称変更を経て、戦後間もない1949年に4学部（法・経済・商・工学部）からなる新制中央大学として新たなスタートを迎えるにあたって、この建学の精神を踏まえ、総合大学として「法律学、経済学、商学並に工学に関する理論と応用とを授け、其の蘊奥を攻究せしめる外、一般教養に関する諸学科を授け、高い知性を備えると同時に教養と深い個性の豊かな人間の形成に努めて、社会文化の創造と進展とに貢献すること」（中央大学学則第1条）を目的とした。その後、1975年に改めてこれを自らの使命と位置付け直し、中央大学学則第2条において「本学の使命」として「本大学は、その伝統及び私立大学としての特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性豊かな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」と定めている。この使命に関する規定は、8学部、7大学院研究科、2専門職大学院研究科、さらには9の研究所・研究機関等を擁する総合大学となった現在の中央大学の学則においても、そのまま引き継がれたものとなっている（資料1-1【ウェブ】～1-7【ウェブ】）。

このような建学の精神及び理念・目的の下で育成する人材像をより具体的に表現するものとして、大学としての教育目標を「本学は、イギリス流の経験主義・合理主義を基礎とした実学の伝統を継承しつつ、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、

社会・人類の福祉に貢献するという使命の下に、実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成を教育目標とする。」と明文化している（資料1-8【ウェブ】）。

また、これらの内容は、学校教育法第83条第1項「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」にも即したものとなっている。

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学では、大学の理念・目的、教育目標を踏まえながら、各学部及び研究科における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を、「学部の教育研究上の目的（中央大学学則 第3条の2）」及び「研究科の教育研究上の目的等（中央大学大学院学則 第4条の5、中央大学専門職大学院学則 第4条）」として学則に明文化しており、各教育研究組織はこれらをその教育及び研究をはじめとする諸活動の根幹・指針として組織的な展開を図っている（資料1-1【ウェブ】～1-4【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-8【ウェブ】）。

各組織の教育研究上の目的については、例えば、法学部においては「法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍することのできる人材を養成する。」、また文学研究科においては「人文科学、社会科学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象に係る高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。」と定めるなど、大学の建学の精神、使命及び教育目標を踏まえて設定されている。

以上のとおり、本学は建学の精神のもと、本学の理念・目的、教育目標を適切に設定するとともに、それを踏まえ学部・研究科の教育研究上の目的を適切に設定している。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

建学の精神をはじめ、本学の理念・目的等については、本学公式 Web サイトに掲載し、学内構成員及び社会に対して広く周知を図っている（資料1-7【ウェブ】、1-8【ウェブ】）。また、前述のとおり、各学部の教育研究上の目的を中央大学学則第3条の2に、大学院研究科の教育研究上の目的は中央大学大学院学則第4条の5に、専門職大学院研究科の教育研究上

の目的については中央大学専門職大学院学則第4条として明文化し、学内構成員及び社会に対して広く周知している（資料 1-1【ウェブ】～1-4【ウェブ】、1-7【ウェブ】）。

あわせて、本学の理念・目的の周知にあたっては、2006 年度に「行動する知性。-Knowledge into Action-」というユニバーシティ・メッセージを定め、これを用いたロゴマークを本学公式 Web サイトや各種刊行物、広告媒体等に用い、広く発信している。このユニバーシティ・メッセージは、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、社会の課題に応え新たな社会価値を創出する実地応用力をもった人材の育成に努めてきた本学として、改めて「実学」の意味づけを再定義し、変化する大学のイメージを付加した上で、本学らしさを端的に表現したものとなっている（資料 1-9【ウェブ】）。

なお、建学の精神や理念・目的等の周知・浸透を図る具体的な方法は、次のとおりである。

学内構成員への周知としては、在学生に対しては履修要項をはじめとする各種冊子への掲載のほか、新入生ガイダンスや各学部における導入科目等での説明を通じ、本学の建学の精神や、学部・学科及び研究科の理念・目的への理解を促している（資料 1-10）。また、教職員に対しては履修要項や非常勤教員を対象とする冊子「兼任講師ガイドブック」への掲載、新任専任教員に対する研修会、新入職員研修等の機会を通じ、周知と浸透を図っている（資料 1-11）。

さらに近年においては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」のもと、広報室を中心として、本学の魅力の明確化を進めており、特に、本学全体の魅力・価値を整理・明確化した上で、学内構成員に共有・浸透を図るブランディング活動を活発に行っている。

具体的な取組みとして、本学教職員や高校生、ビジネスパーソンを対象としたブランドイメージ調査、理事長等本学執行部へのデブスインタビュー等を通して、学内外における本学に係るブランドイメージの把握を行った。そしてそれらの調査を通し、大学全体のブランディングのためには、本学構成員が本学のブランド価値を改めて認識し、互いにその価値を共有して学内の諸活動や外部への発信を行っていくことが重要であるとして、2022 年に「中央大学ブランドブック」の発行を行った。この「中央大学ブランドブック」は、建学の精神や大学運営の方針、教育目標などを体系的に記載しており、本学の価値や魅力、ブランド形成に資するアイデンティティやイメージを可視化するとともに、本学のブランド体系を整理したものとなっている。構成員に対しては冊子体としても配付することで、本学の「理念・目的」等を改めて確認するとともに、「ブランド価値」の再認識と共通理解の醸成を促すツールとして活用することを企図している。なお、本冊子は本学公式 Web サイトにも掲載し、広く社会に公開している（資料 1-12【ウェブ】）。

学外に対する周知については、前述の本学公式 Web サイトへの掲載のほか、本学への入学希望者を対象に刊行している大学案内への掲載、入学希望者を対象に実施する進学相談会等における説明を通じて行っている（資料 1-13）。

加えて、2020 年度に多摩キャンパスに竣工した「グローバル館（GLOBAL GATEWAY CHUO）」では、モノレール駅前から直結の4階フロアに、中央大学の創業者 18 人の「行動する知性。」を描いたグラフィック展示コーナーと、大型モニターを備えたグローバルラウンジを設置し、本学の建学の精神や創業者達、沿革等の周知を行っている（資料 1-14【ウェブ】）。

これらの周知方法の有効性に係る検証については、自己点検・評価活動の一環として大学

評価委員会が実施している各種のアンケート調査を通じて行っている。1年次を対象とした新入生アンケートの2022年度調査結果においては、回答者の85.8%が「本学全体としてのブランドやイメージ」について進学や受験の時に本学を選んだ理由となったと回答しており、本学の掲げる建学の精神及び創立以来の学風に基づく本学のブランドやイメージを肯定的に受け止めていることが読み取れ、また、学外機関が実施する各種の大学ブランド調査においても、伝統や知名度といった項目について高い評価を得ていること等からも、本学の伝統や学風に関する周知方法の有効性という点で一定の成果があがっている（資料1-15）。

以上のとおり、本学は大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

本学は、今後10年間における本学のあるべき姿を取りまとめた中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を2015年10月に策定している（資料1-16）。本学においては同事業計画を私立学校法における中期事業計画と位置付けている。同事業計画においては、本学のMissionとして「グローバルな視野と実地応用の力を備え、人類の福祉に貢献する人材の育成」を掲げ、次のとおり、これを実現する5つのVisionを掲げている。

（1）教育

「社会の期待に応え、人類の福祉に貢献する力を備えた人材を育成するための総合的な実学教育の拠点の形成」

（2）研究

「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」

（3）社会貢献

「特色ある教育研究に立脚した社会連携とヒューマンネットワーク拠点の形成」

（4）キャンパス

「人類の未来を拓き、常に新たな社会的価値を創出する総合キャンパスの構築」

（5）経営

「本学の継続的な事業活動を支える揺るぎない経営基盤の確立」

これに加え、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」においては、本学が取り組むべき最重要の課題や、その成長戦略として今後5年程度の間に最優先で取り組むものを「重点事業計画」、また、恒常的かつ長期にわたって実行すべきものを「基本計画」として位置付け、これまでの本学の事業活動を検証するとともに課題を明確に設定することにより、先述の「Mission」、「Vision」と併せて今後本学が進むべき方向性を可視化し、これを本学における中長期的な運営方針として教職員間で共有している。

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の推進にあたっては、同計画に掲げる諸施策の具体化を図るとともに、これを効果的に運営することを目的として、2016 年 2 月に理事会の下に中央大学総合戦略推進会議を設置した（資料 1-17）。同会議の下には、円滑な運営を図るために運営準備会を設け、さらに、同事業計画に掲げる諸施策の具体的構想の策定、その他実施の詳細について検討を行う構想検討委員会を置き、これらの体制により、計画の推進に取り組んでいる。進捗状況等については、必要に応じて法人及び教学執行部へ報告する体制を採ることで、各年度における事業計画との最適化を図りつつ中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の時宜に照らした軌道修正と、その着実な推進に努めている。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を推進するにあたっては、第 1 期（2016 年度～2020 年度）の進捗状況や成果の検証に基づき、第 2 期（2021 年度～2025 年度）へ向けた計画の見直しを行った。計画策定以来の社会の動向および大学を取り巻く環境の変化や新学部設置、法学部等のキャンパス移転事業といった各計画の進捗を踏まえ、2019 年度から総合戦略推進会議の下で計画見直しを実施した。

見直しのプロセスにおいては、私立学校法を踏まえた認証評価の結果への対応等の確認はもとより、第 1 期における定性的・定量的な進捗状況を振り返り、計画の進捗状況と今後の課題の整理を行い、第 2 期に向けて充実すべき点を計画に反映した。専任教職員から複数回にわたり意見聴取を行うなど、丁寧な議論プロセスを踏むことで、教職員の当事者意識が醸成されるよう工夫を重ねながら、2021 年 3 月に中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第 2 版）を策定した（資料 1-18）。

見直しの具体例として、大学院改革に係る計画の追加が挙げられる。中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の第 1 期においては、大学院研究科に係る計画については個別項目として記載がなかった。その後、2016 年度の機関別認証評価においては複数の大学院研究科が定員未充足に係る課題について努力課題として指摘を受けた。また、外部評価委員会による外部評価においても大学院の教育研究体制の強化が課題として指摘を受けたほか、本学における毎年の自己点検・評価活動においても本学が取り組むべき「最重要課題」として大学院改革に関する課題が抽出されていたことなどを踏まえ、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の第 2 期においては、基本計画として「大学院教育の充実と発展」を新規項目として掲げ、入試改革や研究科間の連携等、大学院改革を断行することを明確に示している。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の概要については、本学公式 Web サイト等を通じて学外に公開している。加えて、教職員向けには特設 Web サイトを設け、総合戦略推進会議の議事概要の公開、ニュースレター『Chuo Vision 2025 NEWS』の発行、目標の達成状況等をリアルタイムで確認できる Web システム「Chuo Vision Report」等を通じて、各計画の進捗状況を共有している（資料 1-19、1-20）。このように、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」は本学の中長期事業計画として、教職員間で広く共有されており、多様な構成員が共通の目標に向かって取り組みを進めていく意識の醸成に寄与している。なお、意識醸成の具体例でもある「中央大学と附属学校の教育連携推進プラン」の推進については、「第 4 章 教育課程・学習成果」点検・評価項目③にて詳述する。

以上のとおり、本学は、大学の理念・目的、学部・研究科における教育研究上の目的等を実現するため、将来を見据えた中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を設定し、事業を推進している。

2. 長所・特色

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」のもと、本学の魅力・価値を考察・整理し、学内構成員に共有・浸透をはかる「ブランディング活動」を活発化しており、それらの内容が学内で共有されることで、構成員が本学の理念・目的について意識する機会が増えている。具体的な取り組みとしては、本学教職員、高校生対象、ビジネスパーソンを対象としたブランドイメージ調査、理事長等本学執行部へのデプスインタビューの実施、ブランドブックの制作・配布等を実施しており、本学構成員間で「理念・目的」に係る共通認識の形成が進みつつある（資料 1-12【ウェブ】）。今後も、インターナルコミュニケーションを強化することで、学内構成員の共通理解を深めていく。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学は建学の精神のもと、理念・目的、教育目標を適切に設定しており、その内容は、学校教育法第 83 条第 1 項「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という大学の目的に即したものとなっている。また、各学部・研究科の教育研究上の目的は、大学の理念・目的、教育目標を踏まえて設定しており、高等教育機関としてふさわしい内容となっている。加えて、本学の使命及び各学部・研究科の教育研究上の目的について学則に明示するとともに、本学公式 Web サイトに掲載し、学内外に広く周知を図っている。

また、本学の理念・目的等を実現するため、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を設定し、事業の推進を行っている。本計画は、本学の将来計画として教職員間で広く共有されており、多様な構成員が共通の目標に向かって取り組みを進めていく意識の醸成に寄与している。

第2章 内部質保証

1. 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定・明示がなされているか

○内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定・明示

本学では、教育研究活動をはじめとする諸活動全般が、社会から求められる水準に適合したものであることを、本学自らの責任において保証するため、毎年度実施する自己点検・評価活動を基盤とした内部質保証活動を展開している。

本学の自己点検・評価の実施に係る基本的な事項については、「中央大学大学評価に関する規程」（以下、「大学評価に関する規程」という。）において定めている。本規程において、本学における大学評価について、「本学の教育水準の向上に資し、本学の諸活動の社会的説明の責務を全うするため、客観的な指標に基づいて本学の教育研究及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を行う『自己点検・評価』と、またその「妥当性と客観性を担保するため、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける『認証評価』」と定義している。さらに、本学の構成員及び各機関は、「大学評価の結果に基づき、教育研究及び管理運営の各分野において、それぞれの活動の質的水準の向上と質の保証に努めるとともに、大学評価の結果に基づく改善状況の継続的な検証を行う」こととしており、この大学評価に係る一連の活動を「内部質保証活動」と定義している（資料 2-1）。

併せて、本学の自己点検・評価活動を基盤とした内部質保証の基本的な考え方や組織体制、手続き等を明文化した「内部質保証の方針」を策定し、広く学内外に明示している。（資料 2-2【ウェブ】）。なお、本学教職課程においては、教職課程の自己点検・評価が 2022 年 4 月に法令義務化されることを見据えて、2021 年度に「中央大学教職課程における内部質保証の方針」を策定し、教職課程の内部質保証に係る体制や手続きを学内外に示している（資料 2-3【ウェブ】）。

さらに、構成員が円滑に自己点検・評価活動を進められるよう、取り組むべき具体的な活動内容について、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、各組織に示している。また、この実施要領の公開にあわせて実務担当者説明会を毎年行っており、内部質保証に係る最新の情報も紹介しながら、各組織が取り組むべき自己点検・評価活動の説明を行うことで活動の定着を図っている（資料 2-4、2-5）。なお、これらの内容については、全学授業支援システム manaba 等を通じて教職員の間で共有している。社会一般に対しては、自己点検・評価活動に係る情報や自己点検・評価報告書について、本学公式 Web サイトを通じて広く公開を行っている（資料 2-6【ウェブ】、2-7【ウェブ】）。

以上のとおり、本学は内部質保証のための全学的な方針及び手続を定め、広く学内外に公開している。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。**評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備状況****○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備状況**

本学では、内部質保証を推進するための組織体制として、大学評価委員会をその中心に据えている。そして、同委員会の下に、審議に必要な原案作成等を行う大学評価推進委員会を置いている。この大学評価委員会、大学評価推進委員会のもと、各組織の諸活動に係る点検・評価については、組織別評価委員会を置き、組織ごとの縦軸の活動をおこなっている。さらに、大学の諸活動を分野別の観点から横断的に点検・評価を行う分野系評価委員会を設置している。このように本学では、組織ごとの縦軸での点検・評価と、活動分野ごとの横軸での点検・評価を可能とする体制をとっている。さらに、自己点検・評価結果の妥当性・客観性を担保するとともに諸活動の改善・改革を実質的に支援することを目的として、学外有識者から構成される外部評価委員会を設置している（資料2-1、2-8）。各委員会の具体的な役割、構成は次のとおりとなっている。

（1）大学評価委員会

大学評価委員会の任務は、大学評価の実施・運営に関する基本的な事項、自己点検・評価の確定、内部質保証活動の推進に関する基本的な事項、大学評価結果の公表に関する事項、認証評価機関の選定に関する事項について審議することとなっている。委員構成については、学長を委員長とし、2名の副委員長として、学事担当常任理事及び大学評価担当副学長を充てている。そのほか、4名の常任理事、8学部長及び2研究科長、大学院研究科委員長互選1名、研究所長互選1名、事務局長、総務部長、学事部長をメンバーとしている（資料2-1、2-9）。このように、法人及び教学のマネジメントを行う者が内部質保証推進のための任を負っている。

（2）大学評価推進委員会

大学評価推進委員会の任務は、大学評価委員会の審議に必要な原案作成、大学評価委員会の審議に基づく大学評価の実施に関する事項を取り扱うこととなっている。具体的に、組織別評価委員会及び分野系評価委員会の自己点検・評価の結果（「自己点検・評価レポート」「最重要課題（案）」）の提出を受けるのは大学評価推進委員会となっており、大学評価推進委員会は、全学的な調整を行い、その結果（「自己点検・評価レポート」「最重要課題（案）」）について大学評価委員会に報告を行う。また、その他、内部質保証推進に係る新規案件等についての原案作成を担当する。構成については、大学評価担当副学長（大学評価委員会の副委員長たる副学長）を委員長とし、学事担当常任理事（大学評価委員会の副委員長たる常任理事）、学部長互選1名、研究科長互選1名、研究科委員長互選1名、総務部長、人事部長、経理部長、管財部長、学事部長としている（資料2-1、2-10、2-11）。

（３）組織別評価委員会

組織別評価委員会の任務は、教育研究及び管理運営に関し、当該組織の諸活動に係る点検・評価を行うこととして、組織ごとに58の委員会を置いている。委員構成については、当該組織の長を委員長として、各組織から選出された教職員としている。組織別評価委員会の毎年度の自己点検・評価活動の結果については「自己点検・評価レポート」としてとりまとめ、大学評価推進委員会を通じて大学評価委員会に提出を行う（資料2-1、2-12、2-13）。

（４）分野系評価委員会

分野系評価委員会の任務は、組織別評価委員会の組織を越えて、大学の活動分野毎に全学的な視点から点検・評価を行うこととして、組織を横断した11分野（学士課程教育、修士・博士課程教育、アドミッション、教員組織、研究活動、学生生活支援、施設・設備等、社会貢献活動等、管理運営、財務、内部質保証）ごとに委員会を設置している。委員構成については、各分野に関連の深い組織評価委員会から選出された委員が、それぞれの分野系評価委員会の委員となる仕組みとなっている。さらに、学長の権限を委譲され、当該分野のマネジメントを行う副学長についても2022年度より学長指名委員として参画している。例えば、学士課程教育分野系評価委員会であれば、8学部・全学連携教育機構・教育力研究開発機構・教学運営（学事部）の組織評価委員会から選出された委員に加えて、国際連携担当副学長、全学共通教育担当副学長が構成員となっている。分野系評価委員会の毎年度の自己点検・評価活動の結果については分野ごとの「自己点検・評価レポート」及び次年度に全学的に重点的に取り組むべき課題「最重要課題（案）」としてとりまとめ、大学評価推進委員会を通じて大学評価委員会に提出を行う（資料2-1、2-14、2-15）。

このように、組織ごとの縦軸での点検・評価と、分野ごとの横軸での点検・評価を組み合わせる体制を整え、毎年度の自己点検・評価活動を実施し、内部質保証活動を推進している。

（５）外部評価委員会

外部評価委員会の任務は、本学の自己点検・評価結果の妥当性・客観性を担保するとともに諸活動の改善・改革を実質的に支援することを目的としている。委員構成は13名以内、高等教育及び自己点検・評価について高度の知見を有する学外有識者の中から大学評価委員会が選考し、学長が委嘱することとしている。なお、任期は1期2年となっており、現在、第5期として8名の委員が就任し、本学の点検・評価活動に寄与している。具体的な活動内容については、活動期（2年）ごとに方針を立てて活動を進めており、その活動内容や本学への提言については毎年度報告書として取りまとめ、大学評価委員長に提出している。

また、これらの全学的な自己点検・評価活動の推進と支援については、学事部企画課が担当している（資料2-1、2-16、2-17）。

以上のとおり、本学は内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を適切に整備し、その推進に努めている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか
評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性が確保されているか

○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学はこれまで、教育の質保証の基盤となる学部・研究科の「三つの方針」を策定し、本学公式 Web サイトをはじめ広く学内外に公開してきた（資料 2-18【ウェブ】）。

一方で、2018 年 3 月に発出された文部科学省中央教育審議会の『「三つの方針」の策定及び運用に関するガイドライン』に照らしたところ、本学の「三つの方針」に係る諸整備は十分ではないことが自己点検・評価活動から明らかとなった。そのため、2019 年度から 2020 年度にかけて、大学評価委員会のもとで「三つの方針」に係る諸整備を行った。この一連の整備の中で、「三つの方針」策定のための全学としての基本的な考え方を示すものとして「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」を策定し、現在、本学公式 Web サイトに掲載し、広く学内外に公開している（資料 2-19【ウェブ】）。また、より具体的な学内指針として、「三つの方針策定（見直し）にあたっての学内指針」も作成し、学内において活用している（資料 2-20）。

なお、本学が 2019 年度から 2020 年度にかけて行った「三つの方針」に係る具体的な整備は（1）全学における「三つの方針」の策定、（2）全学のアセスメント・ポリシーの策定、（3）大学全体としての「三つの方針」の策定基本方針の作成、（4）各組織の「三つの方針」の見直しの実施と、「第三者チェック」の実施、の 4 つの取り組みである。（1）（2）については大学評価委員会のもと、大学評価推進委員会にて具体的検討を行い、（3）（4）については、特に短期間で集中的に検討を行うため、大学評価委員会のもとに「三つの方針の精査・運用ワーキンググループ」を設置し、検討を行った。（1）～（4）の具体的な対応については以下のとおりである。

（1）全学における「三つの方針」の策定

本学においては、各学部・研究科の「三つの方針」について作成・公開を行っていたが、全学における「三つの方針」は策定していなかった。そこで、「教育活動に関する三つの方針（全学方針）」として、課程ごと（学士課程、博士前期課程・修士課程、博士後期課程、

専門職学位課程)の「三つの方針」を策定した。本方針については、本学公式 Web サイトに掲載し、広く学内外に公開している(資料 2-21【ウェブ】)。

(2) 全学のアセスメント・ポリシーの策定

「三つの方針」の整備と平行して、学修者本位の教育の実現に向けて、学修成果の可視化に係る取組みを着実に前に進めていく基盤を整えるため、まずは全学のアセスメント・ポリシーとして「学修成果の把握に関する方針(MEP: Measuring Effectiveness Policy)」の策定を行った。方針においては、「機関レベル(大学全体)、教育プログラムレベル(学部・学科・研究科等)、科目レベル(授業・科目)」の3階層で、学修成果等を測定・評価することを定めている。本方針については、本学公式 Web サイトに掲載し、広く学内外に公開している(資料 2-22【ウェブ】)。また、各組織の改善・改革に資するよう、本方針に基づき、毎年「学修成果の可視化データ集」を作成し、学内共有を図っている(資料 2-23)。

(3) 全学の「三つの方針」の策定基本方針の策定

これまで、本学の各組織の「三つの方針」策定にあたっては、項目を揃える・留意点を共有するなど、統一感ある方針となるように努めてきた。しかし、「三つの方針」策定のための基本方針を明確に示したものはなく、早急に整備を行う必要があった。そのため、まず、「三つの方針」策定のための基本方針として、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」を策定した(資料 2-19【ウェブ】)。そして、この基本方針策定にあわせて、各組織が具体的にどのように「三つの方針」を設定すべきか、より詳細に示した「三つの方針策定(見直し)にあたっての学内指針」の策定を行った(資料 2-20)。

「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」には、本学の学部・研究科が「三つの方針」を策定するにあたって、それぞれ「三つの方針」に詳述すべき項目を明示している。具体的に、「学位授与の方針」については<養成する人材像><卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度>の2項目、「教育課程編成・実施の方針」については<カリキュラムの基本構成><カリキュラムの体系性>の2項目、「入学者受け入れの方針」については<求める人材像>の1項目を共通項目としている。さらに、「三つの方針」の内容について、教育の質向上を継続的に図っていく内部質保証システムの核であるとの認識のもと、絶えず検証を行い、必要に応じて見直していくことを明示している。また、検証活動にあたっては、「三つの方針」の作成主体(各学部・研究科)と大学全体の内部質保証に責任を負う「大学評価委員会」が二段階として検証活動を行うことで、活動の妥当性を確保することとしている。なお、本方針については、本学公式 Web サイトに掲載し、広く学内外に公開している。

「三つの方針策定(見直し)にあたっての学内指針」については、「三つの方針」それぞれについて、各組織が「三つの方針」の見直しを行うにあたって留意すべき具体的なポイントを示したものとなっている。例えば、全体的な記述の適切な分量をはじめ、学位授与の方針の「身につけるべき知識・能力・態度」について、学生を主語とし、「～できる」という行為動詞にて表現すること、「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」との連関性を担保すること、入学者受け入れの方針には「学力の3要素」を踏まえて作成する

こと等、様々なポイントを明示している。

（４）各組織の「三つの方針」の見直しの実施と、「第三者チェック」の実施

（３）に記述した「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」及び「三つの方針策定（見直し）にあたっての学内指針」を大学評価委員会にて策定後、これに基づき、全組織において「三つの方針」の見直しを行った（資料 2-24）。

まず各組織は、大学評価委員会の依頼に基づき、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」及び「三つの方針策定（見直し）にあたっての学内指針」に沿って既存の「三つの方針」の見直しを行い、新たな「三つの方針」改定素案をまとめ、大学評価委員会へ提出を行った。提出された「三つの方針」改定素案については、大学評価委員会のもとに設置した「三つの方針の精査・運用ワーキンググループ」による「第三者チェック」を実施し、方針に沿った内容となっているか等、複数の視点を交えて点検を行い、「三つの方針（改定素案）に係る第三者チェック結果報告」としてとりまとめた。当該報告書の内容については、大学評価委員会を経て、各組織にフィードバックを行い、各組織はその内容を受け、組織ごとにさらに必要な修正を行った上、各教授会・研究科委員会において新たな「三つの方針」の策定を行った（資料 2-25～2-29）。

なお、この見直し以降も、各組織において「三つの方針」の内容を更新する場合には、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」及び「三つの方針策定（見直し）にあたっての学内指針」を参照し、適切に内容を更新することとしている。

○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

本学の内部質保証推進の核となる、毎年度の自己点検・評価活動については、大学評価に関する規程及び「内部質保証の方針」に基づいて実施している（資料 2-2【ウェブ】）。

大学評価委員会を中心として、組織レベルとして組織別評価委員会（学部・研究科その他の組織）、活動分野レベルとして分野系評価委員会が具体的な取組みを進めている。その結果（「自己点検・評価レポート」「最重要課題（案）」）については、大学評価推進委員会に報告を行い、大学評価推進委員会は大学評価委員会に報告を行う。大学評価委員会は、自己点検・評価報告書のとりまとめを行う（資料 2-7【ウェブ】、2-90）。

前述の「三つの方針」に係る諸整備のように、内部質保証活動の推進のため、迅速に対応すべき案件についても、大学評価委員会を中心として、学内の意思決定プロセスに留意して進めている。

なお、本学教職課程においては、教職課程の自己点検・評価が 2022 年 4 月に法令義務化される以前から全学的な自己点検・評価システムの下で自己点検・評価および内部質保証の推進に向けた体制を構築してきた。前述のとおり、2021 年度には「中央大学教職課程における内部質保証の方針」を策定し、基本方針、組織体制、手続き等について明示し、全学と連携した内部質保証体制を構築・運用している（資料 2-3【ウェブ】）。

○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

個々の組織の定期的な点検・評価及びPDCAサイクルを機能させる取り組みは以下のとおりである。

(1) 各組織における自己点検・評価レポートの作成

本学の毎年度の自己点検・評価活動については、各組織が大学評価委員会の示すレポート形式に基づき、現状分析（長所・問題点）に基づいて課題を設定し、改善・改革活動（伸長・改善方策）に取り組むことをメインとしている。

本学では2018年度以降、組織ごとの自己点検・評価活動にあたっては、着実に改善・改革を進めていくために、点検・評価項目を個々に点検・評価する形ではなく、長所・問題点等に対する伸長・改善の可視化に重きを置いてきた。これは、従前の点検・評価項目を個々に点検していく形式が、丁寧に現状を点検・評価できる一方で、期せずして現状追認型となる傾向があることから、各組織の改善・改革を促すために「自己点検・評価レポート」の様式を変更するなどの工夫を行い、改善注力型になるように対応してきたものである。各組織の取り組む具体的な活動は以下のとおりである。

各組織は、大学評価委員会の指示に基づき、前年度秋から冬にかけて、翌年度（4月～3月）の自己点検・評価活動として何を行うかを計画し、計画段階の「自己点検・評価レポート」の作成・提出を行う。なお、作成の際は、後述の「指定課題」「最重要課題」を参照し、それらに対応して作成を行うこととしている。

この「自己点検・評価レポート」は、「現状・原因分析に基づく到達目標設定→施策立案→実施→点検・評価」という一連の流れで記述することとなっており、各組織が現状（長所・問題点）をどう分析し、何を到達目標とし、どのような改善・改革（伸長・改善方策）に取り組み、どのような成果を上げたのか、簡潔にわかりやすく表現できるものとなっている（資料2-30）。

各組織の「自己点検・評価レポート」は、当該組織の組織評価委員会、さらに教授会・研究科委員会等というように、各組織の核となる会議体を経て提出される。そのため、各組織の構成員が、翌年度、自組織がどのような自己点検・評価活動に取り組むのか、進捗はどうなっているのか、最終的にどのような改善・改革につながったのかについて各組織の主たる会議の場において把握することとなる。

また、各組織は「自己点検・評価レポート」を作成するとともに、自己点検・評価活動のエビデンスとなる各種データについても、毎年、大学評価委員会が指定した時期にデータ作成を行っている。これらのデータは全学的に蓄積・管理を行っている（資料2-31）。

なお、7年毎の機関別認証評価を受ける前年度には、重点的に自己点検・評価活動を行うこととしており、一定期間の諸活動の点検・評価内容を総括するものとして、大学評価委員会にて設定した個々の点検・評価項目に対して、点検・評価を行っている（資料2-90）。

これらの活動について、前年度の秋冬を起点として、翌年度（4月～3月）の自己点検・

評価活動の計画を行うこととしているのは、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」推進のために各組織が組織レベルのアクションプランを設定する時期及び予算編成を行う時期が前年度秋から冬となっているため、それらのサイクルと連動させていることによる。学内の諸活動のサイクルを連動させることは以前からの課題となっており、私立学校法改正も契機として、2021年度より学内の諸活動のサイクルを連動させることとした。そのため、本学の諸活動における翌年度計画はすべて前年度秋から冬にかけて計画することとなっている。

（２）大学評価委員長による「指定課題」の設定

大学評価に関する規程に基づき、大学評価委員長（学長）は、自己点検・評価活動を総括し、学内諸機関と関連する各組織に対して助言及び勧告を行うことができることとなっている（資料 2-1）。この助言及び勧告として位置づけられるのが 2018 年度から導入している「指定課題」の制度であり、これはトップダウン型の課題アプローチとなっている。大学評価委員長は、毎年度秋に、翌年度に取り組むべき「指定課題」の課題内容・対応組織の設定を行う（資料 2-32～34）。その設定にあたっては、高等教育を取り巻く情勢、外部評価委員会による評価結果、学生アンケートにおいて継続して改善要望の多い事項や、学内教職員から意見聴取した内容を加味している（資料 2-35）。「指定課題」の内容については、大学評価委員会を経て、執行役員会、学部長会議、研究科委員長会議といった、法人及び教学のマネジメント層に共有される（資料 2-1、2-36～38）。さらに各教授会及び研究科委員会の構成員、職員については事務イントラネットや全学授業支援システム manaba を通じて、広く学内に共有される。そして、指定を受けた組織の組織評価委員会は翌年度に向けた改善計画を策定・実行の上、「自己点検・評価レポート」で取組み状況を大学評価委員会に報告を行う仕組みとなっている（資料 2-40）。したがって、指定された組織は、（１）の各組織の作成する「自己点検・評価レポート」とは別に、「指定課題」に対応した「自己点検・評価レポート」も作成し、具体的な実行に移していくこととなる。なお、具体的に「指定課題」の設定を受けて進めた事例として、「大学運営の方針」の策定、単位の実質化や学修成果把握・可視化に係る取組みの推進などがあげられる（資料 2-39）。

このように、トップダウン型のアプローチを通じて、対応すべき課題に迅速に取り組んでいく仕組みを有している。

（３）「最重要課題」の設定

本学では、各年度の分野系評価委員会における自己点検・評価活動において明らかとなった問題点・課題のうち、全学的な課題として重点的に取り組むべきものについては、大学評価委員会において「最重要課題」として設定し、対応組織及び会議体を明示した上で、毎年度秋に学内に公開している（資料 2-41～43）。「最重要課題」についても大学評価委員会を経て、執行役員会、学部長会議、研究科委員長会議といった法人及び教学のマネジメント層に共有されるとともに、各教授会及び研究科委員会の構成員、職員については事務イントラネットや全学授業支援システム manaba を通じて、広く学内に共有される（資料 2-1、2-36～38）。この「最重要課題」は 11 の分野系評価委員会の自己点検・評価活動が

基盤となっているため、教育から大学運営・財務にわたって11分野それぞれの課題が抽出されており、本学でいま何が課題となっているのか、構成員が網羅的に把握できるものとなっている。また、全学的な課題内容を取り扱うことから、複数年度にかけて取り組むべき中期的課題によって構成されているのが特徴である。

「最重要課題」は毎年度秋に学内に公開した後、法人・大学の施策に活かされるとともに、対応すべき組織が、前年度秋から冬にかけて行う「自己点検・評価レポート」の作成、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」推進のために各組織が設定する「アクションプラン」の作成、各組織の行う予算申請の際にこの「最重要課題」を活用し、「いま学内でどのような課題があるのか」を踏まえ、翌年度の諸活動に反映していくことに努めている。このように、「最重要課題」についてはトップダウン型とボトムアップ型を組み合わせた課題へのアプローチ方法となっている。

なお、「最重要課題」の進捗状況については、大学評価委員会にて確認を行っている（資料2-44）。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

（1）文部科学省より指摘された事項への対応

現在は、本学に対して文部科学省から指摘されている事項はない。本学では以下のとおり、2017年度に収容定員変更、2019年度に2学部設置に係る申請を行っている。

① 2017年度 収容定員に係る学則変更 認可申請

（法学部・経済学部・商学部・理工学部・文学部・総合政策学部）

認可申請時に、法学部通信教育課程の定員充足率に係る留意事項が付されていた。通信教育課程において定員確保のための具体的な対応を進めてきたが、設置計画履行状況調査の最終年度（2020年度）及び現在においても入学定員充足率、収容定員充足率は大きく改善していない。本学としては、通信教育課程は通学課程とは学修形態が異なることから、通学課程同様の定員充足については難しいものと思料している。

また、2018年2月の設置計画履行状況調査において「理工学部応用化学科が2019年度の入学定員超過率が1.31倍となっているため、入学定員超過の改善に努めるとともに、当初計画した専任教員数を適切に確保すること」について指摘を受けている。これについては、任期制助教が急遽退職になったことによる教員不足に起因しており、早急に採用人事を進め、十分な教員数を確保している。なお、入学定員に対する入学者の比率についても、2020年度（設置計画履行状況調査最終年度）は0.90倍として、概ね適正な範囲に改善されている（資料2-45【ウェブ】）。

② 2019年度 国際経営学部、国際情報学部 学部設置 届出申請

本申請については、届出時及び設置計画履行状況調査時においても、特段の指摘は受けていない（資料2-46【ウェブ】、2-47【ウェブ】）。

なお、文部科学省から付された留意事項については、文部科学省との窓口となる学事部企画課の助言・支援の下、当該指摘を受けた組織がその改善に向けた取組みを行っている。その際、必要に応じて学事部企画課が履行状況に係る定期的な確認・検証を行いながらその進捗状況を管理し、最終的に履行状況等調査報告書を取りまとめ、文部科学省に対して報告を行う仕組みとなっている。

(2) 公益財団法人大学基準協会より指摘された「勧告」「助言」に対する対応

本学は、2016 年度に大学基準協会の機関別認証評価を受審している。2016 年度の認証評価結果においては、8 項目について「努力課題」を付されている（そのほか、「長所として特記すべき事項」5 項目、「改善勧告」なし）（資料 2-48【ウェブ】、2-49【ウェブ】）。評価結果については本学として真摯に受けとめ、大学評価委員会をはじめ、法人及び教学の執行部、各教授会、研究科委員会等において報告を行い、特に「努力課題」の指摘を受けた事項については着実な改善に努めていくことを確認し、各種対応を進めてきた。具体的に、「努力課題」の指摘を受けた事項に直接的に関係する組織の組織評価委員会に対しては、2017 年度以降、毎年度の自己点検・評価活動の一環として指摘事項の改善に向けた具体的な計画及びその後の対応状況についてとりまとめ、大学評価委員会に報告することを求めることとし、大学評価委員会がこれを総括することで大学全体としての進捗管理を行い、着実かつ円滑な改善を促してきた。最終的に、2020 年 8 月に大学基準協会に対し「改善報告書」の提出を行った。その後、2021 年 3 月に大学基準協会による「改善報告書」検討結果を受領し、そのうち 4 点について更なる対応を求められたものの、今後の改善経過について再度報告をもとめる事項については「なし」となっている（資料 2-50【ウェブ】）。更なる対応を求められたもののうち、特に、大学院の定員管理については、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第 2 版）にも掲げた大学院改革とも連動して、国の動向も踏まえながら、中長期的な解決を目指している。

(3) 専門職大学院に係る認証評価結果について

専門職大学院に係る認証評価の受審状況及び認証評価結果については、2017 年に戦略経営研究科（戦略経営専攻）が大学基準協会の実施する経営系専門職大学院認証評価を、2018 年に法務研究科が公益財団法人日弁連法務研究財団（以下、「日弁連法務研究財団」という。）の実施する法科大学院認証評価をそれぞれ受審し、適合認定を受けている（資料 2-51【ウェブ】～2-53【ウェブ】）。2 研究科とも認証評価結果を真摯に受けとめ、その後の改善に努めている。

戦略経営研究科（戦略経営専攻）は、2022 年 9 月にビジネス教育の国際認証機関である AMBA(The Association of MBAs:英国)より、国際認証を取得した（資料 2-54【ウェブ】）。これは、本学初の国際認証取得であり、AMBA 認定校は国内では 3 校目となる。国内における認証評価については、2022 年度に大学基準協会の実施する経営系専門職大学院認証評価を受審し、適合認定を得ている。また、法務研究科は日弁連法務研究財団を認証評価機関として、2023 年度に法科大学院認証評価を受審する予定である。

○点検・評価における客観性、妥当性の確保

前述のとおり、本学においては、自己点検・評価活動の客観性・妥当性を担保するための全学的な外部評価の仕組みとして、2013 年度に大学評価委員会のもとに学外有識者からなる外部評価委員会を設置している（資料 2-1、2-16、2-17）。

設置当初、外部評価委員会は、自己点検・評価活動の客観性・妥当性を担保するため、本学の取りまとめる自己点検・評価報告書の内容を基礎として、本学及び各組織の取組みの進捗状況と成果の確認を行う、振り返り型の点検・評価をメインとしていたが、2017 年度（第 3 期 2 年目）以降は、本学の過去の実績だけではなく未来に目を向け、大学の長所・問題点に対する方策を外部評価委員会が「大学とともに考えていく」といった未来志向の点検・評価へと移行している。これは、本学が 2016 年度に機関別認証評価を受審し 2 回目の適合認定を受けたこと、また将来に向けて中長期事業計画「Chuo Vision 2025」が大きく動こうとしていたこと等を背景としている。

このように、本学の外部評価委員会はアドバイザリーボードとしての役割も果たしており、2019 年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大以降においても、オンライン方式を活用して、継続的に活動を行っている（資料 2-55【ウェブ】）。

現在活動中の第 5 期外部評価委員会（8 名）については、基本方針を「中長期事業計画『Chuo Vision 2025』第 2 版を踏まえ、その進捗に係る評価や全学としての自己点検・評価結果を基軸としつつ、本学における諸活動全般の改善・改革を促進するため、本学における内部質保証に係る各種取組みの成果と課題等について明らかにし、今後の『中央大学の発展』に向けて未来志向型の評価を実施する。」として評価活動を行っている。

2021 年度（第 5 期 1 年目）については、オンライン方式にて、2 つの分科会（教学：テーマ「中央大学の教育の特色とその発展の方向性について」、経営・財務：テーマ「大学の経営戦略と実行するための課題」）、全体意見交換会（テーマ「世界に存在感のある大学として発展するための課題と方向性」）を実施し、大学側からのプレゼンテーションの内容を踏まえた質疑・意見交換、フリーディスカッションを行った。外部評価委員会では、これらの内容を踏まえつつ、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の進捗状況やそれに付随しての課題、将来に向けての展望等について評価を行い、報告書を取りまとめた（資料 2-56、2-57【ウェブ】）。

2022 年度（第 5 期 2 年目）については、「任期 1 年目の評価結果を踏まえ、2021 年度評価結果報告書で提起した課題の進捗及び外部評価委員会が特に重要と判断した事項を中心とする評価を行う。」として、活動を行っているところである（資料 2-58）。

外部評価委員会による評価結果については、本学公式 Web サイトを通じて社会に公表するとともに、大学評価委員会から法人及び教学の執行部、各組織に対する報告と活用依頼を行っている（資料 2-55【ウェブ】）。また、毎年度実施する自己点検・評価活動に活用するとともに、事業計画及び全学または各組織の「アクションプラン」等へ活用されている。例えば、2018 年度の外部評価委員会においては、世界に存在感のある大学を目指す一方で、特に SDGs への貢献方策等の明示が不十分であるとの指摘を受けた。本学はその指摘を真摯に受け止め、速やかに 2019 年度の単年度事業計画の重点政策に、「全学横断的な事項を効率的かつ戦略的に推進するための体制を強化し、教育研究活動や SDGs やダイバーシティの取組

みなどを可視化」していくことを掲げた。また、2020年1月にはSDGs担当副学長を置き、これまで組織ごとに推進してきた様々な成果を学長・副学長のマネジメントのもとで全学的に推進するための体制を整えた（資料2-59、2-60）。続いて、同年12月には「中央大学SDGs宣言」の策定を行うとともに、現在までにSDGsに係る学内リソースの集約、中央大学SDGs講演会の実施、「中央大学SDGsアクションアワード」の実施等、取組みを積み重ねている（資料2-61【ウェブ】）。

以上のとおり、大学評価に関する規程及び内部質保証の方針に基づき、「最重要課題」「指定課題」等のPDCAサイクルを機能させる取組みに加え、その推進にあたっては、各組織、活動分野ごと、大学全体といった様々な構成員、さらには外部評価委員会からの視点も交えるなど、内部質保証システムを有効に機能させることに努めている。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点2：公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか

○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

○公表する情報についての正確性、信頼性、適切な更新について

本学は、教育研究活動をはじめとする諸活動全般について、社会から求められる水準に適合したものであることを、本学自らの責任において保証するため、情報公開に努めている。

各学部、大学院、専門職大学院における教育活動については、本学公式Webサイトに各組織のページを設けている。組織の概要、「三つの方針」、カリキュラム、カリキュラムマップ、シラバス等の基本的な情報をはじめ、各組織の個性ある取組みに応じたコンテンツを記載している（資料2-62【ウェブ】）。また、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく教職課程に係る情報公表についても、本学公式Webサイトにおいて公開している（資料2-63【ウェブ】）。

研究活動については、本学に所属する専任教員の論文等をはじめとした研究成果の蓄積及び公表を支援するプラットフォームとして、「中央大学研究者情報データベース」を運用している（資料2-64【ウェブ】）。その他、本学の研究成果の発信を目的とする「中央大学学術リポジトリ」、研究情報の可視化やその発信力強化を行い、産学官連携推進を目的とする情報プラットフォーム「+C（プラスシー）」を有している（資料2-65【ウェブ】、2-66【ウェブ】）。

自己点検・評価活動に係る情報については、本学公式Webサイトにおいて、自己点検・評価活動のスケジュール、毎年度の大学基礎データ及び自己点検・評価報告書、外部評価委員会による評価、大学評価委員会のもとで行う各種アンケート調査、認証評価結果など、網羅的に公開を行っている（資料2-6【ウェブ】）。

入試情報については、最新情報を丁寧に伝える必要があることから、特設ページ「中央大学受験生ナビ Connect Web」を設け、情報を迅速に反映するとともに、受験生に親しみやすいコンテンツを揃えている（資料2-67【ウェブ】）。新型コロナウイルス感染症拡大下においては、対面型のイベントが制限される中、この特設ページを足がかりとして、受験生へ様々なコ

ンテンツの発信を行った。

また、本学の私立学校法上の中期計画である中長期事業計画「Chuo Vision 2025」については特にページを設け、その概要、進捗状況について公開をしている（資料 2-68【ウェブ】）。その他、単年度事業計画及び事業報告、予算及び決算、監事報告書、土地・建物（面積）についても公開を行っている（資料 2-69【ウェブ】～2-74【ウェブ】）。

なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 への対応として、本学公式 Web サイトに「情報の公表」のページを設け、大学の建学の精神・目的に関する情報や教育研究環境に関する情報等とりまとめて公開している（資料 2-75【ウェブ】）。

以上のとおり、教育研究活動、自己点検・評価結果、中長期事業計画の概要や進捗、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

○全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

○点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの有効性については、内部質保証活動に責任を負う大学評価委員会が点検・評価を行い、改善を行っている。具体的な事例は次のとおりである。

（１）現状追認型から改善注力型への転換—「自己点検・評価レポート」の様式変更

前述のとおり、内部質保証システムの基盤となる自己点検・評価活動、特に各組織の活動内容について、2018 年度に点検・評価方法を大きく変更した。これは、個々の点検・評価項目ごとに点検・評価する方法は現状追認型の傾向をとることから、組織における着実な改善・改革を進めていくために、「自己点検・評価レポート」の形式を改め、長所・問題点等に対する伸長・改善を可視化できるようにしたものである（資料 2-30）。この現状追認型から改善注力型への転換により、各組織は目標を明確化し着実に課題へ取り組むこと、それを可視化することが可能となった。また、大学評価委員会は、各組織の改善・改革状況を的確に把握できるようになった（資料 2-7【ウェブ】）。

（２）「指定課題」制度の導入

前述のとおり、本学では、大学評価委員長が設定する「指定課題」により、本学の諸活動に係る課題についてトップダウン型でアプローチすることが可能となっている。この制度は 2018 年度に導入されたものであり、（１）の「自己点検・評価レポート」の様式変更とあわせて、改善・改革を着実にを行うために導入したものである（資料 2-32～2-34）。

(3) 自己点検・評価活動と「アクションプラン」とのサイクルの連携

前述のとおり、学内の諸活動のサイクルを連動させることは以前からの課題であった。私立学校法改正も契機として、2021年度より、自己点検・評価活動のサイクルを、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」のもとで各組織が「アクションプラン」の作成を行うサイクル及び予算編成のサイクルにあわせることとした。このことにより、本学の諸活動については、前年度秋から冬にかけて翌年度の計画を作成することとなっている。

以上が、本学の内部質保証システムにおける近年の改善である。

また、内部質保証システムの有効性については、前述の「自己点検・評価レポート」作成を中心とした改善注力型の取組み、「三つの方針」に係る諸整備のほか、大学評価委員長が設定する「指定課題」によって進展した「大学運営の方針」の策定、単位実質化や学修成果の可視化に係る取組み等をもって、有効に機能していることを確認している（資料 2-39）。また、学修成果の可視化に向けた取組みを進めるにあたっては、大学評価委員会からの要請に基づき、2022年度より全学的にカリキュラムマップの導入を行った（資料 2-76～2-78）。さらに、カリキュラムマップの導入時に、大学評価委員長（学長）より「科目ナンバリング制度の全学導入や履修系統図のブラッシュアップ等についても、教育の質保証の観点から進めるべきである」という考えが示されたことを受け、中央大学 FD 推進委員会のもとで科目ナンバリング制度の全学導入に向けた検討を開始した。科目ナンバリング制度については、2023年度に全学導入する予定である（資料 2-79、2-80【ウェブ】）。

○新型コロナウイルス感染症に関する対応について

本学では、2020年1月に学長を本部長とする中央大学感染症特別対策本部（以下、「感染症対策本部」という。）を学長室に設置し、その構成員を学部長会議の構成員と兼ねることとで、教学における迅速な意思決定を担保した。さらに2020年2月には、学校法人中央大学危機管理規程に基づき、理事長を本部長、学長を副本部長とした危機対策本部を設置し、先の感染症特別対策本部を感染症特別部会と位置づけ、法人及び教学における協同の危機管理体制のもと、学生・教職員・関係者の安全と安心、感染予防と健康維持と個人の尊厳を守りながら、各種施策を行ってきた（資料 2-81）。

授業実施に関しては、感染状況を踏まえた授業実施方針や行動に係る指針の決定を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大下における授業を整理・分類し、混乱なく授業を開始できるように努めた。オンライン授業の実施にあたっては、全教職員及び学生に対する遠隔会議授業システム Webex のホストアカウントの付与、教職員・学生を対象とした「中央大学 オンライン授業・WEB 会議ポータルサイト」の設置、学生に対する PC や Wi-Fi ルーターの貸与等の支援、学内 Wi-Fi 環境の強化、ハイブリッド型授業に対応するための教室整備、補完システムとして遠隔会議システム「Zoom」の導入等を行った（資料 2-82【ウェブ】～2-84）。

また、学生への経済的支援として、2020年度においては在学学生1人あたり5万円の奨学支援金を給付する特別支援措置（総額13億円）、2021年度入学生に対しては1人あたり5万円の奨学支援金を給付する特別支援措置（総額3.5億円）を行った（資料 2-85）。また、

学費納入期限の延納措置、中央大学経済援助給付奨学金において「COVID-19 家計急変」の設置等を行った（資料 2-86、2-87）。

加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に係る問い合わせや相談を一元的に受け止め対応するため、2020 年 3 月に学生相談室に「新型コロナウイルス対策緊急相談窓口」を設置し、さらに「新型コロナウイルス対策緊急相談ホットライン」を開設した。寄せられた学生や父母からの電話・メールでの問い合わせについては、その内容に応じて、適切な部署に迅速につなぐなどの対応に努めた（資料 2-88）。そのほか、個々の学生支援部署においても、オンラインを活用した相談や面談等の工夫を行った。

なお、組織運営にあたっては、職員の在宅勤務制度を臨時的に実施し、全学授業支援システム manaba や、遠隔会議授業システム Webex を利用して会議を実施するなどに努めた（資料 2-89）。

以上のとおり、本学は内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、必要な改善を加えながらそのシステムの改善に努めている。

2. 長所・特色

組織別評価委員会という縦軸の点検・評価に加えて、分野系評価委員会という大学の活動分野ごとの横軸といった全学的な観点から点検・評価を行うことで、様々な構成員による網羅的な視点をもって、点検・評価を行う体制となっていることは本学の内部質保証体制の特長といえる（資料 2-1、2-8、2-10、2-12、2-14）。トップダウン型のアプローチである「指定課題」、トップダウン型とボトムアップ型を組み合わせた「最重要課題」の制度については、本学の内部質保証システムが教職員参加型であることを示す特徴的なものとなっている（資料 2-32～34、2-41～2-44）。各組織（組織別評価委員会）の作成する「自己点検・評価レポート」については、長所・問題点等に対する伸長・改善活動の可視化に重きを置き「現状・原因分析に基づく到達目標設定→施策立案→実施→点検・評価」という一連の流れで記述することとなっており、各組織が現状（長所・問題点）をどう分析し、何を到達目標とし、どのような改善・改革（伸長・改善方策）に取り組み、どのような成果を上げたのか、簡潔に表現できるものとなっている（資料 2-30）。

今後も、点検・評価活動において様々な構成員による網羅的な視点を確保するとともに、外部評価委員の視点を交えつつ、高等教育情勢の変化等を踏まえ、内部質保証に係る仕組みを改善していく。「指定課題」「最重要課題」についてはその特徴を生かし、本学の抱える課題に対するアプローチをさらに実質化する。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学は、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証活動を推進することについて大学評価に関する規程に明記するとともに、「内部質保証の方針」を策定し、その体制や手続きについて広く学内外に示している。構成員に対しては、毎年取り組むべき自己点検・評価活動について、実施要領等を用いて具体的に示し、活動の定着に努めている。

また、内部質保証の推進に責任を負う大学評価委員会を中心として、その原案作成等を行う大学評価推進委員会、組織ごとの点検・評価を行う組織別評価委員会、全学的な視点から活動分野ごとの点検・評価を行う分野系評価委員会を設けるとともに、外部有識者による点検・評価を行う外部評価委員会を設置することで、組織レベルの縦軸、活動分野レベルの横軸、さらに外部からの視点を交えて点検・評価を行う仕組みを有しており、内部質保証を推進するための適切な体制を整えている。あわせて、教育研究活動、自己点検・評価結果、事業計画及び報告、財務、その他本学の諸活動に関する情報について、積極的に公開しており、社会に対する説明責任を果たしている。

本学の内部質保証システムの点検・評価については大学評価委員会が行っており、適切なシステムとなるよう改善に努めている。大学評価委員会を中心とした改善・改革に係る取組みが蓄積されてきていることから、本学の内部質保証システムは有効であるといえる。

第3章 教育研究組織

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

本学は、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神のもと、中央大学学則第2条に掲げた「本大学は、その伝統及び私立大学としての特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」という本学の使命、そのもとにある教育目標の実現のため、法学部・経済学部・商学部・理工学部・文学部・総合政策学部・国際経営学部・国際情報学部の8学部、法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究科・総合政策研究科・戦略経営研究科（ビジネス科学専攻）の7大学院研究科、法務研究科・戦略経営研究科（戦略経営専攻）の2専門職大学院を設置している（資料1-1【ウェブ】～1-4【ウェブ】、1-6【ウェブ】、3-1、3-2）。

このほか、ファカルティリンケージ・プログラム（FLP）やAI・データサイエンス全学プログラム等の学部間共通科目等、本学における個別的教育組織の枠を超えて共通の方針及び内容により設置された全学的教育プログラムの円滑な授業実施及び運営を図ることを目的に全学連携教育機構を設置している（資料3-1、3-3【ウェブ】）。また、教職課程は、6学部6大学院研究科において開設しており、中央大学教育職員養成に関する運営委員会を置き、全学的な観点から運営を行っている（資料3-1、3-4【ウェブ】）。

研究活動の基盤たる研究所については、日本比較法研究所、経理研究所、経済研究所、社会科学研究所、人文科学研究所、保健体育研究所、企業研究所、理工学研究科、政策文化総合研究所の9研究所を設置している（資料1-6【ウェブ】、3-1）。このほか、全学的な研究プロジェクトの立案及び推進、産学官連携のプロジェクトの管理活用、知的財産の管理活用を担うことを目的とした研究推進支援本部を設置している（資料1-6【ウェブ】、3-1）。また、外部資金を利用した学際的共同研究を積極的に推進し、産学官の研究交流を実施する機関として研究開発機構、AI・データサイエンスに係る教育研究・社会貢献等を行うAI・データサイエンスセンター、昨今の高等教育界の変化を踏まえ、本学の教育力向上に資する調査研究を行う教育力研究開発機構、外部資金を利用し、倫理的、法律的、社会的課題（ELSI）に係る受託（共同）研究及び社会人向け人材育成等を行うELSIセンターを設置している（資料1-6【ウェブ】、3-1）。

その他、学生教職員等の健康を保持、増進し、安全の確保を図ることを目的とする保健セ

ンター、「中央大学ダイバーシティ宣言」を広く周知し、当該宣言に基づく具体的諸事項の整備・実施を目的とするダイバーシティセンター、教育・研究及び事務システムに関する情報環境整備及び情報セキュリティについて企画・立案・実施する情報環境整備センター、国際連携推進会議の策定する基本方針に基づき、本学の国際化のための諸施策を策定・実施することを任務とする国際センター、体育施設及び体育設備の使用に伴う体育施設等の運営を行なう体育施設運営センター、入学者選抜及び学生募集活動に関わる基本政策の立案、入試業務及び学生募集業務の実施を推進する入学センター、学生の就職支援・キャリア形成支援及びインターンシップに関する支援を行うキャリアセンター、学術・学問分野に関する汎用的な能力の涵養を目的とした全学的な基盤教育の補完機能を果たす中央大学アカデミック・サポートセンター、本学における大学スポーツを総合的に支援することを目的とした CHUO スポーツセンター等を設置している。

このほか、学生部内にボランティアセンターを設置し、学生のボランティア活動の促進と支援を行っている（資料3-1）。

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学においては時宜に応じる形で学科の新設等による学部改革や専門職大学院の新設を進めてきたものの、1993 年度に総合政策学部を開設して以降、学部の創設は行っていない。その後、本学における教育組織再編については、創立 130 周年（2015 年度）に策定した中長期事業計画「Chuo Vision 2025」により、大きく前進することとなった。中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の重点事業においては、柱のひとつとして「総合大学としての魅力向上を図るための教育組織の改編・創設」を掲げ、「建学の精神を踏まえ、社会の要請に応えるため、既存の教員組織と教育組織を見直し、大学の全体像を再編する」という考え方を定めた（資料 1-16、1-18）。総合戦略推進会議のもとで新たな教育研究組織について検討を開始し、最終的に、経営学を中心とした専門知識とグローバルなコミュニケーションスキルを身につけるための教育を提供する国際経営学部の構想案、「法と情報」の学びを提供する国際情報学部の構想案をとりまとめた。このように、丁寧な議論と検討の結果、2019 年度に 26 年ぶりとなる 2 学部設置（国際経営学部・国際情報学部）を実現した。どちらの学部も、本学が長い歴史と伝統の中で培ってきた英知やリソースを生かし、時代にあわせて新しい機軸を打ち出した教育研究組織である。

国際経営学部は、グローバルビジネスリーダーを養成することを目的とし、授業の 7 割以上を外国語で提供するとともに、企業経営に焦点をあてた教育を提供している。また、国際情報学部は、グローバル情報社会の諸問題を解決できる人材の育成を目的としており、法学と情報の融合という、新たな学問分野に係る人材を育成する先駆的な存在となっている（資料 3-2）。

なお、2023 年度には国際情報学部を基礎とする大学院として、国際情報研究科を設置する予定である。国際情報研究科は、単に情報と法律の知識を学際的に授けるだけでなく、未だ統合されずにいる情報と法律の知見を結びつけ、新たな研究手法を確立し、それを世に問うことのできる「情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する」人材を輩出することを目的としている。国際情報学部を設置した 2019 年度以降、社会においてはま

すまず IT 人材育成の必要性が叫ばれており、国際情報研究科は、分野を牽引する先端 IT 人材を輩出するものとして期待される（資料 3-5【ウェブ】）。

そのほか、近年の新設組織については以下のとおりである。

2020 年 4 月には、ダイバーシティセンター及び AI・データサイエンスセンターの 2 つのセンターを設置した。

ダイバーシティセンターは、本学が 2017 年度に策定した「ダイバーシティ宣言」に基づき、「多様な背景を持つ人々が、ともに学び働くことのできる環境づくり」をより具体的に進めるために設置したものである。多岐に渡る課題を領域ごと（グローバル・ジェンダー・セクシュアリティ・障害）に検討する体制を組み、学生支援はもとより、本学構成員に向けた多様なイベントの実施や、ジェンダー・セクシュアリティに関するガイドブック（学生向け、教員向け）の作成等、着実に活動を積み重ねている（資料 3-6【ウェブ】）。

AI・データサイエンスセンターは、Society5.0 の到来に向け、社会貢献と人材育成を目的として設置したものである。これまで、AI・データサイエンス全学プログラムの実施、産学連携協定の締結・共同研究の実施、公益財団法人文京アカデミーとの連携講座実施など、全学リテラシー教育から共同研究、社会貢献活動まで幅広く実績を積み重ねている（資料 3-7【ウェブ】）。

また、2021 年 4 月には中央大学アカデミック・サポートセンター、教育力研究開発機構及び ELSI センターの 3 つの組織を設置した。

中央大学アカデミック・サポートセンターは、学術・学問分野に関する汎用的な能力、特にアカデミック・ライティングに係る能力の涵養を目的として、全学的な基盤教育の補完機能を果たすために設置したものである。現在、センターの下にライティング・ラボを設置し、学生を対象とした文章作成支援、大学院生の教育指導力の支援、附属高校と大学院の連携、アカデミック・ライティングのポイントをまとめた『レポートの書き方資料』を発刊するなど、活動を積み重ねている（資料 3-8【ウェブ】、3-9【ウェブ】、3-10）。

教育力研究開発機構は、昨今の高等教育界の変化を踏まえ、本学の教育力向上に資することを目的として設置した組織である。具体的には、教育のデジタル・トランスフォーメーション化への対応、本学の教育力の向上のための調査研究開発、全学における教育力向上の取組みを支援することを目的とした研究調査を行っている。授業アンケートを始めとした各種分析のほか、教育手法へのデジタル技術やオンライン環境の利活用についての調査研究結果・学内のグッドプラクティスをとりまとめた『これからの授業デザインと実践ハンドブック～デジタル技術活用のヒント～』、著作物利用のための教職員用の手引きとして『授業のための著作権ガイドブック（基礎編）』の刊行を行う等、活動を進めている（資料 3-11【ウェブ】～3-13）。

ELSI センターは、AI 等の科学イノベーションと共存できる社会を創造するとともに、その科学技術の進化を社会実装するために必要な法制度や倫理観、さらには社会のありようについて追求し、社会の様々な課題解決を目指すことを目的として設置した組織である。ELSI（Ethical, Legal, and Social Implications 倫理的・法制度的・社会的課題）への対応は、科学技術を社会実装する上で必ず必要なものとなることから、時機を逸することなく他大学に先がけて設置したものである（資料 3-14【ウェブ】）。

さらに、2022年4月には、CHUO スポーツセンターを設置した。CHUO スポーツセンターは本学における大学スポーツについて、これまで長らく培ってきた本学固有の取組みを更に有機的に連携させ、大学スポーツを総合的に支援することを目的とした組織である。大学スポーツ協会（UNIVAS）との連携についても CHUO スポーツセンターが担っている（資料 3-15）。

以上のとおり、本学は、大学の理念・目的に照らし、学問動向や社会的要請等を踏まえつつ、時機に適った教育研究組織の設置を行っている。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教育研究組織の適切性の点検については、大学評価委員会を中心とした毎年の自己点検・評価活動の中で総合的に行い、点検・評価を通じて明らかになった本学の課題を把握した上で、組織の新設、既存体制の強化などを行っている。例えば、毎年の自己点検・評価活動においては、アカデミック・サポートに係る全学体制の整備について、2019年度より課題として抽出されていた。この課題に対応する形で、中央大学アカデミック・サポートセンターが実現するなど、常に本学の理念・目的に照らして、適切な教育研究組織構成となるように努めている（資料 3-16）。

特に教育研究組織については、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」においても組織再編を優先的に取り扱う事項としていることから、同事業計画の推進を担う総合戦略推進会議のもとで教育研究組織の検討を行うことも、あわせて全学的な点検の機会としている。なお、大学評価委員長と総合戦略推進会議の議長は、ともに学長となっているうえ、法人及び教学執行部についても共通のメンバーとなっている（資料 1-17、2-1）。そのため、大学評価委員会を中心とした自己点検・評価活動を通して得られた結果、課題に対する共通認識を、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の推進においても活かすことが可能となっている。また、総合戦略推進会議のもとで検討を進めるにあたっては、本学の教育研究に係る基礎データをはじめ、他大学とのベンチマーク、高等教育政策や他大学の動向、市場調査、財政検証など、様々な資料を基盤としている。例えば、2019年度に設置した国際経営学部・国際情報学部の実現においても、エビデンスとなる各種データを十分踏まえて検討を行った。

以上のとおり、本学は教育研究組織について、定期的に点検・評価を行い、必要な改善を行っている。

2. 長所・特色

特になし。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学は長きにわたって培ってきた学術的伝統に基づきつつ、学問の動向、社会的要請、国際的環境への配慮を行いながら、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に基づき、教育研究組織の充実・発展に努めている。特に、2019年度には国際経営学部・国際情報学部の設置、2020年度にはダイバーシティセンター及び AI・データサイエンスセンターの2つのセンター、2021年度には中央大学アカデミック・サポートセンター、教育力研究開発機構及び ELSI センターの3つの組織、2022年度には CHUO スポーツセンターといったように、新型コロナウイルス感染症拡大下においても、時勢にあわせて組織の見直しを行ってきた。また、2023年度には国際情報研究科の設置を予定している。これは、学則第2条に定める「その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献する」という本学の使命の実現に適ったものとなっている。

第4章 教育課程・学習成果

1. 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、大学の理念・目的、教育目標を踏まえながら、大学全体の「学位授与の方針」を定め、同方針および学則で定める各学部における人材養成に関する目的に基づいて学部・研究科（授与する学位ごと）の「学位授与の方針」を定めている。本学の「学位授与の方針」については、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」に基づき、「養成する人材像」、「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」について各方針間の一体性・整合性に留意しつつ、各学部・研究科における学修を通じて学生が修得すべき成果としての知識・能力・態度等について具体的に記述することとなっている。これらは本学公式 Web サイト等を通じて学内外に広く公表している（資料 4-1【ウェブ】）。

各学部・研究科の3つの方針については、絶えず検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととしている。「第2章内部質保証」点検・評価項目③に記述したとおり、2019年度に大学評価委員会が中心となり、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」及び「三つの方針策定（見直し）にあたっての学内指針」に基づき、既存のすべての学部において見直しを行った（資料 2-19【ウェブ】、2-20、2-24～2-29）。見直しにあたっては、学修成果の把握・可視化の推進を企図して、「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」の記述方式について、学生を主語とすること、文末を行為動詞とすることを全学統一に行った（資料 2-20）。また、改定内容については学内第三者チェックを行うことで、様々なステークホルダーにとって分かりやすい内容となるように配慮している。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

前述のとおり、本学では、大学の理念・目的、教育目標及び人材養成の目的を踏まえた「学位授与の方針」を学部・研究科（授与する学位ごと）単位で設定している。本学では、この「学位授与の方針」の設定に併せて、これを具現する上で必要かつ適切な教育を提供するた

めの教育課程編成・実施の方針を設定している。設定に際しては、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」に基づき、＜カリキュラムの基本構成＞、＜カリキュラムの体系性＞について、各方針間の一体性・整合性に留意しつつ、具体的に記述することとしている。

これらは本学公式 Web サイトや履修要項等を通じて公開することで、教職員・学生の認識の共有化を図るとともに、学則に定める教育研究上の目的の具現と、これを裏付ける学位を修得するにあたって提供する教育の質の保証に努めているところである（資料 1-10、4-1【ウェブ】）。

また、非常勤教員に対しては、年度はじめに非常勤教員に対して配信する「兼任講師ガイドブック」に、各学部・研究科の教育研究上の目的や学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を明記し、十分な周知に努めている（資料 1-11）。

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では 2019 年度に「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」を策定し、その中では方針間の一体性・整合性に留意することを明記している。また、各組織にて方針が策定される際には、各方針が適切に連関性を持っているか学内の第三者チェックを行うこととしている。

また、学位授与の方針で示す「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」と教育課程編成・実施の方針に基づき各学部で開講する科目の連関性を明確にするために、各学部・研究科においてカリキュラムマップを作成し、本学公式 Web サイトを通じて学内外に広く公表している（資料 2-77【ウェブ】、2-78）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）
評価の視点 2：専門教育・教養教育の位置付け（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）（学部）
評価の視点 3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）
評価の視点 4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定
評価の視点 5：初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか（導入教育の整備状況等）（学部）
評価の視点 6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

各学部の授業科目は、学部の専攻に関わる専門教育科目と、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養する教養教育科目に大別され、それらは学則別表において一覧形式で明示されている（資料 1-1【ウェブ】）。

（１）教養教育

①総合教育科目

一般教育科目・健康・スポーツ科目は、「総合教育科目」という名称で設置されており、人文科学、社会科学、自然科学の分野からバランスよく設置するという配慮がなされている（資料 1-10）。また、こうした分野の知識を総合するために、総合的・学際的テーマでの複数教員によるリレー形式授業である総合講座や、少人数の演習形式での授業など、教育方法上の工夫を行っている。なお、文系学部の情報教育について、情報関連設備を活用したデータ処理の入門的授業から応用的な授業まで体系的に科目が配置されている。健康・スポーツ科目は実習的な科目のみでなく、健康・スポーツ科学、健康・スポーツ政策をはじめとする、スポーツや健康を学問的な対象として扱う授業科目を設置するなど、各学部とも工夫を行っている。

②外国語科目

グローバル化の進展に対応するため、外国語能力の育成については各学部とも重要な課題と位置付け、1～2年次を中心に概ね2カ国語16単位程度（特定の学科では20単位以上）を必修としている。外国語の種類としては、英語、ドイツ語、フランス語、中国語は全学部で設置され、さらにスペイン語（法学部、経済学部、商学部、文学部、国際経営学部）、朝鮮語あるいは韓国・朝鮮語（法学部、経済学部、商学部、文学部、総合政策学部）、ロシア語（法学部、商学部、文学部、総合政策学部）、アラビア語（法学部、文学部、総合政策学部）等が複数の学部で設置されている。これ以外に文学部ではイタリア語、ラテン語、ギリシャ語が、総合政策学部には、マレー・インドネシア語、ペルシャ語、ヒンディー・ウルドゥー語が設置されている（資料 1-10）。また、各学部ともオーラル・コミュニケーション関連の科目を置き、さらに習熟度の高い学生を対象とする上級コースも整備している。英語に関しては、学部によってはTOEFLやTOEIC等を実施し、それらの点数をもとにクラス編成を行うことによって、学生の習熟度に配慮した授業内容としている。

（２）専門教育

各学部の専門教育は、学部によって名称の相違があるものの「専門教育」科目群として、導入、基礎、発展という段階によって体系的に整備されている。この中の最も基礎的で基幹的な科目は必修科目あるいは選択必修科目として、主に1・2年次に配置され、その知識を前提として3年次、4年次に発展的・応用的な性格を持つ科目が積み重ねられる構成を採っている（資料 1-10）。

（３）全学共通教育（学部間共通科目）

本学における全学共通教育（学部間共通科目）については、「ファカルティリンケー

ジ・プログラム（FLP）」「キャリアデザイン教育プログラム」「学術情報リテラシー教育プログラム」「AI・データサイエンス全学プログラム」「グローバルFLPプログラム」「短期留学プログラム」「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」を置いている（資料4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】）。

①ファカルティリンケージ・プログラム（FLP）

ファカルティリンケージ・プログラム（以下、「FLP」という。）は、各学部設置されている授業科目を有機的にリンクさせることにより、学部・学科の枠を超えた新しい知的領域を体系的に学修し、学際的な観点から専門知識の修得と問題解決能力を高めることを目的としたプログラムである（資料4-4、4-5）。①環境・社会・ガバナンスプログラム、②ジャーナリズムプログラム、③国際協力プログラム、④スポーツ・健康科学プログラム、⑤地域・公共マネジメントプログラムの5つの教育プログラムから構成されている。FLPにおいては、演習科目が大きな特徴となっており、見学調査、国内外実態調査等のフィールドワークの実施や専門家を特別講師として招聘するなど、実践的な教育活動を展開している。履修システムは、プログラム毎に指定された講義科目群と演習科目群の中から必要な授業科目を2年次～4年次に継続して履修するものであり、①②④⑤のプログラムは22単位の修得、③のプログラムについては32単位の修得がプログラムの修了要件となっている。プログラムの修了要件を満たした学生には、修了証としてオープンバッジを授与している（資料4-6【ウェブ】）。オープンバッジは、国際標準規格準拠のデジタル技術を用いたスキルの新しい証明方法であり、紙媒体の修了証と違い偽造や改ざんに強く、デジタル履歴書やSNSでの公開など様々な場面での活用が可能となり、学修の積み重ねを自分から発信することが可能となっている。

②キャリアデザイン教育プログラム（キャリア・デザイン・ワークショップ）

学生のキャリアデザインを支援することを目的とする教育プログラムとして、「キャリア・デザイン・ワークショップ」を置いている。学部、学科を超えたグループ学習（ワークショップ）を通して、キャリア形成に必要なコンピテンシー（能力）を理解し、自らのコンピテンシー（能力）を把握し、職業生活に向け、学生生活で身につけるコンピテンシー（能力）要素を捉えていく科目となっている（資料4-7）。

③学術情報リテラシー教育プログラム

大学で学ぶにあたって、基本的に身につけるべき学術情報の取り扱い方や自分の意見の発信方法を体系的に学ぶための「学術情報リテラシー科目」を開講している。実習を通じて調べものの基本的スキルを学ぶ「学術情報の探索・活用法」（随意科目）、論文作成に必要なアカデミック・ライティングの技法を学ぶ「大学生のための論文作成の技法（基礎編）」および「大学生のための論文作成の技法（発展編）」の3科目を開講している（資料4-8【ウェブ】、4-9）。

④AI・データサイエンス全学プログラム

文理を問わず全学部生を対象として、AI・データサイエンス分野をリテラシーから応用基礎レベルまで系統的に学修する「AI・データサイエンス全学プログラム」を設置している（資料4-10【ウェブ】）。

このプログラムは、導入教育にあたるリテラシー科目「AI・データサイエンスと現代社会」、各分野の第一線で活躍している実務家からの事例紹介および講師との議論を通じて総合的な理解を深める「AI・データサイエンス総合」の2科目を基礎的な科目として配置している。さらに、この領域に対して意欲的な学生を対象として、プログラム言語などを習得する科目「AI・データサイエンスツールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」や実践的な科目「AI・データサイエンス演習A(1)、A(2)、B(1)、B(2)、C(1)、C(2)」が履修可能となっている（資料4-10【ウェブ】）。

2022年度からは、これらの科目と各学部設置科目を組み合わせた「iDSプログラム」（英語名称：Chuo Intermediate Program for Data Science and AI）の運用が開始されており、所定の科目のうち22単位以上取得するなどの要件を充足した者に対して、修了証としてオープンバッジを発行することとなっている（資料4-11【ウェブ】）。

⑤グローバルFLPプログラム

本学の伝統である実学教育を通じて修得した専門知識・技能をグローバル社会で発揮することができる「グローバル・プロフェッショナル」の育成を目的としたプログラムであり、すべての科目を外国語で教える全学的教育プログラムとなっている。「グローバル・チュートリアル」と、「指定講義科目」から所定の単位を修得するとともに、体験型学修として、「海外インターンシップ」、「グローバルアクティブラーニング」等から所定の単位を修得することで修了要件を満たすものとなっている（資料4-12）。

⑥短期留学プログラム

夏季にはアメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国等の協定校へ、また、春季にはアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド等協定校へ学生を派遣している。様々な理由で長期留学に挑戦できないが、短期留学ならば挑戦してみたいという学生層へ留学の機会を提供している（資料4-3【ウェブ】、4-13）。

このほか、本学が受け入れる外国人留学生に対する日本語及び日本事情の教育を行う「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」を設置している。

以上が、学部において開設する科目の概要である。

また、科目の順次性については、専門教育科目は、各学部とも学科・専攻毎に設置されており、それらが概ね導入科目群、基本・基幹科目群、関連科目群、応用科目群のように年次・セメスターを追って順次、体系的に配置されている。外国語科目、健康・スポーツ科目、総合教育科目等の教養教育科目については、各学部によって若干の相違はあるものの、例えば外国語科目や健康・スポーツ科目は1・2年次を中心に設置されるなど、年次・セメスターを

追って順次、体系的に配置されている。卒業必要単位数に占める専門教育科目と教養教育科目の割合は概ね2対1であり、このうち語学科目は学部によって異なるが8～24単位となっている（資料1-10）。また、全学共通教育については、個々のプログラムの中で、順次性、体系性を担保している（資料4-2【ウェブ】～4-13）。このように、学士課程にふさわしい科目を置くとともに、順次性に配慮して科目を配置している。

例えば、順次性については、商学部においては、専門教育科目として、商学分野全般に関する基礎的知識の修得を促す科目群である「商学部スタンダード科目」、所属学科に設置される授業科目及び隣接する専門分野の系統的履修を促す「商学部分野別専門科目」、より実践的な学習に力点を置いた「商学部アドヴァンスト科目」、幅広い視野に裏打ちされた専門知識の涵養を担う「総合教育科目」を設置している。また、学生の効率的かつ主体的な履修計画の策定に資するよう、科目ナンバリングと履修系統図を導入している。特に、「商学部アドヴァンスト科目」において、専門教育科目とは別に、実践的な学修を行う5つの「プログラム科目」を置いている（資料4-14）。

また、理工学部では、理工学の確固たる知識と教養を持ち、高度な英語運用能力と新たな価値を創造する精神（アントレプレナーシップ）とを兼ね備えた人材を育成すべく、学士課程と博士前期課程をつなぐ「英語6年一貫教育×アントレプレナーシップ教育」を2022年度から開始し、カリキュラムの強化に努めている。英語力については、学部・大学院を通じた「英語6年一貫教育」として、学部1年次から段階を踏み、博士前期課程段階において国際学会において研究内容を発信する英語力を身に付けるプログラム設計としている。アントレプレナーシップ教育についても、学部1年次から基礎的な学修を開始し、応用段階では最新の国際情勢やビジネスプラン作成、海外ビジネス体験の場等を通じて、アントレプレナーシップに係る能力向上を図るものである。（資料4-15【ウェブ】）。

大学院研究科博士前期課程においては、各研究科の専門領域による違いはあるものの、学部での学修を基礎とした各学問領域における応用・発展的科目をはじめ、その周辺領域を支えるものとして、哲学分野、歴史分野、比較研究分野、情報処理分野、現代的な諸課題に対応するための特殊講義あるいは副専攻等を設けており、広い専攻領域の学修を行えるプログラムを提供することで豊かな学識を養うとともに、2年間の研究室における研究活動と教育補助活動を通じ、新たな学問の創造と発展に寄与する能力の涵養に努めている。各研究科博士前期課程の修了に必要な最低修得単位数は30～40単位（大学院学則第34条第1項別表第2）の範囲で設定されており、その修得すべき科目の内訳（必修・選択必修）等についても、各研究科の専門領域やねらいに応じて設定がなされている（資料1-3【ウェブ】）。例えば、経済学研究科では博士後期課程への進学、高度専門職業人としての就職、税理士の資格取得と、課程修了後に想定される3つの主な進路において必要となる能力を涵養するため、修了要件とカリキュラムを分別したコースを置いている（資料4-16【ウェブ】）。

体系性・順次性については、各研究科における教育課程編成・実施の方針に基づいたカリキュラム編成を行うことによりこれを担保していることに加えて、多くの研究科において履修登録に際しての指導教員による学修・履修指導を通じ学生の体系的・順次的な履修を実質化している。このほか、学生の研究関心の多様化や学際的研究に対応すべく、オープン・ド

メイン制度を運用している（資料 4-17）。このオープン・ドメイン制度は、所属する研究科以外の研究科に設置される設置科目（一部を除く）を、交流・協定校が受講を認めた講義科目とあわせて、各研究科の定める単位数の範囲において履修することを可能とする制度であり、学生の幅広い研究関心への配慮を行っている。

大学院研究科博士後期課程においては、担当教員の指導の下での論文演習等が中心となり、その過程において研究経過の報告、学術雑誌への投稿論文の執筆等の学修活動を行う。そのため、博士後期課程の修了に必要な最低修得単位数は6～16単位（大学院学則第34条第2項別表第2の2及び専門職大学院学則第94条の2第2項別表第2）の範囲で設定されている（資料 1-3【ウェブ】）。その内訳は、各研究科において論文演習の位置づけとなる授業科目を中心として、研究倫理教育や研究指導のメソッド、ワークショップ、インターンシップなど、研究科毎に博士後期課程を修了するにあたって必要な知識・能力を涵養するために必要となる授業科目を適所に配置し、論文演習と合わせて体系的な教育課程を編成している。

例えば、総合政策研究科においては、博士前期課程においては幅広い研究分野を複眼的に学ぶための基礎的能力を早期に培う「研究基礎科目」、研究基礎科目で修得した基礎的な知識と研究手法を基に、個々の学生の研究を発展させるための「研究発展科目」、講義科目で得た基礎知識や高度な政策分析能力を前提に、修士論文執筆で必要となる知識やリテラシーをゼミナール形式で指導する「研究応用科目」に分けて授業科目を開設している。また、博士後期課程においては、政策提案力や学問開拓力の強化を図ることを目的とした「上級学術研究Ⅰ～Ⅳ」、4つの分野毎に体系的に科目を配置する「特殊研究Ⅰ」（1年次）及び「特殊研究Ⅱ」（2年次）を開講している（資料 4-18）。

専門職大学院研究科においては、それぞれの研究科が対象とする専門領域に係る基本的・基礎的な科目群と、各専門分野に係る発展・応用的な科目群により構成されており、これらの科目群を体系的かつ段階的に配置することにより、高度の専門性を求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力の涵養を図っている（資料 1-10）。

なお、各学部・研究科においては、学生がカリキュラムの順次性を意識して授業科目の履修選択を行いやすいよう、「履修系統図（7学部）」「カリキュラムマップ（全学部・研究科）」を作成している（資料 2-77【ウェブ】、2-78）。また、経済学部、商学部、国際情報学部では、各授業科目に学修の段階や順序等を表す番号を付すことで、より履修体系を明確化する「科目ナンバリング」制度を導入している。なお、科目ナンバリングについては、2023年度から全学共通ルールに基づき、全学部で導入する予定である（資料 2-80【ウェブ】）。

○専門教育・教養教育の位置付けについて（教育課程における量的配分、提供する教育内容等） （学部）

各学部に設置される専門教育科目と教養教育科目は、必修科目と選択必修科目、選択科目に区分されている。その量的配分は学部・学科によって異なるが、卒業必要単位のうち、カリキュラム上の科目区分毎に設定する最低修得単位数を修得することとしており、科目区分毎の上限修得単位数や各年次における履修可能な単位数の上限を設定することで、講義、実験・実習、演習等の科目を通じて修得した知識・能力を総合し、学士課程としてバランスを

欠いた学修に陥らないように配慮している。

[各学部における教育科目区分毎の卒業に必要な単位数一覧]

学部 (卒業必要単位)	専門教育科目	教養教育科目		
		総合教育科目	外国語科目	健康・スポーツ科目
法学部 (124 単位)	68～80 単位	20 単位	16～24 単位	※ 4 単位
経済学部 (133 単位)	62 単位	24 単位	14 単位	4 単位
商学部 (130 単位)	74 単位	16 単位	6～12 単位	※ 2 単位
理工学部 (124～130 単位)	41～72 単位	16～31 単位	8～12 単位	※ 0～3 単位
文学部 (127 単位)	68 単位	29 単位	※ 8～16 単位	※ 1～3 単位
総合政策学部 (126 単位)	50 単位	4 単位	16～26 単位	—
国際経営学部 (124 単位)	64 単位	18 単位	16 単位	
国際情報学部 (124 単位)	68 単位	24 単位	※ 8 単位	

※総合教育科目に含まれる

○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

2016 年に受審した機関別認証評価において、法学研究科博士後期課程、経済学研究科博士後期課程、理工学研究科博士後期課程、総合政策研究科博士後期課程はそれぞれ「カリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。」との指摘（努力課題）を受けた。これを受け、各研究科において博士前期課程も含めた教育課程全体の検討を進め、2021 年度には指摘されたすべての研究科において、改善したカリキュラムが適用されている（資料 2-49【ウェブ】、2-50【ウェブ】）。

博士前期課程においては、コースワークとして、講義科目（「〇〇論」「〇〇特殊研究」等の科目や共通基礎科目、導入科目等）、実習科目等を設置している。このほか、博士前期課程において、学生の研究関心の多様化や学際的研究に対応すべく、オープン・ドメイン制度を運用している。オープン・ドメイン制度は、所属する研究科以外の研究科に設置される設置科目（一部を除く）を、交流・協定校が受講を認めた講義科目とあわせて、各研究科の定める単位数の範囲において履修することを可能とする制度であり、学生の幅広い研究関心への配慮を行っている（資料 4-17）。学生はこれらの科目の履修を通じて修了に必要な単位数を修得し、その上で修士論文（あるいは特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験（口頭試問）に合格することにより修士学位を取得することとなっている。リサーチワークとしての論文作成指導については、授業科目としての演習科目における研究指導や授業時間外に実施される研究指導に加え、一部の研究科においては修士論文の中間報告会や研究会での報告を通じてリサーチワークに対する指導が行われている。

博士後期課程においては、課程修了に必要な単位数を各研究科とも博士前期課程の半分以下に抑えており、博士学位論文執筆に向けた個別指導に比重を置いている。授業科目については、指導教員の指導の下で自身が専攻する領域の演習科目や特殊研究等を中心に履修しつつ、これに加えて、博士後期課程修了後の進路を見据えて、自立した研究者として活躍するために備えるべき知識・能力を涵養するための授業科目を履修することとなっている。また、他の研究科や専攻が開講する科目を一定の制限内において履修することも可能となっている。このように、リサーチワークとコースワークを適切に組み合わせた形な設計となってい

る（資料 1-10）。

コースワークの具体例として、法学研究科においては、論文指導が中心となる科目に加えて、主な進路として想定される大学教員において必要とされる指導力や、研究者として自立した研究活動と高度な研究能力を涵養する「研究論科目」群を置き、必修化している（資料 1-10、4-19【ウェブ】）。また、経済学研究科においては、博士前期課程のコースワークとして研究基盤教育科目「リサーチ・リテラシー」の導入および必修化を行うとともに、学生の希望進路に合わせた3つのコース制の新設、8科目の「基本科目」の選択必修化を実施している。その上で、博士後期課程については、研究遂行能力を高めるとともに研究職に就くにあたり求められる知識・技能を高めることを目的とする「リサーチ・ワークショップ」を開設している（資料 4-16【ウェブ】、4-20【ウェブ】、4-21）。

○初年次教育・高大連携に配慮した教育内容について

（１）初年次教育について

本学では、専ら「教わる」学修が中心となる後期中等教育から「自ら課題を設定し、自ら学ぶ力を養う」高等教育への円滑な移行を促すために、主に初年次において導入的な教育を重視している。導入的な教育を目的とする科目は15名程度の少人数による演習形式で行われているものが多い。

具体的な授業内容は、大学生活における自己管理や学生生活の生活設計等の態度・姿勢の涵養、専門書の読み方・レジュメの作り方・プレゼンテーションの行い方等となっており、後期中等教育とは異なる大学での新しい学習の基礎的なリテラシー能力の養成、各学部・学科の専門教育の前提となる基礎知識・能力の構築等を目的としている。

また、全学共通科目として、大学で学ぶにあたって、基本的に身につけるべき学術情報の取り扱い方や自分の意見の発信方法を体系的に学ぶための「学術情報リテラシー科目」を開講している。2022年度は、実習を通じて調べものの基本的スキルを学ぶ「学術情報の探索・活用法」（随意科目）、論文作成に必要なアカデミック・ライティングの技法を学ぶ「大学生のための論文作成の技法（基礎編）」および「大学生のための論文作成の技法（発展編）」の3科目を開講している（資料 4-8【ウェブ】、4-9）。

（２）高大連携について

本学は、高大連携事業として、各学部の教育課程の特色を生かし、各学部の専任教員による模擬授業の実施や、科目等履修生制度の一部開放、校長推薦型の入試による入学生を対象とした入学前教育の実施等を行っている。

高校生を対象とした科目等履修生制度は、経済学部・商学部・理工学部数学科にて行っている。

例えば経済学部においては、大学生の授業を受講できる「科目等履修生制度」を設置し、高校1年生から出願可能としている。対象科目は1年次配当科目である「経済入門」であり、対面及びオンライン形式のハイブリッド授業としているため、全国から高校生が受講している。なお、経済学部に入学した場合は、単位として認定される（資料 4-22、4-23）。

また、商学部では、2004年度より岐阜県立岐阜商業高等学校との協定に基づく「岐阜アカウンティング（GA）プログラム」を実施している。本プログラムは、科目等履修生制度を利用して商学部専任教員が岐阜県立岐阜商業高等学校へ出張し、公認会計士育成のための会計ゼミを実施し、生徒の評定平均・ゼミの成績、簿記検定の結果を含む書類審査、面接により商学部への入学合否を判定するものである。入学後は2年次からプログラム科目「アカウント・プログラム」で公認会計士試験合格を目指すこととなる。商学部に入学者の出身者は早期に公認会計士試験に合格しており、その成果が確認できている（資料 4-24、4-25）。

本学と4つの附属校との間においても、各学部の教育課程の特色を活かすという観点から、学部と附属校が個別に企画を行うケースが多かったが、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下、2021年5月に「中央大学と附属学校の教育連携推進プラン」が策定されたことにより、大学と4つの附属校の一体的な連携が開始した（資料 4-26）。

連携プランの主な内容は、附属中高校生に本学への理解を深めてもらうイベント、学部選択セミナー、保護者向けキャンパス見学会、国際センター外国語講座の提供、入学前教育の実施等、多岐に渡っている。

特に、2022年度より開始した「附属校生徒を対象とする高大接続先行履修制度」は、大学の授業を先行的に履修・体感すること大学での学修に対する意欲を更に高めてもらうことを目的としており、4つの附属高校の2・3年生は、科目等履修生として、全学共通科目「AI・データサイエンスと現代社会」を先行的に履修することができる（資料 4-27、4-28、4-29【ウェブ】）。なお、単位を取得した場合は本学のいずれの学部に進学しても要卒単位として認定される。昨今の高等教育情勢も見据えつつ、いち早く「AI・データサイエンス」に係る科目を、附属高校に提供する取組みは、他大学でも数例程度と把握しており、先駆的な取組みといえる。開始初年度となった2022年度は、21名の附属高生徒が受講し、学期末試験においては在學生と比較して遜色ない成績をあげており、新たな制度を活用して学修に励んでいたことがうかがえる結果となった。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

学部においては、学生が自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計を探るための助けとなる科目を置いている。具体的には、各教育課程の特色を反映した独自のキャリア教育科目（インターンシップを含む）、学部間共通科目（「キャリア・デザイン・ワークショップ」）に大別されている。

各教育課程の特色を反映したキャリア教育科目として、例えば、法学部においては「大学と社会」及び法曹実務家が授業を担当する「法曹論」「法曹演習」、経済学部においてはビジネスパーソンから与えられる課題を解決する「ビジネス・プロジェクト講座」、企業や地域と連携して行う「キャリアデザイン」、理工学部においては、理系に必要な法律を扱う「技術と法」「知的財産取扱基礎知識」「知的財産法演習」等が挙げられる（資料 4-30）。

このほか、インターンシップについては、正課授業としてのアカデミック・インターンシップと課外のキャリアデザイン・インターンシップとの2種類を設置している。特に、正課

内のインターンシップについては、事前指導（マナー講習等）、実習、事後指導、レポート提出、事後報告会での発表を組み合わせた授業形態を採用している。なお、アカデミック・インターンシップの取り組みは、学内では経済学部が先駆的に取り組んでおり、1993年度の開始から約30年の歴史を有するものである（資料4-31）。

大学院研究科においては、法学・経済学・総合政策研究科の博士前期課程の共同設置科目として、専門分野を問わず普遍的に必要となる研究能力や研究規範及び研究倫理を学ぶための科目「リサーチ・リテラシー」を置いている（資料4-32）。また、文系研究科の博士前期課程においては、学術論文執筆のための「アカデミック・ライティング（アカデミック・ライティングの方法と実践）」を置いている（資料4-33）。法学研究科は前期課程に「研究報告論」にて研究指導におけるメソッドを学び基盤を形成した上で、後期課程の「研究指導論」において大学教員による講義の教授方法を学ぶことができる（資料4-34）。また、理工学研究科においては、博士前期課程に英語学術論文執筆のための「アカデミック・ライティング」、国際会議で英語での研究発表を行う際に必要とされるスキルを身につける「アカデミック・プレゼンテーション」を置き、博士後期課程には、研究開発インターンシップを行う「ジョブ型研究インターンシップ」を設置している（資料4-35）。総合政策研究科では前期課程において「英語プレゼンテーションの技法」を設置し、英語プレゼンテーション能力を高める教育を実施している（資料4-36）。また、特定の職業への進路形成を見越して、文学研究科の前期課程・後期課程においては「インターンシップ（博物館実務研修、美術館実務研修、アーキビスト実務研修）」、経済学研究科と商学研究科の前期課程においては「税法判例研究Ⅰ・Ⅱ」を設置している（資料4-37、4-38）。なお、経済学研究科と文学研究科においては、学位プログラム単位の教育として、特定職を進路とする学生の養成に特化したコース（税理士コース、臨床心理学コース）を編成している（資料4-16【ウェブ】、資料4-39）。

専門職大学院研究科については、各授業科目の中で、理論と実務の架橋を意識した学習内容を充実させている（資料1-10）。

以上のとおり、本学は「教育課程編成・実施の方針」に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を各教育プログラムの特性に応じて開設し、教育課程を体系的に編成している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導） 評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士） 評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

法・経済・商・文・国際経営・国際情報学部では主として講義、演習、実習（実技）が、

理工学部ではこれらに加えて実験・実習が主な授業形態となっている（資料 1-10、資料 3-2）。演習科目については1ゼミ 15 名程度という少人数を目標としている。語学科目では1クラス 40 名以内で、学生の習熟度に応じたクラス編成を行っている学部が多い。また、講義科目では、多くの学生を対象に知識を体系的に教授することから、大教室・中教室等で実施されることが多く、履修希望者が多数に及ぶ際には複数の授業を開講する場合もある。

学生の主体的参加を促すための環境としては、全学授業システム manaba やアンケート・クリッカーシステム「respon」を全学的に導入することで、講義中にリアクションペーパーの提出や小テスト、リアルタイムアンケートなどが実施可能となっている。これにより、大人数授業において双方向型の授業展開が可能となっており、学生アンケートなどでは respon を活用した双方向型の授業科目は好評を得ている。

学生の主体的参加を促すための授業方法としては、各授業科目の特性に応じて工夫することで、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じている。講義科目については、科目内容や履修者の人数等によりその実施状況は異なるが、例えば、履修者の多い授業や実験実習を伴う科目においてティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）等を活用した授業方法を取り入れる、履修者が少ない授業科目の場合には、双方向型の授業となるようグループワークやプレゼンテーションの機会を積極的に学生に与えるなど、それぞれの専門分野における知見の獲得に向けてアクティブ・ラーニングの教育スタイル等も取り入れながら、学生が主体的に参画できるよう工夫を行っている。また、演習科目については、学部によってそのカリキュラム上の位置付けは若干異なるものの、特に3・4年次に設定される演習科目において、専ら各学生が自ら定めたテーマ等に基づき主体的な学修を進めていく、もしくはプロジェクト型の学修を進めていくことを基本としており、必要に応じて個人またはチームでケーススタディや調査研究（現地への実態調査等）を行うなど、各専門分野に係る主体的な学修活動が展開されている（資料 1-10、3-2）。

さらに、学部により、実務家を講師として招聘し、具体的なロールモデルを提示しながら学生の主体的な参画を促す工夫を行う科目を設置しているほか、意欲のある学生（3年次以上）に大学院設置科目の履修を認め、その修得単位を学部の卒業単位として算入できる仕組みを整備しているケースもある。

このほか、本学のインターンシップについては、課外のキャリアデザイン・インターンシップと正課授業としてのアカデミック・インターンシップの2種類を設置しており、学生が実際に「働く」ことの体験を通じて、仕事をするものの意義を学ぶとともに社会や企業から求められる能力等を理解すること、そして、その経験をもとに更なる学修意欲の向上に繋げ、学生における主体的な学修を促すことを目的として、事前指導（マナー講習等）、実習、事後指導、レポート提出、事後報告会での発表を組み合わせた授業形態を採用している（資料 4-31）。

また、2019 年度からは従来の 90 分授業を「100 分授業」とする変更を行ったこともあり、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた双方向型の授業がより増える傾向にある。在学生アンケートにおいても「授業の中で学生同士が議論することを経験した」と回答した割合は、55.3%（2019 年度）から 59.2%（2022 年度）というように推移しており、各授業において学生の主体的な参加を促す工夫が行われているところである。なお、新型コロナウ

イルス感染症拡大下においてもこの数値に大きな変動はなかったことから、限られた環境においても様々な工夫を講じてアクティブ・ラーニングが実施されていたことがうかがえる（資料 4-40、4-41）。

学生の主体的な参加を促すことで学習を活性化し、効果的に教育を行っている例として次の例をあげる。

学部間共通科目プログラムである FLP に関しては、講義や演習科目において、例えばドキュメンタリー番組作成のための取材活動や地域における環境問題への取組み等の見学調査、発展途上国での貧困問題解決や地方自治体が抱える課題解決に向けた政策提言等のための国内外実態調査を取り入れるなど、学生が能動的かつ主体的に学修活動へ参加する仕組みになっている。その一端を示すデータとして、在学生アンケートの結果においては、FLP を履修している学生は「社会活動・ボランティア」や「インターンシップ」の活動にも力を入れる傾向がみられており、能動的かつ主体的に幅広く活動を行っていることがうかがえる（資料 4-42）。また、修了生の進路先においても、プログラムの目的に沿った進路や希望する企業に就職できた学生が多く見受けられ、同プログラムの高い教育効果を確認している。（資料 4-43）。

また、商学部においては、実践的な学びの中で、学生が主体的に学修を行う 5 つの「プログラム科目」を置いている（資料 4-44【ウェブ】）。

特に、地域社会が解決すべき課題を適切に特定し、効果的なビジネス・ソリューションを考案するとともに、課題解決の実現に向けたイノベーションに挑戦する「ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム」においては、奥多摩三村の抱える問題に学生ならではの視点で取り組み、チョコレートやワインなど特産品の開発、イベントの企画や広報活動等を通して、課題解決に対する実践力を磨いている（資料 4-45）。このプログラムについては、開始当初は、学内競争的資金であった教育力向上推進事業を活用していたが、2022 年度以降は、株式会社きらぼし銀行による奥多摩三村への「企業版ふるさと納税」による寄付を活用している。本プログラムの学生は、奥多摩三村を通じて株式会社きらぼし銀行から、活動に必要な交通費や商品・サービス開発等費用面での援助のほか、授業内でのサポートや成果発表の機会提供など様々な支援を受けており、新しい「産・官・学」の連携スキームの中で奥多摩三村の地域課題解決に取り組んでいる（資料 4-46【ウェブ】）。

また、スポーツビジネスの現場で活躍する人材を育成する「スポーツ・ビジネス・プログラム」においては、J リーグクラブチームにおける経営課題を解決するプログラム、海外のプロサッカークラブのクラブ経営について実習し、学修するプログラム等を置いており、学生は実際のクラブチームの運営等を通じて、課題解決力及び実践力を磨いている（資料 4-47【ウェブ】、4-48）。なお、後者については、現在ドイツのクラブチームと商学部においてカレッジ・パートナーシップを結び連携するとともに、学生支援の側面からは、渡航に際して明治安田生命保険相互会社からの寄付で奨学金が給付されるものとなっている（資料 4-49【ウェブ】）。このように大学での学びを実地で活かす実践的な学びの中で、学生の主体的な学びが行われている。

また、文学部では、2020 年度から、「自分たちで学びをかたちに」をキーワードとした演習授業「特別教養：実践的教養演習」を開始している。毎年、13 専攻の学びを融合した領域

横断的な学びができるような統一テーマを設定し、そのもとで学生は出版・イベント・映像制作部門に分かれて具体的な活動を行い、実践から学びを深めている。これまで、文化資源マップ『中央大学を知ろう！—中央大学 135 年の歴史を歩く—』の制作、教科書『学びの扉をひらく—時間・記憶・記録—』の刊行、大学や授業の紹介動画等、活動を積み重ねている（資料 4-50【ウェブ】、4-51）。

○単位の実質化を図るための措置について（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

単位の実質化を図るための措置は、以下のとおり実施している。

（1）シラバスにおける「授業時間外の学修に必要な時間数/週」の明示

「中央大学シラバス作成ガイドライン」を通じてシラバス作成時の注意点として「予習・復習時間の考え方」についてを明示し、シラバスにおいては必ず「授業時間外の学修に必要な時間数/週」に具体的な時間数が表示される仕組みとなっている（資料 4-52）。そのため、各授業科目における「授業時間外の学修に必要な時間数」については、担当教員・履修学生ともに共通認識が形成されている。

（2）年次最高履修単位

各年次・学期における学修密度を保証するために、全ての学部において各年次・学期毎に履修科目登録の上限（年次最高履修単位）を定めている。上限単位数は各学部や年次進行によって若干異なるが、各学部とも概ね 40～49 単位となっている（資料 1-10、4-53）。

ただし、本学の資格課程科目等は各学部の教育課程の範囲外に課程を設置する開放性を採っていることから上限単位数を超えて履修できる科目も存在し、50 単位を超えて履修登録を行っている学生も一部で存在する状況にあるが、開放性を採っている課程である以上、必然的に資格課程履修者が通常の学生と比較して履修すべき単位数は多くなる。しかしながら、特に、資格課程の多くを占める教職課程履修者については、通常の学生以上に授業外の学習時間の確保、単位の実質化に留意する必要がある。このことから、2020 年度には教員養成に関する運営委員会より各学部へ「教職課程履修者における年次別最高履修単位数及び学修指導に係る検討」依頼を行い、各学部においては年次別最高履修単位を設ける、以下の（3）で述べる履修・学習指導とは別に、各学部により重点的な追加履修指導を行うなどの取組みを進め、単位の実質化を図っている（資料 4-54、4-55）。

（3）履修・学習指導

各学部とも、1 年次入学時における新入生向けの各種ガイダンス、2 年次以降の履修ガイダンス、演習募集・履修時や卒業論文作成時のガイダンス等を実施し、また、履修要項等のガイドブックも作成して丁寧な履修指導を行っている。さらに、1 年次の演習科目担当者や外国語科目担当者と連動したクラス担任制あるいはクラス（アカデミック）・アドバイザー制度も導入されている。なお、全ての学部で授業期間中において講義に対応するオフィスアワーを制度化し、学生の質問等に継続的に対応している。

○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

入学から学位論文作成・学位取得まで（博士前期課程は2年間、博士後期課程は3年間）の研究指導スケジュール概要については、文系研究科においては履修要項等に明示している（資料4-56）。理工学研究科においては、履修要項に加えて、前期課程においては「論文研修一～四」、後期課程においては「特殊論文研修Ⅰ～Ⅳ」のシラバスにもあわせて明示している（資料4-57、4-58【ウェブ】）。大学院各研究科とも、研究科が計画する標準修業年限内の研究指導スケジュール概要に留意しながら、指導教員を中心に、授業時間内外において綿密な履修指導・研究指導を行うこととなっている。

なお、博士後期課程の在籍者に対しては、1年次において「研究計画書」を、2年次以降は毎年度「研究状況報告書（理工学研究科では2年次において「研究経過報告書」）」を、指導教授を通じて研究科委員会に提出するよう義務付けることにより、定期的かつ計画的な研究指導が行われ、学生の状況に合わせたスケジュールの修正や指導計画の相互理解に努める機会としているほか、研究科委員会を通じて研究科の他の教員にも報告書を共有することにより、研究指導の透明性確保や複数人による共同指導に発展させる機会としている（資料1-10）。

○シラバスに基づいた授業展開について

各学部・研究科とも、全授業科目についてシラバスを作成し、学生は全学授業支援システム manaba を通じて閲覧することが可能となっているほか、本学公式 Web サイトにおいても公開している（資料4-58【ウェブ】）。シラバス作成にあたっては、「中央大学シラバス作成ガイドライン」、中央大学 FD 推進委員会が作成した「FD ハンドブック」においてシラバスの位置づけや作成にあたっての留意事項、授業設計・運営における工夫、シラバスの好事例を明示することで、内部質保証におけるシラバスの重要性や留意点に関する理解を深めることで、その充実を図っている（資料4-52、4-59）。

シラバスの構成は、「授業形式」、「履修条件・関連科目等」、「授業で使用する言語」、「授業の概要」、「科目目的」、「到達目標」、「授業計画と内容」、「授業時間外の学修の内容」、「授業時間外の学修に必要な時間数／週」、「成績評価の方法・基準」、「課題や試験のフィードバック方法」、「アクティブ・ラーニングの実施内容」、「授業における ICT の活用方法」、「実務経験のある教員による授業」、「テキスト・参考文献等」、「オフィスアワー」といった統一的な項目となっており、各授業の開始時に実施されるガイダンスにおいて担当教員からの当該授業の説明が行われる際に活用されている。

授業内容・方法とシラバスの整合性については、作成段階において事務局による形式要件を満たしているかどうかのチェックのほか、すべての学部・研究科において教務（カリキュラム）委員会等の第三者チェックを行っており、記載の不十分なシラバスについては教員に修正を求めるなどの取り組みを行っている。

以上のように、本学は、効果的に教育を行うための様々な措置を講じて、学生の学修を活性化させている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

(1) 単位制度の趣旨に基づく単位認定

学部及び大学院研究科については、大学設置基準第21条及び大学院設置基準第15条（大学設置基準第21条第2項第1号の準用）に基づき、学則第33条（大学院研究科へは学則を準用）において、各授業科目は1単位45時間の学修をもって構成することを標準とした計算基準について定めている（資料1-1【ウェブ】）。また、これらの計算基準や授業外学修時間や内容については、履修要項への掲載、シラバスの「授業計画と内容」、「授業時間外の学修の内容」、「授業時間外の学修に必要な時間/週」の項目における記載を通して、学生に周知を図っている。

既修得単位の認定については、学部は大学設置基準第28条に基づき、学則第35条の2及び3において定め、60単位を上限として認定を行っている。大学院については大学院設置基準第15条（大学設置基準第28条の準用）に基づき、大学院学則第25条の2及び第36条の2に定めている。運用は研究科によって異なるものの、留学による修得単位、入学前や他大学からの既修得単位についてはそれぞれ15単位を上限とし、合計で20単位を超えないものと定めている（資料1-1【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。

(2) 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

本学における成績の評価基準は、成績評価については、S：100～90点以上、A：89～80点以上、B：79～70点以上、C：69～60点以上（以上、合格）、E：59点以下（不合格）としている。また、成績評価をGrade Pointとして数値化し、総合的な成績評価を可視化するGPA制度を導入している。

学部の評価については、中央大学学則第35条の「授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学習の評価に合格した者には、所定の単位を与える。」との規定に基づき、授業科目の担当教員が試験、論文・レポートなどの成果物や、受講態度、授業への貢献度などに拠って行っている（資料1-1【ウェブ】）。担当教員は、授業の内容及び形態を考慮したうえで、学修到達度を適切に評価するために相応しい評価方法・基準を各学期のはじめにシラバスで学生に明示し、その内容に基づいて厳格な成績評価を実施している。成績発表後には、学生が自身の成績評価に関して担当教員に照会できる制度を備えており、成績評価の透明性を確保している（資料1-1【ウェブ】、4-58【ウェブ】）。

大学院研究科においては、大学院学則第36条に、専門職大学院研究科においては専門職大学院学則第58条に同様の内容を定めるとともに、学部と同様に、学修到達度を適切に評価するために相応しい評価方法・基準をシラバスで明示し、その内容に基づいて厳格な成績評価を実施している。あわせて、成績発表後に学生が自身の成績評価に関して担当教員に照会できる制度も同様に備えている（資料1-3【ウェブ】、1-4【ウェブ】、1-10、4-58【ウェブ】）。

また、学部・研究科によっては成績評価の割合の設定を行うなど、成績評価の一層の厳格化に取り組んでいる。例えば、法学部においては、最上位評価の割合に上限を設定することにより、成績評価の一層の厳格化を図ることを企図して、各講義について最上位評価の割合を全履修登録者の20%以内とする相対評価を導入している（一部科目を除く）（資料4-60）。法務研究科においては、一部の科目を除き、Sは上位15%以内、SとAを併せて上位40%以内、S・A・Bを合わせて85%以内と定めている（資料4-61）。

成績評価の厳格性を担保するための仕組みとしては、各教育組織において評価結果の検証が行われるほか、毎年中央大学FD推進委員会においても、履修人数別の成績評価分布のチェックを行っている（資料4-62）。また、大学評価委員会が発行する「学修成果の可視化データ集」においても学部・学科ごとのGPA分布がモニタリングされており、異なるアプローチにより複数回にわたって学内第三者の視点から成績分布をチェックする機会を設けることで、教育組織間で極端な偏りが生じないように、標準化を図っている（資料2-23）。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大下においては、感染状況に応じて、全学的な試験実施に係る方針を都度定めて実施した。

○学位授与を適切に行うための措置

学部については、中央大学学則第42条及び第43条に卒業要件について規定しており、各学部の「学位授与の方針」を踏まえ、同学則別表第2にそれぞれ卒業に必要な単位を規定している。これら卒業要件については、履修要項等で学生に明示している。具体的な学位授与の手続きについては、所定の能力等を身につけ、各学部が卒業要件として定める単位を修得した者について、各学部教授会における審議を経て、学長が「学士」の学位を授与する（学則第44条、学位規則第20条）（資料1-1【ウェブ】、4-63【ウェブ】）。

大学院研究科における学位授与については、大学院学則第40条～45条に詳細を定めている。特に、学位論文の合格基準については、大学院学則第40条において示すとともに、個別研究科における審査基準については、各研究科において取扱要領の形で明文化し、履修要項及び学生ポータルサイトC plus、本学公式Webサイトへ掲載している（資料1-10、2-75【ウェブ】、4-64）。加えて、入学後のガイダンスや中間発表会、指導教員による研究指導等の機会での説明を通じて周知を行っている。なお、2023年度より、各研究科とも、学位審査に関する取扱要領に明示する審査基準について、「学位授与の方針」との関連性を整理し、履修要項を通じて学生に明示している（資料4-65）。

また、学位の審査については、博士前期課程における審査体制は、各研究科とも主査1名、副査2名の構成となっており、複数の審査委員が論文の水準について各研究科が定める論文審査基準に基づいて確認することで、その質を確保するよう努めている。博士後期課程においては、博士論文の審査を行うにあたって、基本的には修士論文と同様の体制を採っており、審査委員の中に学外有識者を選任することにより、客観性および厳格性を高める仕組みとしている。また、最終試験（口頭試問）を公聴会形式で行うことや、中央大学学位規則第16条に定める、主査による審査結果の報告および同規則第17条に定める学位授与投票を各研究

科委員会で厳格に行うことにより、その質を担保している（資料4-63【ウェブ】）。

専門職大学院研究科については、専門職大学院学則第64～65条（法務研究科）、第92～94条（戦略経営研究科）に修了要件及び学位授与について定めている（資料1-4【ウェブ】）。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下における学位審査については、文系大学院においては博士前期課程についてはオンライン方式、博士後期課程についてはオンラインと対面を組み合わせ、工夫しつつ行った。理工学研究科については原則対面として、学位審査を実施している。

以上のように、本学は成績評価の厳格性・公平性の担保に努めるとともに、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

本学における学習成果の把握・可視化に係る取組みについては、大学評価委員会が中心となり取り組んでいる。全学としての具体的な取組みは次のとおりである。

まず、2019年度には大学評価委員会において「学修成果の把握に関する方針」を策定し、「学位授与の方針」に明示した学習成果を測定するための指標を明文化した（資料2-22【ウェブ】）。学修成果の測定については、様々な手法・視点から実施されることが望ましいことから、この方針においては、機関レベル・教育プログラムレベル・科目レベルの3階層に分けて測定指標を設定し、客観的指標と主観的指標をバランス良く組み合わせた構成としている。

具体的な測定指標として、機関レベルや教育プログラムレベルは、主観的指標として能力自己評価調査（学生へのアンケート調査）や卒業生アンケートを、客観的指標としては進路状況（就職率、進学率）やGPAなどを掲げている。これらの指標については、大学評価委員会が「学修成果の可視化データ集」として毎年の結果を取り纏め、学部長会議、各教授会等へ報告を行っており、教育改善のための基礎資料として活用している（資料2-23）。科目レベルの測定指標としては、主観的指標として授業アンケート、客観的指標として成績評価、各科目の合格率（単位取得率）の3指標を掲げている。

いずれの階層・課程においても、学習成果は各授業科目を通じて修得されとの認識から、客観的指標として成績評価の指標を重視しているが、各種アンケートも活用し、様々な視点から学修成果の測定を行うよう努めている。入学時には「新入生アンケート」、2年次以降の4～5月には「在学生アンケート」、卒業年の1月～3月には「卒業時アンケート」を実施し、それぞれの場面で「学位授与の方針」にて掲げた「卒業するにあたって備えるべき知

識・能力・態度」がどの程度備わっているかの自己評価調査を実施している（資料 4-66～4-74）。また、アンケート結果を用い、学生がどのような自己評価をしているか等パネルデータ分析を行っており、多角的な学習成果の評価を行っている（資料 2-23、4-75）。また、卒業後においては、「卒業生アンケート」を実施することで卒業後のアウトプット段階における在学時の教育に対する評価を行うことで、学修成果の可視化・把握にも取り組んでいる（資料 4-76）。

また、2020 年度より、大学評価委員長の設定する指定課題として、「学修成果の可視化に係る取組みの推進」を設定し、全ての学部・研究科が個々の教育プログラムに応じて当該課題に取り組むこと、その報告を大学評価委員会に行うことを求めている（資料 2-32～2-34）。

さらに 2021 年度には、全学の学修成果の把握・可視化のための基盤をさらに整えるため、大学評価委員会のもと、全ての学部・研究科において、学習成果と授業科目の対応関係を明示したカリキュラムマップの作成・公開を行った（資料 2-76～2-78）。

そして、2022 年度には、大学評価委員会の依頼に基づき、教育力研究開発機構において、学部のカリキュラムマップ等を活用し、「学位授与の方針」と成績評価の相関に係る「各学部の学修成果の可視化に係る分析」を行った。現在、各学部に分析データをフィードバックしたところであり、今後はその分析結果について、各組織の教育課程改善のために活用する予定である（資料 4-77）。

以上が、学修成果の把握・可視化に係る全学的な取組みである。加えて、各学部・研究科においては、前述の大学評価委員長の設定する指定課題に基づきながら、各教育プログラムの特性に応じた学修成果の測定に取り組んでいる。

例えば理工学部情報工学科においては、2015 年度より、学部教育の集大成ともいえる 4 年次配当必修科目「卒業研究」の評価基準にルーブリックを導入している。情報工学科においてルーブリック評価を導入するにあたっては、「卒業研究」を通じて、どのような場面でどのような能力がどのような水準で発現しているのかを点検し、卒業研究に関する学習活動に見られる代表的行動がいつ頃に見られるか、その行動が「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」に明示された「8つの知識・能力・態度」のどれに対応するのか確認を行い、卒業にあたって備えるべき「8つの知識・能力・態度」すべてが「卒業研究」を遂行する上で発現することを確認している。このように情報工学科では学修の集大成である「卒業研究」にルーブリック評価を導入することによって、「学位授与の方針」に定める、卒業にあたって備えるべき「8つの知識・能力・態度」を一定水準以上で獲得したことを可視化・把握している。そして、評価水準を詳細に定めたルーブリック表を学生に予め明示することで、学修の動機づけ、学生本人が学修成果を把握しやすくしている。また、指導教員が最上位や最下位の評価を付す場合は、その根拠を指導担当以外の教員に示すことが義務付けるなど、評価の客観性・厳密性にも配慮した取組みとすることで、学修成果の測定が厳密なものとなるように配慮している。さらに、理工学部全体においても、この情報工学科の先行した取組みを参考としつつ、「2029 年度までには重要科目（必修科目から抽出、ただし「卒業研究Ⅰ」及び「卒業研究Ⅱ」を必ず含む。）は全て成績評価用ルーブリックを作成し、少なくともその一部（単位付与の水準）をシラバス等に記載して学生に開示、それに基づく評価を

実施することで、学生自身による学修成果の把握を促すことができる環境を段階的に構築する」ことを目標とし、学修成果の把握・可視化への取組みを進めている（資料4-78）。

また、法学部・文学部においては、教育プログラムに応じた「学修成果の把握に関する方針」を作成し、「学位授与の方針」に定めた「卒業するにあたって身につけるべき知識・能力・態度」を多角的なデータから把握する取組みを開始している。法学部においては、学修成果に係るデータ把握に加えて、学生へのヒアリングを通じて学生の学修動向や「学位授与の方針」に対する到達度等を丁寧に確認する機会を設けている（資料4-79、4-80）。また、文学部においては学修成果に係るデータの把握に加えて、2021年度から必修科目となった、4年間の学修の集大成ともいえる「卒業論文」「卒業課題研究」において、統一の評価基準・水準を示すルーブリック表を導入することを目指し、検討を進めている（資料4-81～4-83）。

また、大学院研究科においては、研究科の特性等によって取組み内容や水準は異なるものの、2022年度に、修士論文および博士論文の論文審査項目と、「学位授与の方針」との関連性を明示した「到達度評価表」の作成を行った。この「到達度評価表」は、論文審査項目と「学位授与の方針」と関連性を示したもので、審査結果を数値に換算することも可能となっている（一部の研究科は除く）。大学院における学修の集大成である学位論文の評価結果について可視化を試みることにより、「学位授与の方針」に明示した学習成果を適切に把握することを企図するものである（資料4-65）。今後は、研究科委員会等において「到達度評価表」を活用して、審査結果の可視化を行うことにより、個別の研究指導を含む改善・向上につなげられるようなサイクルを目指していく。なお、総合政策研究科においては先行して2021年度より運用を開始しており、修士論文評価結果について「到達度評価表」と照合することで、学修成果の推移についても確認できるようにしている（資料4-84）。

なお、このほかの学部・研究科においても、各組織において方法・進捗は異なるものの、「学位授与の方針」に基づき、教育プログラムレベルにおける学習成果の把握を進めているところである。

以上のとおり、本学は学位授与方針に明示した学生の学習成果について、全学及び各学部・研究科において適切に把握及び評価するための取組みを進めている。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

個々の教育課程に係る点検・評価活動としては、大学評価委員会のもと、各学部・研究科における組織別評価委員会にて毎年度点検・評価を行い、大学評価委員会にその結果を報告している（資料2-1、2-12、2-13）。

全学的に教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行う機会としては、大学評価委員会のもと、学士課程教育分野系評価委員会、修士・博士課程教育分野

系評価委員会がある。同委員会は、各学部・研究科から選出された委員で構成されており、本学の学士課程及び修士・博士課程教育における教育課程及びその内容、方法の適切性について全学横断的に毎年度点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価レポート」および「自己点検・評価結果に基づく最重要課題」として取り纏め、大学評価委員会に提出している（資料 2-1、2-14、2-15、2-41～2-43、4-85【ウェブ】、4-86【ウェブ】）。

これらの全学横断的な点検・評価活動で明らかとなった課題については、近年においては中央大学 FD 推進委員会が中心となり、改善に取り組むケースが多い。2020 年度においてはシラバス記載内容の充実、2021 年度においては成績評価の厳格化に係る取組みの推進（GPA 制度の検証、成績評語の見直し）、2022 年度においては科目ナンバリングの全学共通ルール策定などを検討・実行した実績があり、全学的な教育内容・方法等の改善に寄与している（資料 2-79、2-80【ウェブ】、6-28）。

各学部・研究科においては、大学評価委員会のもと、それぞれの組織に設置している組織評価委員会のもとで、毎年の年次自己点検・評価を行っており、その結果を大学評価委員会に提出している。点検・評価の結果、課題や改善点が明らかになった場合には、各学部・研究科において設定する「自主設定課題」等、各組織の組織別評価委員会と教務委員会等が連携して改善に取り組んでいる（資料 2-1、2-12、2-13）。

なお、各学部・研究科におかれる組織評価委員会における検証・分析がエビデンスベースの活動となることを企図して、大学評価委員会では毎年「学修成果の可視化データ集」を作成し、内容を教授会等で共有している（資料 2-23）。これにより、組織間におけるデータ比較が容易となっているほか、さらに各学部がより掘り下げたデータ分析が行われるなど、エビデンスベースの自己点検・評価活動の推進に寄与している。各学部・研究科の自己点検・評価活動においては、「学修成果の把握に関する方針」で掲げられた各種指標や、各組織で経年把握・留意しているデータ等に基づいて、教育課程の適切性について検証・分析を行うこととなっている（資料 2-22【ウェブ】）。

これら点検・評価活動に基づいた改善事例としては、法学部のカリキュラム改革が挙げられる。法学部では、「学位授与の方針」で掲げている「養成する人材像」に関わりの深い演習科目に着目し、特に 3・4 年次における「専門演習」「現代社会分析」「グローバルプログラム講座」に関する指標データ（卒業後の進路と専門演習等の履修有無）に着目し、進路先などのデータとクロス分析を行った。その結果、法律学科においては専門演習履修の有無による法科大学院進学者の割合に大きな差が生じていた。また、全学科に共通している点として、公務員や民間企業など就職の実績という点で大きな差が出ており、卒業後の進路と専門演習の履修有無との深い関連性が確認された。この分析・検証に基づき、法学部では 2023 年度のカリキュラム改革において、ゼミ論文の単位化や専門演習のクラス数増など、演習科目の充実化を図っている（資料 4-87）。

○新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応について

新型コロナウイルス感染症拡大下における授業実施方針については、学長を本部長とした感染症特別対策本部（学部長会議と兼ねて開催）にて感染状況を踏まえて検討し、教職員に速やかに示した。また、全教職員に対し遠隔会議授業システム Webex のホストアカウントを

付与するとともに、オンライン授業等に係る情報を集約した「中央大学 オンライン授業・WEB 会議ポータルサイト」の設置を行った。あわせて、オンライン授業実施に深く関わる著作権法改正について学内構成員の理解の促進に努めた（資料 2-82【ウェブ】、2-83【ウェブ】、4-88～4-90【ウェブ】）。また、これらと同時並行で、オンライン授業の受講環境が整わない学生に対する PC や Wi-Fi ルーターの貸与等の支援も実施した。なお、試験実施については、オンラインを活用しながら実施した。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大下における経験を活かし、2023 年度からの授業実施に向け、これまでの面接授業に加えて、デジタル技術も活用した質の高い授業を積極的に展開すべく、「中央大学の授業におけるデジタル技術活用の方針」を策定した（資料 4-91【ウェブ】）。この方針においては、「各教育研究組織の定める『3つの方針』に基づく教育の実質化を行うべく、面接授業を基本としつつ、時代に即したデジタル技術を積極的に活用し、計画性の高い授業設計のもとで、以下に例示する授業を多様に組み合わせて展開することにより、更なる教育の質的向上とその質の保証に努めることを基本方針とする。」として、本学の明確な姿勢を示すとともに、「デジタル技術の積極的な活用が期待される授業例」を例示している。

さらに本方針の下、面接授業・遠隔授業の如何を問わず、デジタル技術を活用することで学生の主体的な学びを促進する教育を行う教員の一助となるよう、教育力研究開発機構において『これからの授業デザイン・実践ハンドブック～デジタル技術活用のヒント～』を刊行した。ハンドブックは、遠隔授業に係る法令や定義をはじめ、デジタル技術を活用した授業デザインの解説や、その実践をしている本学教員のグッドプラクティスまで、広くまとめたものとなっており、教育の質的向上に資するものとなっている。本ハンドブックは本学公式 Web サイトに掲載し、広く学内外に公開している（資料 3-11【ウェブ】、3-12）。

また、教育力研究開発機構では、新型コロナウイルス感染症拡大下におけるオンライン授業実施を契機として、授業内における著作物利用に関する支援を積極的に行っており、その成果として『授業のための著作権ガイドブック（基礎編）』を刊行し、教育機関における著作物利用のための教職員用の手引きとして、学内に共有している（資料 3-13）。

以上のとおり、本学は教育課程及びその内容、方法の適切性について各組織、活動レベル、全学的な観点から定期的に点検・評価を行い、改善を積み重ねている。

点検・評価項目⑧：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか（専門職大学院）。

評価の視点 1：メンバー構成の適切性

評価の視点 2：教育課程の編成及びその改善における意見の活用

○メンバー構成の適切性

○教育課程の編成及びその改善における意見の活用

専門職大学院においては、専門職大学院学則第 7 条に基づき、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、各研究科に教育課程連携協議会を置き、その名称を「アドバイザーボード」としている（資料 1-4【ウェブ】）。アドバイザー

リーボードの構成は、法務研究科においては「法科大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者」とし、戦略経営研究科においては「戦略経営研究科長の指定する本学教職員、戦略経営研究科の課程に係る職業に就いている者、又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者、著名な経営者や学識経験者」としている。このように教育と運営の全般にわたり、最新の動向や各界の専門家の忌憚のない意見を積極的に取り入れられるような構成としている（資料 4-92～4-95【ウェブ】）。

アドバイザーリーボードメンバーから寄せられた意見等の活用については、具体例として戦略経営研究科の例をあげる。戦略経営研究科のアドバイザーリーボードメンバーからは、主にMBAを雇用する立場から、現在のビジネス環境の中でどのようなMBAを育成するプログラムが望ましいかという意見が出されることも多く、これらの意見も勘案しながら教育課程の編成を検討している。例えば、2018年度アドバイザーリーボード・ミーティングの中で、「知識だけでなく経営者のマインドも教えるべきである」という指摘を受け、「リーダーシップコア」におけるリーダーシップ教育（リーダーとしての考え方や姿勢を含む）を必修として実施すると同時に、「経営戦略論」及び「知識創造戦略論」の中で、中央大学卒業生のうち、特に経済界で活躍する卒業生で組織される南甲倶楽部の紹介を受け任用された企業のトップによる特別講義を毎年実施している。また、2020年度アドバイザーリーボードメンバーからは、中央大学出身の著名な経営者による実践講座は、とても貴重だというコメントも寄せられている。

2. 長所・特色

次のとおり、本学の建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」に通じる、「実地応用」に重きをおいた教育活動が長所・特色としてあげられる。

理工学部で行われている「英語6年一貫教育×アントレプレナーシップ教育」は、学部・大学院を通じた英語力・アントレプレナーシップに係る能力向上を目指し、基礎から応用まで体系的にプログラムを組んでいることが特徴である。学部1年次から英語及びアントレプレナーシップに係る基礎的な学修を開始し、応用段階では国際学会発表、最新の国際情勢やビジネスプラン作成、海外ビジネス体験の場等を通じて、基礎・応用・実践という形で大学の学びを昇華させることを企図するものである（資料 4-15【ウェブ】）。

商学部においては、実践的な学びの中で、学生が主体的に学修を行う5つの「プログラム科目」を置いている。特に、地域社会の課題解決の実現に向けたイノベーションに挑戦する「ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム」においては、奥多摩三村の抱える問題に学生ならではの視点で取り組み、特産品の開発、イベントの企画や広報活動等を通して、課題解決に対する実践力を磨いている（資料 4-44【ウェブ】～4-46【ウェブ】）。また、本プログラムは「企業版ふるさと納税」による寄付を活用するなど、新しい「産・官・学」連携のスキームとなっていることも特徴である。また、スポーツビジネスの現場で活躍する人材を育成する「ス

スポーツ・ビジネス・プログラム」においては、学生達はＪリーグクラブチームや海外のプロサッカークラブのクラブ経営について学び、実際のクラブチームの運営等を通じて、課題解決力及び実践力を磨いている。本プログラムはドイツのクラブチームと商学部におけるカレッジ・パートナーシップによる連携、加えて明治安田生命保険相互会社からの寄付を活用した講座となっている。（資料 4-44【ウェブ】、4-48、4-49【ウェブ】）。

各学部に設置されている授業科目と演習科目を有機的にリンクさせた FLP では、学部の垣根を越えてフィールドワークなどの実践的な教育活動に取り組むことで、学生の学修意欲向上につながっている。その一端を示すデータとして、在学生アンケートの結果においては、FLP を履修している学生は「社会活動・ボランティア」や「インターンシップ」の活動にも力を入れる傾向がみられており、能動的かつ主体的に幅広く活動を行っていることがうかがえる。また、修了生の進路先においても、プログラムの目的に沿った進路や希望する企業に就職できた学生が多く見受けられ、同プログラムの高い教育効果を確認している（資料 4-42、4-43）。

実社会の課題にデータ分析を応用できる人材の育成を目的として、2021 年度から開始した AI・データサイエンス全学プログラムは、履修希望者が想定より多く集まっており、学生に人気のプログラムとなっている。これを受け、一部の科目については年度途中で講座数を増やすなど柔軟な対応を行うことで、AI・データサイエンス教育の裾野拡大を図っている。また、2022 年度より開設された「IDS プログラム」は、2022 年度の履修者のうち 72%（41 名）が文系学部の学生となっており、本学における文理融合型教育の活性化に繋がっている（資料 4-11【ウェブ】）。なお、AI・データサイエンス科目のうち、「AI・データサイエンスと現代社会」については、2022 年度より開始した「附属校生徒を対象とする高大接続先行履修制度」において、4つの附属高校の 2・3 年生に提供している。履修を希望する附属生は科目等履修生として、先行的に履修することができ、単位を取得した場合は本学のいずれの学部に進学しても要卒単位として認定される（資料 4-26～4-29【ウェブ】）。昨今の高等教育情勢も見据えつつ、いち早く「AI・データサイエンス」に係る科目を、附属高校に開放する取組みは、他大学でも数例程度と把握しており、先駆的な取組みといえる。

また、FLP と AI・データサイエンス全学プログラムについては、プログラムの修了要件を満たした学生には、修了証としてオープンバッジの授与を導入しており、学修の積み重ねを学生自身が示し、発信することのできる新たな手法をいち早く取り入れている。なお、オープンバッジについては、学内の運用ルールを取り決めたところであり、今後全学に拡大していく予定である（資料 4-6【ウェブ】）。

新型コロナウイルス感染症拡大下での経験を教育活動に活かしたものとして、「中央大学の授業におけるデジタル技術活用の方針」の策定がある（資料 4-91【ウェブ】）。本方針は、新型コロナウイルス感染症拡大下における経験を活かし、これまでの面接授業に加えて、デジタル技術も活用した質の高い授業を積極的に展開すべく、デジタル技術活用に対する本学の明確な姿勢、デジタル技術の積極的な活用が期待される授業例を示したものである。加えて、本方針の下、デジタル技術を活用することで学生の主体的な学びを促進する教育を行う教員の一助となるよう、教育力研究開発機構において『これからの授業デザイン・実践ハンドブック～デジタル技術活用のヒント～』を作成した（資料 3-12）。ハンドブックは、遠隔授業に係る法令や定義をはじめ、デジタル技術を活用した授業デザインの解説や、その実践をしている本学教

員のグッドプラクティスまで、広くまとめたものとなっており、教育の質向上に資するものとなっている。また、教育力研究開発機構では教育機関における著作物利用のための教職員用の手引きとして『授業のための著作権ガイドブック（基礎編）』も刊行し、著作物利用に係る支援を積極的に行っている（資料 3-13）。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学においては、すべての組織において、授与する学位ごとに「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」を策定・公表している。「教育課程編成・実施の方針」と「学位授与の方針」の連関性についても、学内第三者チェックやカリキュラムマップなどにより担保されており、適切なものとなっている。

また、教育課程編成・実施の方針に基づき、科目の順次性や専門教育・教養教育の量的配分に配慮し、授業科目を開設している。導入的な教育を設置し、初年次学生に配慮を行うとともに、総合大学の特長を活かした学部間共通科目を多数開設することで、学生の興味・関心に応じた科目選択が可能となっている。また、各学部・各学部の教育課程に応じた学生の主体的な授業参加を促す工夫、シラバスの精度の向上・シラバスに基づいた授業に努めており、学生の学習を活性化するために適切な措置を行っている。

成績評価、単位認定及び学位授与について、必要な規定を学則等に定め、これに基づき厳格かつ適正に運用している。また、学修到達度を適切に評価するために相応しい評価方法・基準を各学期のはじめにシラバスで学生に明示し、その内容に基づいて厳格な成績評価を実施し、評価後には学生が自身の成績評価に関して担当教員に照会できる制度や成績評価を教育組織間で相互にモニタリングする仕組みを備えており、成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性が担保されている。

学修成果の把握・可視化については、2019 年度に策定した「学修成果の把握に関する方針」に基づいて、様々な手法により学修成果の測定を行っており、その手法・内容は適切といえる。一方で、いずれの取組みについても開始から日が浅く、着実に PDCA を回していく必要がある。引き続き大学評価委員会が中心となり、「指定課題」として設定する等、各組織に対してトップダウン型の働きかけを行うほか、中央大学 FD 推進委員会などを通じてグッドプラクティスの共有を図るなど様々な方向からのアプローチを強化することで、さらに全学的な取組みの活性化を行う必要がある。

また、点検・評価については、大学評価委員会のもと、各学部・研究科における組織評価委員会において毎年度自己点検・評価を行うとともに、全学的な点検・評価を行う機会として、学士課程教育分野系評価委員会、修士・博士課程教育分野系評価委員会を置き、毎年度点検・評価活動を行うことで、教育の質向上に努めている。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

本学においては、大学の理念・目的、教育目標並びに人材養成の目的を踏まえながら、大学全体の「入学者受け入れの方針」を定めている。さらに、学部・研究科において設定する「入学者受け入れの方針」については、全学方針および各組織の「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」を踏まえつつ策定し、「求める人材像」、「どのような知識・能力・態度を備えた学生を、多様な選抜方法によって受け入れるか」等について明記している。設定した「入学者受け入れの方針」については、本学公式 Web サイトに掲載することで、志願者および社会に広く公表・周知している（資料 4-1【ウェブ】）。また、各入学試験要項においても「入学者受け入れの方針」の掲載、もしくは方針を掲載する本学公式 Web サイトの案内を掲載する等の周知を行っている（資料 5-1～5-3）。特に、学部への志願者に対しては、入学試験要項とあわせて受験生向けの特設 Web サイトにも教育活動に係る「三つの方針」のリンクを掲載する等、円滑な周知に努めている（資料 5-4【ウェブ】）。

各学部・研究科の「入学者受け入れの方針」は、いずれも建学の精神と、本学の理念・目的を具現化する各教育プログラムの実施・展開に際しての教育研究上の目的や教育目標に即して設定されており、各学部の理念・目的、教育目標等の具現を図り、具体的に「求める人材像」を示すものとなっている。

なお、各学部・研究科の「三つの方針」については、「第2章内部質保証」に記載のとおり、2019 年度に大学評価委員会が中心となり、既存のすべての組織において見直しを行ったところであり、引き続き、絶えず検証と必要に応じた見直しを行うこととしている。

以上のとおり、大学全体、学部・研究科において「入学者受け入れの方針」を定め、広く学内外に公表にしている。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

本学では、大学全体としての中・長期的課題への取組みを強化するために、「入学センター」を設置している。入学センターには、入学者選抜及び学生募集に関わる基本的事項を扱う入試政策審議会と、学部入学者の選抜の実施に関わる計画・準備・実行を所管する入試管理委員会を設置し、全学的な調整を行っている（資料 5-5、5-35）。なお、各学部・研究科においては入試政策審議会等の示す全学の方向性に基づき、「入学者受け入れの方針」に応じたそれぞれの個性に応じた多様な選抜制度を設計している。

（１）学生募集方法について（学部）

各学部で行われている教育内容・方法、教育研究環境等に係る情報について、受験希望者に正確に把握してもらうこと、さらに、「入学者受け入れの方針」並びに入試選抜方法等に係る情報について、適切に開示することにより、入学者選抜における公平性に留意している。具体的な取組みは以下のとおりである。

①オープンキャンパス、出張講義、高校教員対象説明会等

オープンキャンパスについては、高校生の夏季休暇期間内に行っている。本学の各学部・学科や入学者選抜制度について紹介するガイダンスのほか、教員による模擬授業、研究室公開、キャンパスツアーなどのプログラムを実施している。また、在学生や教職員による個別相談コーナーを設置している。実施回数については、各キャンパスにて2回実施するなど、本学のキャンパスにて直接教職員や在学生と接してもらうことで、本学における学びや各種入試制度等について理解してもらうための機会の提供に努めている。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対面方式での開催は叶わず、Web オープンキャンパスとして、特設 Web サイトにおいて学部ガイダンスや模擬授業等、受験生向けのコンテンツの掲載を行った。2021年度については Web オープンキャンパス（特設ページに受験生向けコンテンツを掲載）を中心としながら、一部事前予約制・対面形式としてキャンパス見学会を行った。2022年度については、各キャンパス2回実施・事前予約制として、対面方式を中心として実施することとし、全日程で約1.1万人の参加者となった（資料 5-6）。なお、学部ガイダンス・模擬授業等、各種コンテンツも特設ページに掲載することもあわせて行い、参加できなかった受験生や遠方に住む受験生への配慮を行っている（資料 5-7【ウェブ】）。

また、教員が各高等学校からの依頼に基づき高校を訪問して授業を実施する「出張講義」を行っている。これによって、高校生が大学での学びについて理解を深め、自らの将来の学修について具体的に考える機会を提供している。訪問件数は、2019年度までは年間60～70件で推移していたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で31件、2021年度は47件となっている（資料 5-8）。新型コロナウイルス感染症拡大前の数字にまでは回復していないが、件数は回復傾向となっている。

そのほか、本学の教育内容に対する理解を深めてもらうことを狙いとして、高校教員及び予備校関係者を対象とした進学説明会を年1回開催している。説明会においては、本学や入学者選抜制度の説明、質疑応答等を行っている。2019年度までは対面方式に

で行い、参加者数は例年約 200～300 名となっていた。新型コロナウイルス感染症拡大により 2020 年度は中止、2021 年度・2022 年度についてはオンライン方式により開催し、参加者数について、2021 年度は 195 名、2022 年度は 406 名となった（資料 5-9）。オンライン開催へ移行したことにより、遠方の高校教員の参加が増えるなどの効果があった。今後は、多忙な高校教員のニーズもより踏まえながら、オンラインを活用した説明会を充実させていく予定である。

②大学案内、学部ガイドブックなどの印刷物及び Web による広報

受験希望者向け大学案内に加え、各学部の詳細な特色や教育内容について記載したガイドブック等を作成し、広く進学相談会や請求者に対して配付することで、積極的な情報提供を行っている（資料 1-13、3-2）。これらの印刷物はデジタルパンフレットの形式で本学受験希望者向け Web サイトに掲載しており、紙媒体のみに依存しない広報活動を確立している。また、受験生向けの特設 Web サイト「Connect Web」を設置し、受験生が本学を進学先として検討するために必要な入試情報、本学の教育環境、学修活動・学生生活に関する情報を集約し発信している（資料 5-4【ウェブ】）。新型コロナウイルス感染症拡大下においては、この特設サイトや入学手続システムを介して迅速に最新情報の発信に努めた。

③進学アドバイザー

本学では、中央大学入試政策審議会学生募集活動委員会の下に、全学的な広報活動を専門的業務とする学生募集専門員（進学アドバイザー）を置き、同業務を希望する専任教職員が役割を担っている（資料 5-5）。学外進学相談会、高等学校での説明会・講演会、予備校での説明会・講演会に参加して、講師・個別相談員として本学受験希望者への適切なアドバイスと指針を提供する体制を整備している。

（2）学生募集方法について（大学院）

大学院研究科は各研究科の「入学者受け入れの方針」の下、学部学生から社会人まで、幅広い年齢層に進学を働きかけるため、学生募集方法の周知を様々な方法にて行っている。具体的には、冊子媒体である大学院ガイドブックのほか、本学公式 Web サイト上の大学院案内、文系研究科の入試広報サイト、教員紹介サイト、Twitter 等、インターネット上での広報もあわせて行っている（資料 5-10【ウェブ】～5-14【ウェブ】）。さらに、年 2 回オンラインでの大学院進学相談会の開催や、学外の進学相談会へ参加している。本学が開催する大学院進学相談会においては、教員と志願者がブレイクアウトセッションを用いて個別面談を行う機会や、現役の大学院学生を招いての座談会を実施する機会を設ける研究科もあるなど、研究科の特性にあわせて工夫を行っている。また、学部学生への広報として、学部学生対象の説明会の実施、学部生向けの進学案内資料を作成して学生ポータルサイト C plus を通じて周知を行う、成績優秀者に対してメールを送付するなど、研究科ごとにアプローチ方法を工夫しているところである。

専門職大学院研究科については、次のとおりである。

法務研究科においては「入学者受け入れの方針」の下、研究科の特色ある教育内容・方法、学修支援体制、教育スタッフ等を詳しく紹介したガイドブックの発行、本学公式 Web サイトにおいて教育活動や入試情報を公開するとともに、志願者を対象とした説明会を行っている（資料 5-15【ウェブ】）。

戦略経営研究科（戦略経営専攻）においては、「入学者受け入れの方針」の下、研究科の特色ある教育内容・方法、学修支援体制、教育スタッフ等を詳しく紹介したガイドブックの発行、本学公式 Web サイトにおいて教育活動や入試情報を公開するとともに、受験希望者を対象とした説明会を行っている（資料 5-16【ウェブ】）。特に入試説明会については、ミニレクチャーを実施し、約 50 分程度の在学学生を交えたディスカッション体験に参加してもらった後、個別グループに別れて在学学生と質疑応答ができる時間を設ける等、実際の授業の様子や仕事と勉学との両立等について、より実態に即した情報提供に努めている。

（3）入学者選抜の方法について（学部）

学部一般選抜については、「6 学部共通選抜入試」、「学部別選抜（一般方式、英語外部試験利用方式、大学入学共通テスト併用方式）」、「大学入学共通テスト利用選抜（単独方式）前期選考・後期選考」等の学力考査を中心とする選抜を主軸としている（資料 5-1）。これらの入試方式については、各学部の「入学者受け入れの方針」や教育課程の特色を踏まえて、試験科目・配点方法が設定されている。なお、2021 年度・2022 年度の一般選抜においては、新型コロナウイルス感染症対策として、入念な感染防止対策を行った上で集合形式にて実施するとともに、新型コロナウイルス感染症罹患者への特例措置を設ける等の対応を行った。

また、すべての学部において大学入学共通テストの結果のみによって合否判定を行う「大学入学共通テスト利用選抜（単独方式）前期選考」を実施しているほか、全国 10 都市に試験会場を設置し、本学キャンパスに来訪することなく受験可能となっており、遠隔地に住む受験生に配慮している（資料 5-17）。

学部特別入試については、各学部の「入学者受け入れの方針」や教育課程の特色を踏まえた総合型選抜として、「チャレンジ入試」、「自己推薦入試」、「高大接続型入試」、「英語運用能力特別入試」、「ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・朝鮮語特別入試（朝鮮語は商学部のみ）」、「スポーツ推薦入試」を、学校推薦型選抜として「指定校推薦入試」、「附属の高等学校推薦入試」を行っている。そのほか、「外国人留学生入試」、「海外帰国生等特別入試」、「社会人入試」、「編入学試験」等を実施し、多様な個性や経歴等を有する入学者を獲得している（資料 5-1）。

また、これらの多様な入試方式に加えて、本学が「世界に存在感のある大学」を目指すための独自の取組みとして、日本国外において後期中等教育を行う学校との間における教育連携を推進する「海外指定校制度」及び「国際連携校制度」を 2020 年度に設置した（資料 5-18）。これらの連携は協定締結に基づき行うもので、海外指定校については、「特色ある教育によってその卒業生が高等教育機関への進学する実績を有し、かつ、その優れた卒業生を本学入学者として継続的に推薦することが見込まれる学校」としてお

り、現在、国際経営学部において指定を行っている。国際連携校については、「本大学の教育目標と調和する教育目標を有し、当該教育目標に従ったカリキュラムに基づく教育の実践について本大学との連携協力を希望し、かつ、本学入学者として特に優れた卒業者を継続的に推薦すると見込まれる学校」としており、協定締結第1号として2020年度末にベトナム・ハノイ市認定機関日本国際学校（Japanese International School）と連携協定を締結した（資料5-19）。同校は、施設・教育カリキュラムに日本の教育理念と方法を取り入れており、ベトナム・ハノイにおける先進的な教育モデル校となっている。本学と同校は2018年より、同校の式典に法人及び教学執行部が出席するなど交流を深めつつ、将来の具体的な教育連携を視野に協議してきたところであり、この連携協定の締結は、それらが具体的な形となったものといえる。また、2022年9月には、同校内に本学の新たな海外拠点（4か所目）となる中央大学ハノイオフィスを開設するなど、さらに連携を深めているところである（資料5-20）。なお、同校からの学生の受け入れについては、2023年9月より開始する予定である。

なお、2021年度・2022年度の特別入試においては、新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン方式を適切に活用しながら試験を実施した。

（4）入学者選抜の方法について（大学院）

博士前期課程の入学者選抜方法は、「一般入試」、「特別選考入試」、「社会人特別入試」、「外国人留学生入試」の4種類がある。また、博士後期課程の入学者選抜方法には、「一般入試」、「特別選考入試（法学研究科・理工学研究科）」、「社会人特別入試（法学研究科・商学研究科・理工学研究科・総合政策研究科）」、「外国人留学生入試」の4種類がある。具体的な内容は以下のとおりである（資料5-2）。

一般入試は、秋季・春季に実施しており、筆答試験および口述試験を行っている。

特別選考入試は、実施時期は研究科によって異なるが、夏季・秋季・春季に実施しており、早期に大学院進学を希望する学部学生を主な対象としている。研究科によって出願資格や選考方法は異なるが、各研究科の教育理念・目的に応じた基準に基づき、学部3年次までの成績、外国語運用能力、特定の資格試験の成績等の出願資格を設けた上、書類審査、筆答試験（法学研究科）、口述試験等を通じて、熱意ある学生を選考している。また、法学研究科では、法科大学院修了者を対象とした博士後期課程の特別選考入試も実施している（資料5-2）。

社会人特別入試については、実施時期は研究科によって異なるが、夏季・秋季・春季に実施している。研究意欲に燃える社会人に対して門戸を広げ、一般学生と同様の教育条件のもとで就学の機会を提供することを目的としている。社会人特別入試の場合は、志願者が就業上に必要となる専門能力をさらに高めることを目的としてくることが多いことから、社会人であることの利点を最大限に生かせるかどうかに着目しつつ、研究科や課程の特性に応じて、筆答試験・口述試験を行っている。

外国人留学生入試については、秋季・春季に実施しており、筆答試験および口述試験を行っている。対象は、外国籍を有する者となっており、日本の大学・大学院を卒業・修了した学生（卒業・修了見込みも含む）も受験可能となっている。多くの授業が日本

語で実施されていること及び日本語の文献資料に基づく研究を実施していくことが必要であることから、筆答試験と口述試験を実施し、その中で研究能力とともに日本語能力を評価している（資料5-2）。

**○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性
結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）**

（１）入学者選抜の実施体制・入学者選抜基準の透明性を確保するための措置（学部）

①一般選抜の実施体制

本学が実施する入学者選抜試験において最も大規模な一般選抜（6学部共通選抜、学部別選抜（一般方式・英語外部試験利用方式・大学入学共通テスト併用方式）、大学入学共通テスト利用選抜（単独方式）前期選考・後期選考）の実施については、多くの志願者に対する受験機会の確保のための試験日程の設定、受験条件の公平性に十分に配慮した受験会場の確保・設営、効率的かつ的確な学力考査及び円滑な合否判定を担保するための体制整備を行っている。

体制整備の状況として、危機管理体制を全学体制の下に構築してその着実な実施に努めることの必要性に鑑み、全学的な入試管理委員会を組織し、その実施計画の策定から、準備、実施まで対応している（資料5-5）。入試管理委員会は全学から選出される入試管理委員会委員長と委員長補佐に加え、入試担当学部長、各学部教授会互選の入試管理委員、情報環境整備センター所長、保健センター所長、総務部長、人事部長、情報環境整備センター事務部長、学事部長、入学センター事務部長、入試課長並びに入学センター所長によって構成され、学部別選抜、6学部共通選抜入試、大学入学共通テスト実施の計画、準備、実施に関する事項を所管し、とりわけ、問題作成上の機密保持、点検体制の整備、試験実施における公正性並びに安全の確保等に細心の注意を払っている。

具体的には、入試管理委員会における検討を通じて決定した一般入学試験等の試験日程及び当該日程に基づく準備スケジュールに即し、各学部から選出された入試専門委員（出題委員）が試験問題の作成・校正を行い、入試管理委員会の管理の下で出題委員が相互に試験問題の妥当性等に係る点検・検証を行っている。また、試験期間中の試験実施に際しては、入試管理委員会及び入学センターを中心とした全学体制の下で実施している。

このうち、試験問題の点検においては、出題の作成を担当した入試専門委員（出題委員）とは独立した他の入試専門委員が、入試管理委員会の監督の下で高等学校の課程（学習指導要領等）に照らして適切な問題となっているか、また、誤記述やミスプリント等がないか等の事項についての点検を行っており、実際の試験実施日には出題委員が入学試験本部に待機して万全を期すこととしている。

採点については、入試専門委員が中心となって採点業務にあたる体制となっている。入試専門委員等による採点の際には、記述式答案については採点者が受験番号、氏名を伏せた状態で採点作業を行い、人為的な採点ミスがないかなどの厳重なチェック体制も

敷いている。採点された結果については、各学部における入試の可否に関する委員会（以下、「合否委員会」という。）に報告され、この合否委員会が合格判定基準に基づいて予め設定した募集人員との関係性を踏まえて合否判定を行っているほか、大学入学共通テスト利用選抜（単独方式）前期選考・後期選考についても各学部の合否委員会が学科毎に指定する大学入学共通テストの試験科目の結果を用い、合格判定基準に基づいて予め設定した募集人員との関係性を踏まえて合否判定を行っている（資料 5-21）。合否判定に際しては、選択科目間の有利・不利を是正するために偏差点処理を行って「等価調整」を実施した上で得点順に可否を判定し、公正かつ客観的な選抜を行っている。

②特別入試の実施体制

各学部の特別入試については、各学部等の「入学者受け入れの方針」に基づく専門分野毎の特色性を反映した入試形態となっているため、全学を横断した実施体制ではなく、各学部の責任体制の下において、その実施・運営にあたっている。具体的には、各学部に入試運営に係る委員会を設置し、この下に各学科・専攻等から選出した出題委員、採点委員、面接委員を置き、学部事務室の入試担当職員によるサポート体制の下で、特別入試に係る計画策定から準備・実施等にあたる体制となっている。出題に際しては、委員会のもとで出題委員を選出し、作問にあたっており、これを先の委員会の監督の下で、妥当性・適切性等の観点から点検・検証する仕組みとなっている。また、小論文、面接試験等については、複数の教員による採点体制を確保するなど、その公平性・妥当性の確保に努めている。合否判定については、教授会、あるいは各学科・専攻等の代表から選出された合否委員及び学部長によって構成する合否委員会において各特別入試の出願資格要件の審査及び選考方法に則した厳格な合否判定を行っている。

③入学者選抜基準の透明性を確保するための措置

学部における入学者選抜基準については、各入学者選抜試験において透明性ある選抜基準の適用を基本としており、学力考査を主な選抜方法とする「6学部共通選抜入試」、「学部別選抜（一般方式、英語外部試験利用方式、大学入学共通テスト併用方式）」、「大学入学共通テスト利用選抜（単独方式）前期選考・後期選考」については大学案内及び本学公式 Web サイトにおいて、全試験科目の出題範囲、配点及び合否判定における換算方法、選抜方式毎の合否判定方法を明示しているほか、志願者数・受験者数・合格者数・倍率・合格最低点の公表（※受験者数及び合格最低点については6学部共通選抜、学部別選抜（一般方式）のみ）を通じて、合否発表までのプロセスにおける公正性を担保するよう努めている（資料 1-13、5-22【ウェブ】～5-24【ウェブ】）。さらに、受験ポータルサイト「UCARO」により、不合格者に対して、受験者の入学試験得点並びに合格最低点の開示も行っている（資料 5-25）。また、各特別入試については、募集人員、詳細な出願資格、選考方法を大学案内及び本学公式 Web サイトを通じて広く公開している。なお、各特別入試受験案内（入学試験要項）の公開にあたっては過去の入学試験問題も掲載するなど、透明性の確保に十分配慮している（資料 5-26【ウェブ】）。

(2) 入学者選抜の実施体制・入学者選抜基準の透明性を確保するための措置 (大学院)

大学院における入学者選抜の実施体制としては、研究科内に入試委員等を置き、入試委員等の管理のもと、出題をはじめとする入試の執行を行っている。また、複数の教員が採点、面接に関与し、合否委員会での合否判定、研究科委員会での合格者の承認・了承等により試験の適正な実施を確保している。入試制度の変更にあたっては、改革委員会や教務委員会等の研究科内での委員会での検討を経て、研究科委員会で決定し、大学院の入試運営委員会で審議・承認を得る手続きを経ることで全体としての入学者選抜実施体制の適切性、公平性を担保している(資料1-3【ウェブ】、5-27、5-35)。

なお、2021年度・2022年度入試においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、受験生の安全に配慮して、オンライン方式による試験も実施した。2023年度入試においても、口述試験については多くの研究科でオンライン方式を活用して実施している。

専門職大学院の入試選抜については以下のとおりである。

法務研究科は、2年課程の法学既修者コースは「一般選抜」、3年課程の法学未修者コースについては「一般選抜」及び「一般選抜(法曹ポテンシャル入試)」を行っている。この「一般選抜(法曹ポテンシャル入試)」は、未修者の教育を充実させるため、法学未修者の中に法曹としての優れた潜在能力を持ち、それを法律の学修に活かす意欲のある人材を募集するため、書類審査・小論文試験・一般知識による審査を実施するものとなっている。また、2019年度以降学部入学生を対象とした新しい制度「学部・連携法曹基礎課程3年+法科大学院2年」が開始したことに伴い、2022年4月法務研究科入学者を対象として、新たな入試制度(5年一貫型選抜、開放型選抜)を導入している(資料5-3)。実施体制としては、出題について、科目ごとに置かれる科目別出題委員会において、出題主査の統括・指示のもと、出題委員相互で出題内容の確認を行っている。また、点検委員を置き、点検委員相互で出題内容等について精査・点検し、結果を出題主査に報告することで、出題に係る適切性の確認を行っている。筆答試験、志願者調書及び事前課題の採点にあたっては、採点基準のもと、すべての答案等を必ず複数の教員が採点する体制を採っている。このようなプロセスを経て、合否判定委員会にて合否を決定している(資料1-4【ウェブ】、5-28)。受験者本人から申し出があれば、入学者選抜試験の筆答試験の成績を開示している(資料5-29)。

戦略経営研究科(戦略経営専攻)では、4月入学者向け入試(年3回)と9月入学者向け入試(年1回)を行い、書類審査・面接試験による入試を行い、受験生の様々なバックグラウンドに応じた選抜方法を設定している(資料5-3)。具体的には、大学既卒者を対象とする「一般入試」、大学既卒者でかつ勤務先からの推薦を得ている者を対象とする「企業等推薦入試」の2種類の入試形態を採用することにより、社会に広く門戸を開いている。なお、本研究科の教育内容の特性を鑑み、一般入試及び企業等推薦入試ともに、出願には最低3年間の企業等での実務経験を要することという制限を設けている。また、運営体制については、委員長のほか6名の専任教員で構成する入試・広報委員会が入試業務全般を所轄し、出願資格、入学試験要項及び入学試験採点要領に基づき、入試を実施している(資料5-30)。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施（学部・大学院）

障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016 年 4 月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を策定し、学部一般選抜の受験者に対しても、事前の申し出に基づき、合理的な配慮を行っている（資料 5-31【ウェブ】）。身体的な障害を有する受験者に対する配慮例としては、別室の設定や受験に支障のない座席位置の指定、問題冊子や解答用紙の拡大等の配慮を行っている。発達障害等を有する受験者に対しては、試験時間の延長やマーク解答に代わってのチェック解答用紙の配付等を行っている。学部特別入試についても、受験者の事前の申し出に基づき、学部ごとに必要な配慮を行っている。

また、大学院においても同様に対応を行っており、これまでの配慮例として、PC 使用の許可、試験時間の延長措置、介助者の付き添いの許可、別試験場の用意等がある。

以上のように、本学は「入学者受け入れの方針」に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性
評価の視点 2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

本学においては、法人及び教学執行部において、次年度の学部入学者数に係る全学的な方向性の確認を行い、その下で各学部が単年度および複数年度の学生受け入れの状況を踏まえながら、適切な入学者数の受け入れに努めている。

本学全学部の 2022 年度における収容定員に対する在籍学生数比率について、本学において著しい欠員が恒常的に生じている学部・学科はない（大学基礎データ表 2）。いくつかの学科において収容定員に対する学生比率がやや高くなっているものの、総じて概ね適切な定員管理が行われている。

また、入学定員に対する入学者数比率の 5 年間（2018 年度～2022 年度）の平均については、学部単位においては 0.98～1.02 となっており、適切な定員管理に努めているところである。一方で、18 歳人口の減少、定員管理の厳格化、新型コロナウイルス感染症拡大、地方学生の地元志向等の複合的な要素により、手続率の予測は毎年困難を極めている。その困難さを背景として、各学科単位では、入学者数比率がやや高めとなっている学科も複数存在している状況であり、必要なデータの収集・分析を行い、受験生の動向を具体的に把握し、より適正な定員管理に結びつける必要がある。

博士前期課程については、収容定員に対する在籍学生比率については 0.11～1.05 となっており、一部の研究科を除いて定員を著しく下回っている状況にある（大学基礎データ表 2）。入学定員に対する入学者の 5 年間平均についても 0.15～0.87 となっており、同様の傾向である。この背景には、大学卒業者の減少、民間企業への就職が好調であること等による大学

院進学を希望する学生の全体的な減少のほか、学部学生に対し大学院修了後の進路が明確に示し難いこと、国立大学および私立大学上位校といった他大大学院への進学希望者の流出等、様々な要因が考えられる。

博士後期課程についても、収容定員に対する在籍学生比率については0.23～0.87となっており、一部の研究科においては定員を著しく下回っている状況にある（大学基礎データ表2）。入学定員に対する入学者数比率の5年間平均についても0.12～0.59となっており、全体的に低調である。一方で、大学基礎データ表2には示していないが、学年別の学生数については、博士後期課程3年次の学生数が著しく多くなっており、博士学位の取得に時間を要している学生の存在が認められる。

専門職大学院については、法務研究科においては収容定員に対する在籍学生比率が過去5年間に於いて0.36～0.42、入学定員に対する入学者数比率は0.43～0.66となっており、ともに低い状況が続いている（大学基礎データ表2）。法務研究科においては、入学者の質を維持する観点から、競争倍率が2倍を下回ることがないように努めて合否を行っていることも、その理由のひとつとなっている。また、本学法学部の学生のうち、毎年100名以上が他大学法科大学院に進学しており、本学法学部学生をいかに獲得するかが法務研究科の大きな課題となっている。

戦略経営研究科（戦略経営専攻）については、収容定員に対する在籍学生比率が過去5年間に於いて0.68～1.02、入学定員に対する入学者数比率は0.73～1.04となっている。近年は、志願者増に向けての様々な施策により、志願者・入学者ともに増加し、2021年度には、約10年ぶりに80名の入学定員充足を達成した（大学基礎データ表2）。

以上のとおり、学部・研究科において適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理に努めているものの、文系大学院研究科及び法務研究科については定員未充足が継続した課題となっている。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

本学では、大学全体としての入学者選抜及び学生募集に関わる基本的事項を扱う入試政策審議会と、学部入学者の選抜の実施に関わる計画・準備・実行を所管する入試管理委員会にて、活動を実施した後の結果の共有と検証を行っている（資料5-5）。

入試政策審議会においては、単年度ごとの入学者選抜の状況や最新の高等教育情勢を踏まえ、毎年度春に学生募集の方針等の基本政策を決定、実行している。また、入試政策審議会は入学者選抜及び学生募集活動に関して学長から諮問された事項についても審議・決定することを任務としており、2020年3月に出された学長諮問に基づき、現在までに3次に渡る答申を行い、特別入試を含めた中央大学らしい入学者選抜の在り方を追求しているところで

ある。この3つの答申は、18歳人口の減少、センター試験から大学入学共通テストの移行、高大接続改革の動向等のもとより、これまでの入試政策の点検・評価を十分踏まえて、取り纏めた内容となっている。答申内容の実現については、各学部教授会等での検討を経て、再び検討結果を入試政策審議会に取り纏めて進めていくなど、丁寧なプロセスを経て進めているところであり、これまで、入試の名称変更、スカラシップ受給資格の変更、入試選考料（特別措置）の見直し、附属高校の推薦入試（学力考査）および入学前教育（高大連携）の全学的整備、海外指定校・国際連携校の制度化等が実現した（資料5-32）。

また、入試管理委員会においては、前年度までの入学試験実施状況を踏まえ、翌年度の入学試験実施の計画・準備・実施を行うなど、年度単位での点検を行いつつ、円滑な入学試験実施に努めている。例えば、毎年の入試問題を検証する仕組みとして、一般入試問題の作成にあたっては、厳重な機密性の保持をしつつ、複数の出題者による相互点検や出題者とは別個の点検委員を設けて点検作業を行い、かつ入試管理委員長・委員長補佐、各学部入試管理委員の総合的な点検を経て、出題ミスの防止や良質な入試問題の作成等、入試問題の適切性・妥当性を含め、その質の向上に努めている。あわせて、入学者選抜方法の適切性を測る機会としては、入学試験実施後に外部教育関連機関等に入試問題・解答の点検を依頼して客観的な講評を得る仕組みを採り入れており、このことにより試験問題・正解の妥当性や学習指導要領からの逸脱がないか等の点検機能が補完されるとともに、入学者選抜方法の妥当性についての客観的評価を聴取し、次回以降の入試問題作成の参考としている。

このほか、大手予備校等の情報分析担当者や講師を招いた入試分析講演会の開催、学生募集専門委員（進学アドバイザー）による高校・予備校訪問等、本学の入学者選抜方法に対する学外者の客観的な意見、評価を聴取する仕組みも設けている。

なお、前述のように、学生数の適切な管理についての定期的な点検・評価については、本学においては、法人及び教学執行部において次年度に向けて学部入学者数に係る全学的な方向性の確認を行いながら、その下で各学部が単年度および複数年度の学生受け入れの状況を十分に踏まえて管理を行っている。全学の4月（入学手続確定時）、5月1日（各種統計基準日）の入学者数については、各教授会において把握するとともに、法人及び教学執行部においても全学の入学者数に係る情報共有を速やかに行い、大学全体の学生数の点検を行っている（資料5-33）。

各学部・研究科単位での定期的な点検・評価については、各学部の入試に係る委員会、執行部の会議、組織別評価委員会等のそれぞれの機会に行っている。例えば、商学部においては、点検・評価の結果として、2020年度入試における「社会人編入学試験」の廃止、2023年度入試の「ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語特別入試」への朝鮮語追加が挙げられる（資料5-1）。文学部の点検・評価の結果としては、2018年度入試における「海外帰国生等特別入試」の廃止と、「英語運用能力特別入試」、「ドイツ語・フランス語特別入試」の新設があげられる。この入試においては、文学部全専攻においてGPA平均ならびに単位取得率が高いことが検証できている。さらに2021年度からは、前述の2方式を取り込む形で、「自己推薦特別入試」を新設した（資料5-1）。自己推薦特別入試においては、2020年度まで実施の英語運用能力特別入試、ドイツ語・フランス語特別入試を踏襲した「外国語型」と専攻への意欲や適性を重視する「専攻適性型」の2方式を採用し、2022年度入試において

それぞれ出願者が増加傾向にあり、外国語型は112%、専攻適性型は136%となっている。

また、大学院においては、2020 年度入試からの理工学研究科博士前期課程における9月入学受け入れ開始をあげる（大学基礎データ表3）。また、文学研究科では、学部生が出願可能な特別選考入試を2023 年度入試より導入した。あわせて、広報に係るプロジェクトチームを置き、既存の大学公式 Web サイトのリニューアルに併せて、大学院進学後のキャリアを可視化する独自コンテンツの充実を図った。これらの成果として、2022 年4月に初めての実施を迎えた特別選考入試は受験者数22 名となり、2022 年6月開催の進学説明会においても、事前申し込み者数が前年より62%増加した。

なお、前述の入試政策審議会、入試管理委員会、各学部・研究科の点検・評価を包括するような形で、大学評価委員会もとのアドミッション分野系評価委員会において点検・評価活動を行っており、その結果を「自己点検・評価レポート」および「自己点検・評価結果に基づく最重要課題」として取り纏め、大学評価委員会に提出している（資料2-1、2-14、2-15、2-41～2-43、5-34【ウェブ】）。なお、アドミッション分野系評価委員会には、各学部・研究科選出委員、入試担当副学長、入学センター専任職員等が参画しており、全学的な視点を担保する構成となっている（資料2-1、2-14、2-15）。

2. 長所・特色

これまでの本学の入試政策については、全学的な統一感を持ちながらも、学部の独自性を尊重し、その考えを各学部の入試政策に反映してきた側面がある。2020 年3月に出された学長諮問に基づき、入試政策審議会において現在までに3次に渡る答申提出を精力的に行い、全学として中央大学らしい入学者選抜の在り方を追求していることは、組織的な改善・改革を積み重ねているといえる（資料5-32）。

特に、2020 年度から設置した国際連携校については、本学が中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に掲げる「世界に存在感のある大学」を目指すための独自の取組みのひとつとなっている（資料5-18～5-20）。ベトナム・ハノイ市認定機関日本国際学校（Japanese International School）と連携協定締結に続き、2022 年9月に同校内に中央大学ハノイオフィスを設置しており、2023 年9月からは学生の受け入れが始まる予定である。また、海外における日本型教育の実施については、一般的に、在外教育施設の設置や日本型教育の海外展開等の事例が存在するが、それらとは異なる「新たな連携の形」といえ、本施策は特徴的な取組みである。

3. 問題点

学部の定員充足率については、経済学部公共・環境経済学科において、収容定員充足率が1.33 と高くなっており、引き続き留意が必要であり、今後も十分な配慮を行いながら入学者の受け入れに努める（大学基礎データ表2）。

また、大学院の定員充足率については、特に文系大学院において、収容定員・入学定員双方の未充足が長年の課題となっている（大学基礎データ表2）。中長期事業計画「Chuo Vision

2025」に掲げる大学院改革（オープン・ドメイン制度の実施や学生募集広報の強化等）を進め、志願者の獲得、入学者の獲得という好循環に繋げられるように継続して努める。また、学部から博士前期課程、博士前期課程から博士後期課程へ進学といった形で安定的に学生の確保していくことに努めるとともに、他大学出身の優秀な学生を惹きつけることのできる体制の整備と募集広報を検討・実施していく。

専門職大学院研究科の定員充足率については、法務研究科が収容定員及び入学定員ともに充足率の低い状況が続いている（大学基礎データ表2）。本学法学部学生をいかに獲得するかが法務研究科の大きな課題となっている。新たに「学部・連携法曹基礎課程3年＋法科大学院2年」の制度の下で受け入れた入学生の司法試験合格者数・合格率などの動向も踏まえながら、次年度以降に向けた方策を検討し実行していく必要がある。特に、2023年度の法学部の都心移転を契機として、いままで他大学大学院に進学していた法学部生の獲得に向け、法学部と法務研究科の連携体制を強化に努める。

4. 全体のまとめ

本学の入学者選抜は、大学全体および各学部・研究科の定める入学者受け入れの方針に基づき、適切な運営体制のもと公正に実施されている。また、学生募集についても、それぞれの入学者選抜の特徴を踏まえた諸活動が展開されている。

学部の定員について、大学を取り巻く環境は毎年変化しており、手続率の予測が困難な状況となっている中でも、収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数比率について、学部単位では適切に管理ができています。一方で、学科単位ではそれらの比率がやや高めとなっている学科もあるため、単年度・複数年度の視点で配慮が必要である。特に入学定員充足比率・収容定員充足比率が高めとなっている学部（学科）については十分な配慮を行いながら入学者の受け入れに努める。また、2022年10月1日に改正となった「大学、短期大学及び高等専門学校設置等に係る認可の基準」を踏まえながら、本学の教育研究組織の将来的な充実も見据え、適切な定員管理を行っていく。

大学院研究科について、特に文系研究科及び法務研究科については、定員未充足が継続した課題となっている。

学生の受け入れの適切性については、全学的な委員会である入試政策審議会及び入試管理委員会、各学部・研究科にて点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に努めている。また、それらを包括するような形で、大学評価委員会もとのアドミッション分野系評価委員会において、毎年度の点検・評価を行っている。

第6章 教員・教員組織

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

○大学として求める教員像の設定

本学では、「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」を設定し、その中で大学として求める教員像として、「大学の理念・目的とこれに基づく教育目標との関連性を適切に保持し、各教育研究組織における諸活動の充実とさらなる高度化・発展に資するため、各教育研究組織の理念・目的、教育目標を達成するに相応しい高度な専門性及び実績を有するとともに、日々の研鑽と不断的努力を通じて必要な能力・素養の獲得とその向上に取り組み、教育研究活動の成果をもとに社会及び本学の発展に寄与することができる者を教育職員として採用する。」と定めており、これを本学公式 Web サイトにおいて公表している（資料 6-1【ウェブ】）。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」において、「教員組織については、各教育研究組織において設定する「学位授与の方針」及び「教育課程実施・編成の方針」の着実な具現に資する教員組織の編制を基本とする。」と定めており、これを本学公式 Web サイトにおいて公表している。また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、2025 年度までに目指す教員組織のあり方について指標等で明示している（資料 6-2）。それらに基づいて、本学の学部における教育課程編成は、各学部が各々の理念・目的に照らして編成することを基本としている。

その能力・資質等については、学部・研究科それぞれの専門性及び科目や職位によっても異なることから、中央大学専任教員規程第4条第4項において「教員の任用に関する選考基準は、教授会が定める。」と規定しており、具体的な教員に求める能力・資質等については、実際の採用審査を行う学部・研究科ごとの内規において定めている（資料 6-3、6-4）。

教育研究に係る責任所在の明確化等については、原則として各学部において調整・決定しているほか、全学的に取り組むべき問題やカリキュラムの実施にあたっての学部間の連絡調整等については学部長会議がその機能を担っている（資料 2-37）。

各学部内での教育課程編成の目的を具体的に実現するための連絡調整については、学部の特性に応じて、学部内に置かれている教授会や教務委員会等において審議することにより連絡調整を図っている。他方、非常勤教員については、各学科（専攻）あるいは教育組織とし

での会議体の担当教員から周知するほか、専任教員及び非常勤教員の懇談会の場を設けるなど、各学部の工夫により教育方針の周知・共有を図ることに努めており、教育その他に係る情報の共有化を図ることで、各学部における人材養成の目的や教育目標を具現するための教員間における連絡調整の機能を確保している。

大学院研究科においては、研究科毎に各種委員会や部門別の会議体を設け、それぞれの教育課程に基づいた教員の役割分担を決定し、委員会内あるいは専攻内での各種事項について連絡・協議を行っている。また、学生の受入れから各種講義、研究指導、修了認定に至るまでの各研究科あるいは全研究科に関わる重要な事項については、研究科委員会又は研究科教授会（専門職大学院）において審議・報告することにより、的確に情報の共有化を図りながら組織的な教育を実施・展開する体制を構築している。

以上のとおり、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や教員組織の編制方針を明示しており、そのもとで各学部・研究科における教員編成が行われている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

○編制方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数等、授業科目と担当教員の適合性等を含む）

各学部・大学院研究科（専門職大学院を含む）においては、「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」の下、その理念・目的の達成に必要な教育課程の種類・分野・学生数を考慮しながら必要な教員組織を構築しており、法令に定める必要専任教員数を満たした適切な状況となっている（大学基礎データ表1）。大学院研究科の修士課程・博士前期課程及び博士後期課程は、各学部を基礎としており、その教員は学部・学科等に所属する専任教員の兼担により担っているため、各研究科専攻の構成は、その基礎となる学部・学科等に対応する形となっている。なお、戦略経営研究科ビジネス科学専攻は、専門職学位課程（戦略経営専攻）に続く博士後期課程として、戦略経営研究科所属の教員の兼担により担っている。

本学の専任教員組織は、教授、准教授、助教（助教A、B、C）、特任教授、特任准教授及び特任助教によって構成されている。また、専任教員は任期の定めのない専任教員と任期付きの専任教員に区分し、任期付きの専任教員においてはさらに特任教員（特任教授、特任准教授、特任助教）及び任期付き助教（助教B、C）によって区分している（資料6-3、6-5～6-9）。また、専門職大学院については、実務家教員を確保するため固有の専門職大学院特任教員制度を設けているほか、FLP等の全学共通教育（学部間共通科目）を運営する全学

連携教育機構では、これに従事する特任教員を配置することが可能となっている（資料 6-3、6-8）。

一方、本学の非常勤教員においては、兼任講師のほか、客員教員、外国人客員教員、外国人外国語契約講師が含まれ、各学部の特徴ある教育課程を支えている（資料 6-9～6-13）。また、専門職大学院の教員組織のうち、法務研究科については、きめ細かな教育を行うため特別に任用された実務法律家として「実務講師」を採用しており、授業の教材作成補助、レポートや起案文書の添削、授業に関する学生の質問対応、教員による指導の補充など、法務研究科における教育の補助にあたっている（資料 6-14）。

また、授業科目と担当教員の適合性については、各組織の任用に係る内規等に基づき、十分な業績等含め、その適合性を確認している（資料 6-4）。

教員組織の年齢構成については、大学基礎データ表 5（専任教員年齢構成）のとおりとなっており、各学部において新規に専任教員を採用するに際しては、本学の教育方針への理解や教員の教育研究分野、また、カリキュラムとの適合や教育に対する熱意等を総合的に判断した任用を行っている。また、各教育研究組織における年齢構成のバランスにも配慮しているが、専任教員の平均年齢は全学で 52.9 歳となっており、法学部、総合政策学部においては 60 歳以上の教員が 3 分の 1 を超えているほか、法務研究科における 60 歳以上の教員の割合もかなり高くなっているなど、年齢構成に偏りが生じており、各研究教育組織において人事計画を策定する際の検討課題となっている。

また、実務色の強い科目については、専任教員としては、特任教員制度を利用して実務家教員を採用する、または客員教員を含む非常勤教員として採用することが多い。

そのほか、本学教員組織（専任教員）の多様性を示す指標として、日本国籍を有しない外国人教員及び女性教員については、国際経営学部と国際情報学部の新設の影響により、いずれも増加傾向にあるが、全専任教員に占める割合に換算すると外国人教員比率は 6.6%、女性教員比率は 20.1%に留まっている（資料 6-15）。また、行政職に就いている女性教員は、兼務も含めて延べ 6 名であり、行政職教員における女性比率は 12.0%となっている。なお、本学は中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、専任外国人教員比率については 10%、専任女性教員比率については 25%、行政職女性比率等については 20%というように目標数値を掲げているが未達となっており、今後これら数値をさらに高めていくことが課題となっている（資料 6-2）。

なお、教員一人あたりの在学生数（学部）については、24.0～54.1 人となっており、平均では 39.8 人となっている（資料 6-16）。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

本学の大学院研究科（専門職大学院を除く）を担当する教員の任用基準は、研究科毎に個別の内規を定めており、当該内規に示す基準を満たす有資格者について、研究科委員会での審議を経て厳正に任用が行われている（資料 6-17）。当該研究科を構成する専任教員は、主として研究科の基礎となる学部・学科の教員となることから、専任教員についてを研究科独自に公募するという形態は採用されていない。また、教員の配置については、各研究科ともそれぞれが掲げる「教育課程編成・実施の方針」に基づき、専攻ごとにそれを実現する担当

教員を適正に配置している（資料 4-1【ウェブ】）。

また、専門職大学院研究科については、各専門職大学院研究科の定める任用基準に従って、十分な業績（研究業績又は実務上の実績）及び教育能力を有するかどうかを教員の人事に関する委員会や業績審査委員会、教務委員会等において慎重に審査し、教授会における審議を経て任用を行っている。また、各科目に関する教員の配置については、特に理論と実務の架橋という観点から、研究者教員と実務家教員をバランス良く配置しているほか、教育課程上の主要科目に関しては、専任教員を中心に配置するなど、専門職学位課程としての目的や「教育課程編成・実施の方針」を具現するに相応しい教員・科目配置となるよう十分に配慮している（資料 6-4）。

以上のとおり、本学の教員組織は、「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制している。一方で、専任外国人教員比率や専任女性教員比率は中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の目標に到達しておらず、継続した課題となっている。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか（任期制の教員を含む）

評価の視点 2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化（任期制の教員を含む）

○規程等に従った適切な教員人事の実施について（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）

本学の専任教員の任免・昇進に関する基準・手続については、中央大学専任教員規程、中央大学特任教員に関する規程、中央大学教員任用審議会規程等の任用形態毎の規程及び各学部の募集・任用・昇進等に関する内規に規定されている（資料 6-3～6-8、6-18）。

まず、任用に関わる基本的な流れについては、①学部・研究科の人事計画を踏まえて、教員の専門分野その他の任用条件と公募・推薦などの任用方法を学部・研究科内の委員会で検討し、教授会での審議に基づいて業績審査委員会を設置する、②募集を行い、業績審査委員会は、任用基準に基づいて候補者の教育研究上の経歴・業績を審査し、最終的な候補者について教授会で任用の可否を審議する、③理事長の諮問機関である教員任用審議会の審議を経て、学長の申し出により理事長が任命する、という手続を踏むこととなっている。そのなかで、学部・研究科において授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みについては、業績審査において当該科目に関わる教歴、研究業績、実務上の実績、教育に対する熱意等をもとに、当該候補者が授業科目を担当する上で必要な条件を満たしているかについて審査を行っている。さらに、必要に応じて選考委員の前での模擬授業等を行うことによって、その適合性を確認する仕組みとなっている。なお、既に任用された教員に関しては、科目担当者会議等における検討に基づき、最終的には各教授会における審議に基づいて各授業科目と担当教

員の適合性を判断している。

また、教員の昇進に関する流れについても、①学部長等からの昇進の提案に基づき業績審査委員会を設置する、②業績審査委員会は昇格基準に照らして、候補者の教育研究上の業績を審査し、その結果を踏まえて教授会で昇進の可否を審議する、③理事長の諮問機関である教員任用審議会の審議を経て、学長の申し出により理事長が発令する、という手続を踏むこととなっている。

一方、教員の免職については、当該教授会の議を経た後、学部長から学長に、当該免職について報告し、学長の申し出に基づき、理事長が発令することになっている。

専門職大学院を除く大学院研究科については、専任教員の募集・採用・昇進に関する直接的な権限を有しておらず、その基礎となる学部の専任教員が当該研究科を兼担しているため、原則、当該学部の教授会において募集・採用・任免・昇進の人事が行われている。なお、各大学院研究科委員会では、研究科の内規に大学院授業の担当資格要件と審査の手続を定め、人事のための委員会を設けて、課程別に講義及び研究指導の担当資格を審議し、適格と判断すれば、当該研究科の審議に基づき、理事長の諮問機関である任用審議会の審議を経て、学長の申し出により理事長がこの者を任命することになっている（資料 6-17）。

なお学部・研究科における非常勤教員の任用については、中央大学非常勤教員規程に基づき、教授会及び研究科委員会の決定、教員任用審議会の審議を経て、学長の申し出により理事長が任命する。募集及び任用については各組織において行っており、任用基準等については当該組織が定めている。（資料 6-9～6-14、6-18）。

以上のとおり、教員の募集・採用・昇格については、規程等に基づき、適切なプロセスを踏んで実施している。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施状況とその有効性

本学におけるファカルティ・ディベロップメント（FD）については、「建学の精神『實地應用ノ素ヲ養フ』」を踏まえ、学部・研究科等の教育組織が掲げる学位授与方針、教育課程編成方針等に基づいた教育の質をさらに向上させるための教職員が協働して行う組織的な取り組み」と定義し、全学レベル、各学部・研究科レベルで恒常的な活動を行っている。

全学的なFDの推進を担う組織として、学部長1名、研究科委員長1名、各学部・研究科から互選された教員委員各1～2名、学事部長、職員委員13名により構成される中央大学FD推進委員会を設置している（資料 6-19）。中央大学FD推進委員会は、全学として取り組むべきFD活動実施についての基本方針を策定するとともに、恒常的なFD支援体制を全学的に確立、推進することを目的として活動を行っており、各種研修や講演会等の実施、全学的に明らかとなった教育活動に係る課題の検討、各組織の先進的な事例の共有等、様々の取

組みを行っている（資料 6-20【ウェブ】、6-21）。そのうち、恒常的な取組みとしては、新任教員を対象とした研修会やワークショップの実施、「英語による授業実施スキル向上のための学内研修会」、「中央大学 FD・SD 講演会」を企画・運営し、教育の質のさらなる向上に努めている。なお、直近の具体的な実績は以下のとおりである。

新任教員研修会については、学内の各部署の協力を得ながら、特に大学教員として学生と接する際の注意事項や研究活動に関する注意事項の啓発を中心として、その理解に努める研修を行っている。2022 年度については、「本学の概要および FD 活動について」、「ハラスメント防止の理解のために」、「多様な背景をもつ学生への対応について」、「アフターコロナにおける学生支援」、「研究費制度概要・研究費の執行について」、「公的研究費に係るコンプライアンス研修」、「学友会活動について」の 7 つを主なテーマとした研修会を実施し、2022 年 4 月に着任した全新任教員が受講した（資料 6-21、6-22【ウェブ】、6-23）。近年は附属中学校・高等学校の新任教員も一部のコンテンツを受講することとしており、学校法人としての FD 活動を推進している。新任教員研修については前述の研修の他、長期休暇を利用したワークショップ形式の研修会も適宜実施をしており、新任教員を対象に授業設計に係るワークショップを実施することで、シラバスと内部質保証との関連性や成績評価基準の策定にかかる理解を深め、授業の質的向上に寄与する研修会としている（資料 6-24）。

「英語による授業実施スキル向上のための学内研修会」について、2021 年度及び 2022 年度は春季講座 3 コース、夏季講座 4 コースの実施を行った。なお本研修会は、専任・非常勤教員問わず参加可能であり、広く教員に研修の機会を提供している（資料 6-25【ウェブ】、6-26）。

「中央大学 FD・SD 講演会」については、本学の教職員を主な対象として FD・SD に係る様々なテーマを設定し、2022 年 5 月現在、中央大学 FD 推進委員会の下で 19 回の講演会を実施している（資料 6-21、6-27【ウェブ】）。当日に参加できなかった教職員が後日その内容を確認できるよう、全学授業支援システム manaba においても講演会の様子（動画・資料）を公開している。

研修会や講演会のほか、中央大学 FD 推進委員会においては全学的観点から学部・研究科等の教育組織が掲げる学位授与方針、教育課程編成方針等に基づいた教育の質的向上を図るため、中央大学 FD 推進委員会の下に必要なワーキンググループを設置し、諸制度の導入を提案するなどの活動を行っている。2020 年度には『中央大学 FD ハンドブック』を作成し、内部質保証の観点からのシラバスの位置づけの解説やシラバスの好事例の紹介、授業におけるグッドプラクティスの紹介などを記載し、非常勤教員を含む全教員へ公表している（資料 4-59）。2021 年度には成績評価の実質化や GPA の有効活用を目指して、成績評語の変更と GPA の活用に関する提言を行い、提案内容については規定の手続きを経て 2022 年度より実現することとなった（資料 6-28）。2022 年度には大学評価委員会を起点として全学的にカリキュラムマップを作成したことから、2023 年度に向け、全学的な科目ナンバリング制度の導入を推進することとなった。推進にあたっては中央大学 FD 推進委員会の下で全学ルール of 提案を行う準備を進めており、中央大学 FD 推進委員会は全学的な教育の質的向上を図るための議論・提案を行うための基盤としても位置付けられている（資料 2-79、2-80【ウェブ】）。

このほか、各学部・研究科においても FD 活動は活発に行われている。学部においては、

学部規模や特性などによって取組み内容に違いはあるものの、全学部で履修学生を対象にした授業アンケートを実施し、各学部における分析やその結果の公表、個別教員へのフィードバックを行うことで、個別授業レベルないし学部・学科・専攻レベルにおけるカリキュラム等の見直しや改善に繋げている（資料 6-29、6-30【ウェブ】）。そのほか、授業アンケート結果の分析・研修会や授業アンケートを踏まえたベストティーチャー賞、教員相互の授業参観、卒業論文指導に関する意見交換会、授業アンケートで学生からの評価が高い教員によるFD研修会など、様々な取組みを通じて、教育課程の質的向上を図っている（資料 6-31～6-34）。特に、2020年度、2021年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施を余儀なくされたオンライン授業への対応として、各学部・研究科においては機器操作の講習会に始まり、効果的な授業手法の研修会や模擬授業、著作権に関する研修会など、教育の質を担保するための取組みが活発に行われたところである。

大学院においては、研究型の大学院6研究科のFD活動についてその連絡・調整を担う中央大学大学院FD推進委員会を置き、大学院固有のFD活動に関して企画・立案や情報共有を行っている（資料 6-35）。具体的な取組みとして、教員相互の授業参観や研究状況・授業に関するアンケートの分析・フィードバックを行う他、2021年度より「中央大学大学院における研究指導内容の可視化の実施」と題し、各研究科博士前期課程在籍学生の「入学直後」、「M1 修了段階」、「中間報告段階」、「論文提出段階」の4段階における指導状況を当該学生の指導教授が報告書として纏め、各研究科委員会で報告・懇談する取組みを開始した。指導教員による研究指導に際し、その内容やスケジュール、有効な指導方法や指導に際して困っている点などを可視化して共有することにより、大学院における教育研究活動の柱の一つとなる研究指導の在り方、その有効な方法に関する理解を深める機会となっており、大学院固有のFD活動として大きな意味を持つものとなっている（資料 6-29、6-36）。

専門職大学院研究科については、法務研究科と戦略経営研究科にそれぞれFD委員会、FD・自己点検・評価委員会を置き、活動を推進している（資料 6-37、6-38）。法務研究科においては定期的にFD研究集会を実施する他、毎年度のベスト・ティーチャー賞や教員相互の授業参観、学修成果の分析会を行うなど、精力的にFD活動に取り組んでいる（資料 6-29、6-34、6-39【ウェブ】、6-40【ウェブ】）。2019年度より教授会委員のみならず、兼任教員や兼任講師も含めてFD活動に参加できるよう、全学授業支援システムmanabaを活用するなどを通じて、教育の質的向上を図っている。戦略経営研究科も年に2～3回のFD研修会を実施し、学生アンケートの結果報告や活用に関する懇談、成績評価の収斂に関する議論を行うことを通じて教員による教育制度の理解・浸透を通じたFD活動を実施している。さらには、兼任講師も含めた授業担当教員に対して定期的なオンライン授業に関する研修会を行うことで、新型コロナウイルス感染症拡大下における授業の質的向上を図った。

なお、講演会等の録画データ、各学部・研究科のFD活動において作成した動画等のコンテンツについては、全学授業支援システムmanabaのFD・SDコースに掲載し、全教員の閲覧に供する形でアーカイブ化して活用している（資料 6-41）。

このほか、研究活動の推進に資する研修の機会として、科学研究費公募説明会に係る説明会、URAが企画する科学コミュニケーションカフェ、THE世界大学ランキングデータに係る講演会、人文・社会科学系研究推進フォーラム等を行っている（資料 6-42～6-45）。

なお、大学院設置基準第42条に基づき、博士後期課程の学生が、自らの学識を教授するために必要な能力を培うための機会（プレFD）を設け、情報の提供を行っている。具体的には、2020年度より、文系研究科における「リサーチ・ワークショップ」（経済学研究科博士後期課程設置科目）における「院生FD」の回を大学院学生全体に開放し、受講環境を整備している（資料6-46）。あわせて、中央大学FD・SD講演会の動画配信を行っている。また、2021年度からは全国私立大学FD連携フォーラム（JPFF）提供のオンデマンド講座「実践的FDプログラム」の受講環境、産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム（東北大学ほか4大学が参画）の提供する「大学等における教育FD動画コンテンツ」の受講環境を整備した（資料6-47）。

また、中央大学アカデミック・サポートセンター内のライティング・ラボでは、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けた大学院生チューターによる対面・オンラインでのセッションを実施している。大学院博士前期課程に全研究科の大学院生が履修可能な科目として「アカデミック・ライティング」の授業を開講しており、この授業を履修し、十分にアカデミック・ライティングの技能を修得した大学院生には、ライティング・ラボにおいてチューターとして文章作成支援を行なう機会を提供している。こうした機会を通じ、教育指導の実践経験を積むことを可能とし、修了後に教員や研究者となった際に必要な教育指導力の涵養を図っている（資料6-48【ウェブ】）。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育活動に係る評価は、商学部・理工学部・法務研究科で個別に授業アンケート等を基にした「ベスト・ティーチャー賞」を実施し、授業方法や学びへの工夫のほか、教育に対する姿勢や取組み等を行っている教員の努力を表彰し、本学公式Webサイトを通じて社会に公表することにより、教育意欲の向上と教育活動の活性化を図っていることに加え、受賞した教員を講師とするFD研修会を実施するなどして、学部・研究科全体の教育活動の活性化や資質の向上に努めている（資料6-32～6-34）。また、大学評価委員会が行う在学生アンケートにおける「履修していた科目の授業の中で特に満足だった授業」について回答集を作成し、授業科目を履修した学生からの評価が高い教員とその理由について教員・学生に公開することにより、全学部において活動の活性化や資質の向上に向けた評価活動の一つとしている（資料6-49）。

研究活動に対する評価全般に関しては、「中央大学学術研究奨励賞」において、毎年度優れた学術研究成果（文化の分野で挙げた学術的価値のある業績を含む）を上げて学会等から賞を受けた教員に対して、その功績を表彰することにより、その評価を行っている（資料6-50、6-51【ウェブ】）。また、研究業績は本学の「研究者情報データベース」を通じて集約され、本学公式Webサイトを通じて広く社会に公開されるとともに、独立行政法人科学技術振興機構（JST）が運営する「researchmap」とも連動して公開されることで、産学官連携の推進にも寄与している。このように、専任教員の研究活動を集約することや情報公開を通して、広義には専任教員の研究活動の評価がなされている環境にあるといえる（資料2-64【ウェブ】）。そのほか、教員の任用及び昇進・昇格に際し、教授会・研究科委員会等での審議に基づき、各学部・研究科の任用基準や昇格基準に基づき実施する業績審査により、教員による

研究業績の評価を行い、また評価結果を審査報告書により可視化することで、諸活動の活性化や資質の向上を図っている。

なお、「第9章社会連携・社会貢献」にて記載しているように、本学教員の社会貢献活動は学術講演会、クレセント・アカデミー講座、省庁や自治体からの委員委嘱、産学連携他、多岐に渡るものとなっているが、現状、教員の社会活動等に関する評価を直接的に行う仕組みはない。

以上のとおり、本学においては全学、各学部・研究科においてFD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

各学部・研究科においては、各組織の毎年度の人事計画策定時や、大学評価委員会のもとにおかれる組織別評価委員会にて点検・評価を行っている（資料2-1、2-12、2-13）。

全学的観点からは、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、専任女性教員比率及び外国人教員の目標値を設定しており、2021年には新たな指標として「行政職教員の女性比率」を設定している。このように、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を推進するにあたっては、定量的数値も踏まえながら、点検・評価を行い、事業の推進を行っている（資料6-2）。

さらに、大学評価委員会のもと、教員組織分野系評価委員会を設置し、上に記述した点検・評価を包含する形で、全学的な観点から毎年度の自己点検・評価活動を行っている。同委員会は、各学部・研究科から選出された委員で構成されており、自己点検・評価結果を「自己点検・評価レポート」および「自己点検・評価結果に基づく最重要課題」として取り纏め、大学評価委員会に提出している。（資料2-1、2-14、2-15、2-41～43、6-52【ウェブ】）。

「最重要課題」においては、「教員組織の活性化」が継続的な課題となっていたが、2021年4月に「教育力研究開発機構」が設置されたことにより、授業アンケートに係る分析講演会の実施等、組織横断的に教育の質向上に係る取組みが進められ、教員組織の活性化に繋がっている。また、2023年度以降、都心にキャンパスを置く3学部（法学部・理工学部・国際情報学部）において文理横断型の科目を設置し、3学部の専任教員が講義を行うこととなっており、新たな教育内容が、教員組織の活性化に繋がることが期待される（資料6-53【ウェブ】）。

また、教員組織の改善について、教員人件費の見直しの観点からもST比、教員の年齢構成等の検討が進められている。教員人件費についてはその基準の策定に当たり学長・学部長懇談会において検討を重ねたのち、現在、学長の下に教員人件費に関する検討委員会を設置したところである。

2. 長所・特色

特になし。

3. 問題点

本学専任教員の年齢構成について、60 歳以上の教員の占める割合が、法学部、総合政策学部、法務研究科においてやや高い状況（35%以上）にあること、また専任外国人教員、専任女性教員の比率については、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に照らし、目標達成まで途上となっている（資料 6-2、6-15）。今後も引き続き、教員組織編成にあたっては、本学における教育研究活動の活性化を前提としつつも、年齢構成バランス、外国人教員比率、女性教員比率が適切なものとなるよう努めていく。

4. 全体のまとめ

本学においては、教育研究を充実する観点から専任教員及び非常勤教員の双方において教員任用形態の多様化を図っており、教員組織の編成についても教員数の状況とともに適切なものとなっている。一方で、専任教員の年齢構成バランス、専任外国人教員・専任女性教員の比率については、その数が適切なものなるよう更に努める必要がある。

また、各教授会は、教員の募集・採用・昇格を行うにあたり、諸規程と学部・専門職大学院毎に定めている基準・手続に従って運用することにより、公平かつ適切に教員の人事を行っている。

FD 活動については、全学レベル、課程レベル、組織レベルにおいて組織的かつ多面的に FD 活動を行うことにより、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に努めており適切なものとなっている。

各教員組織の適切性については、各学部・研究科という組織ごとの観点、全学的な観点からは、大学評価委員会のもと、教員組織分野系評価委員会を設置し毎年度の自己点検・評価活動を行っている。

第7章 学生支援

1. 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

○学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生支援に関する全学的な方針については、2014年度に「学生に対する修学支援に関する方針」「学生に対する生活支援の方針」「学生の進路支援に関する方針」の3つを策定し、本学公式Webサイトを通じて周知している（資料7-1【ウェブ】～7-3【ウェブ】）。

また、「中央大学ハラスメント防止啓発宣言」を定めるとともに中央大学ハラスメント防止啓発ガイドラインを作成し、ハラスメントのない快適な教育環境を作り出し維持することに努めている（資料7-4【ウェブ】、7-5【ウェブ】）。

さらに2017年度には「中央大学ダイバーシティ宣言」を定め、2021年度よりダイバーシティセンターを設置するなど、多様な背景をもつ学内構成員が共に学ぶことのできる環境の実現に努めている（資料7-6【ウェブ】）。

以上のように、学生が学習に専念し、安定して生活を送れるよう様々な方針を定め、その実現に努めている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備
 評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導
 評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況
 評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性
 評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性
 評価の視点6：心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）
 評価の視点7：ハラスメント防止のための措置の状況
 評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況
 評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況
 評価の視点10：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援
 評価の視点11：資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

○学生支援体制の適切な整備

本学における学生支援については、「学生に対する修学支援に関する方針」「学生に対する生活支援の方針」「学生の進路支援に関する方針」のもと、修学支援、生活支援、進路支援、課外活動支援等それぞれの支援に特化した組織を置き、学生が所属する学部・研究科とも適宜連携しながらきめ細かな支援を行っている。

修学支援については、学生の所属する学部・研究科の教員・事務室が連携して支援を行っている。アカデミック・アドバイザーの設置、オフィスアワーの設定、成績不振者のケア等があげられる。また、近年は各学部・研究科に公認心理士・精神保健福祉士等の資格をもつ専門スタッフとして、キャンパス・ソーシャル・ワーカー（CSW）を配置（商学部・国際情報学部は2023年度より配置予定）しており、心身・学修に困難を抱える学生の支援を行っている（資料 7-7）。そのほか、学術・学問分野に関する汎用的な能力伸長の支援として、中央大学アカデミック・サポートセンターの中にライティング・ラボを置いている（資料 3-8【ウェブ】）。

また、学生の正課内外の活動支援、奨学金等の経済的な支援については、学生部が各学部・研究科と連携しつつ、支援を行っている。なお、部活動やサークル活動に係る支援については中央大学学友会が行っている（資料 7-8【ウェブ】）。特に、運動部の学生支援については、大学スポーツを総合的に支援することを目的として 2022 年度に CHUO スポーツセンターを新たに設置し、大学全体としての支援体制を整えたところである（資料 3-15）。

学生の心身の健康保持については、学生部（学生相談室）、保健センター、キャンパス・ソーシャル・ワーカー（CSW）が各学部・研究科と連携して支援を行っている（資料 7-7、7-9【ウェブ】、7-10【ウェブ】）。また、学生相談室においては、2019 年度より英語によるカウンセリングが可能な心理カウンセラーが採用されている。あわせて、多様な背景を持つ学生の支援については、ダイバーシティセンターと学生部が連携して支援を行っている。身体に障害をかかえる学生や、SOGI（性的指向・性自認）が少数派の学生等、多様な背景を持つ学生の支援については、ダイバーシティセンターが中心となって対応し、学生からの申し出に基づき適切な配慮を提供するよう努めている（資料 3-6【ウェブ】）。また、教職員向けに「多様な背景や特性を持つ学生への配慮についてのお願い」、『教職員のためのジェンダー・セクシュアリティに関するガイドブック（配慮と対応）』、『学生のためのジェンダー・セクシュアリティに関するハンドブック』を作成し、学内及び本学公式 Web サイトにて周知している（資料 7-11【ウェブ】）。

外国人留学生に対する支援については、国際センターを中心に、留学生の受け入れ、送り出し、学費の減免や語学講座の提供を行っている。住居面の支援も行っており、現在、外部管理委託による国際交流寮に加えて、2020 年 4 月に多摩キャンパスに開設したオンキャンパス型の「国際教育寮」についても、国際センターを中心に管理を行っている（資料 7-12【ウェブ】、7-13【ウェブ】）。

キャリア支援・就職支援については、キャリアセンターが中心となり、各種情報提供、各種セミナー等を行っている（資料 7-14【ウェブ】）。

また、資格試験等支援については、法科大学院入試・予備試験については法職講座、公認会計士試験や簿記取得については経理研究所による講座、公務員試験支援についてはキャリアセンターによる公務員講座を提供している（資料 7-15【ウェブ】～7-17【ウェブ】）。

○成績不振の学生の状況把握と指導

各学部及び研究科においては学生の円滑な修学に資するため、専任教員をアカデミック・アドバイザーとして配置しているほか、演習科目等の担当教員が日常的な学習相談等の支援を行っており、授業への出席が思わしくない等の学生の情報を教員と学部事務室の間で共有し、必要に応じてキャンパス・ソーシャル・ワーカー（CSW）や学生相談室とも連携しながら個々の状況に応じた対応・支援を行っている（資料 7-7）。加えて、多くの学部においては、前年度までの修得単位数が一定の水準に満たない学生を対象とする履修ガイダンスや、教職員による電話、オンライン及び対面での個別面談の実施等の取組みを行い、その後の学修状況を改善するための支援を行っている。

留年については標準修学年限を超えたことによる留年のほか、法学部、文学部及び法務研究科においては所定の学年終了時における修得単位数や成績が一定の基準に満たない者を対象とする進級制限制度を有しており、当該制度の対象となった学生に対しては教員が面談等の指導を行い、状況の把握と学習相談等を実施している（資料 7-18～7-20）。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

学術・学問分野に関する汎用的な能力の涵養を目的とした全学的な基盤教育の補完機能を果たすために 2021 年度より中央大学アカデミック・サポートセンターを置き、そのうち、アカデミック・ライティングに関する能力（学術的文章の作成に必要な能力）の涵養や学術的文章作成の支援をするために、ライティング・ラボを運営している（資料 3-8【ウェブ】）。ライティング・ラボでは、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けた大学院生チューターによる対面・オンラインでのセッションを実施している。また、セッションで寄せられる相談を基に、アカデミック・ライティングの 5 つのポイントを取り纏めた『レポートの書き方資料』を発刊した（資料 7-21、7-22）。

また、各学部及び研究科においては、教育目標・教育内容に応じた取組みを実施している。一例として、経済学部においては必修専門科目である「基礎ミクロ経済学」及び「基礎マクロ経済学」において、授業時間外での質問について TA による対応も行っている（資料 7-23、7-24）。事前予約制で、相談希望者は TA にメールで面談予約を行い、対面形式で学修相談をすることができる。また、理工学部においては入学直後に全新入生を対象とする高校数学・物理理解度テストを実施している。当該テストにおいて一定の正答率を下回った学生に対しては「理解度向上講座」を実施するほか、学部独自に「学習支援センター」を設置し、学習支援に係る個別相談・サポートを行っており、「理解度向上講座」については毎年約 400 名の学生が受講している（資料 7-23、7-25、7-26）。さらに、国際経営学部では、学部生が利用できる国際経営学部独自のアカデミックサポートセンターを設けている。国際経営学部では主要な科目は英語で授業が行われ、またほとんどの学生が英語で卒業論文を作成するため、とりわけ英語に関連する学習支援のニーズが高い。授業以外でも、留学等をめざし語学検定試験に向けて準備を進める学生も多い。アカデミックサポートセンター 2 人の英語ネイティブ教員（特任教員）が分担して常駐し、支援を必要とする学生に対応する体制としている（資料 7-23、7-27）。

そのほか、法務研究科においては、主に法学未修者を対象に法務研究科を修了した若手弁

護士を中心とした実務講師による正課外フォローアップを行っている（資料 7-23、7-28）。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生が入学した際には、学生が所属する学部及び研究科の事務室において本人の状況や大学に対する要望等を聴取し、その上で関連する学内組織及び学生が履修している科目の担当教員等と連携をとりながら、個別の事情に応じた支援・対応を行っている。加えて、本学では「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を2015年度に策定し、2016年4月より施行している（資料 5-31【ウェブ】）。当該ガイドラインにおいては、全ての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害のある学生が障害のない学生と平等に教育・研究に参加できるよう機会の確保に努めることを基本方針に、障害のある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合には、大学として合理的配慮を提供するよう努めることを明示している。合理的配慮の手続きフローについては、本学公式 Web サイトや教職員専用 Web サイトに掲載して学内外に周知している（資料 5-31【ウェブ】、資料 7-29）。合理的配慮に係る具体的な対応としては、学生からの申し出がなされた場合には所属学部・研究科の事務室、保健センター、学生相談課、ダイバーシティセンターにおいて初期相談を行った上で必要な対応等について関係部課室にて調整を行っている。

とりわけ、2020年4月に発足したダイバーシティセンターでは、特に身体障害や難病を持つ学生の修学や学生生活支援のために、障害等の評価やニーズの聴き取りを行い、関係する部課室への働きかけ、学生への最適な支援を考える障害領域担当のコーディネーター（2名）を配置している。また、ダイバーシティセンターには Student Assistant（ノートテイク）も所属しており、その育成とノートテイク技量の向上を図っている。現在、約110名が Student Assistant として登録しており、13名が支援活動をしている。2022年5月現在の被支援学生は、2名である（資料 7-30【ウェブ】～7-32【ウェブ】）。

このほか、本学の特色ある仕組みとして、キャンパス・ソーシャル・ワーカー（CSW）をあげる。キャンパス・ソーシャル・ワーカー（CSW）は、臨床心理士、精神保健福祉士または公認心理師の有資格者である。学修に困難を抱える学生の対応をはじめ、対応に苦慮する学生に関する教職員からの相談、親からの相談・対応、支援案の提案・支援の見守り・支援の調整の実施、学内外関係機関・部署との連携、啓発活動等にあたることを目的に設置されたものである（資料 7-7）。2014年度の開始当初は文学部にのみキャンパス・ソーシャル・ワーカー（CSW）を設置していたが、本取組みの成果を踏まえて、恒常的な制度として根付いたものである。2016年の障害者差別解消法施行以前より、キャンパス・ソーシャル・ワーカー（CSW）をハブとして、従来では支援が難しかった「学習に困難を抱える学生への支援」について早期に取り組んだ事例として、先見性の高い取組みといえる。現在は、多摩キャンパスに6名（法学部2名、経済学部1名、文学部2名、総合政策学部1名）、後楽園キャンパス（理工学部）に1名を配置している。2022年度の対応数（月平均）は約500件、実人数（月平均）は約200人となっているように、学生に対してきめ細やかな対応を行っている。2023年度からは商学部・国際情報学部にも配置される予定となっており、全学部でキャンパス・ソーシャル・ワーカー（CSW）が配置される見込みである。また、担当学部

長（文学部長）、キャンパス・ソーシャル・ワーカー（CSW）、医師免許を持つ専任教員1名、関連部署（学部事務室、学生部、キャリアセンター、ダイバーシティセンター等）の事務職員をメンバーとして、CSW連絡会を定期的開催し、対応事案や支援手段等について相互に情報共有を行い、入学から卒業に至るまでの一貫した総合支援に努めている。なお、キャリアセンターにおいて全学年の障害や疾病ある学生、父母に対して就職ガイダンスを実施している。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学の奨学金制度は、全学的な管理・運営を行う奨学金制度に加え、学部・大学院・専門職大学院が掲げる人材養成目的の具現に資することを目的に、各教育研究組織がそれぞれの特色を生かした柔軟な制度設計が可能な独自の奨学金制度を備えている点が特色である。前者については経済支援型奨学金と育英型奨学金、後者については「中央大学学部生給付奨学金」等、主に育英型奨学金として展開している。また、全学的な奨学金制度の運営にあたっては、中央大学奨学委員会を設置し、奨学金制度の基本方針に関する事項、奨学金に関する政策の決定及び企画・立案に関する事項、各種奨学金制度に関する事項を審議している（資料7-33、7-34）。本学の奨学金に係る前年度の給付・貸与の実績については、大学基礎データ表7（奨学金給付・貸与状況）のとおりである。

中央大学奨学委員会では、国による「高等教育修学支援新制度」が2020年度より開始されたことに伴い、2020年度より3か年計画で、大学を取り巻く社会的環境や経済情勢に即し、現行の奨学金制度の検証・見直しを実施している。この中には、首都圏以外の高校出身の優秀な受験生を支援する目的である予約奨学金の見直しも含まれており、2022年度入学生を対象とした募集からは申請資格を見直した内容で実施している。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が悪化した学生を支援する目的で、公益財団法人白門奨学会（卒業生組織の設置する公益財団法人）や学会（卒業生組織）等からの寄付金を原資とした給付型の奨学金として、「経済援助給付奨学金（COVID-19 家計急変）」（国の新制度を受給していない者対象）や「経済援助給付奨学金（COVID-19 特別支援）」（国の新制度の受給者対象）を臨時的に立ち上げるなど、時勢に合わせて臨機応変に迅速な対応をしている（資料7-35【ウェブ】）。

学外の奨学金制度については、日本学生支援機構をはじめ、その他の学外の諸団体の募集する奨学金制度の案内や奨学生の推薦等を行っている。このうち、国による高等教育修学支援新制度の給付奨学金部分を担う「日本学生支援機構給付奨学金」については、2021年度は1,362名が受給し、「日本学生支援機構貸与奨学金」は、学部学生5,042名、大学院学生226名、専門職大学院学生60名（いずれも第1種・第2種合計）の利用実績があった。

奨学金制度に関する情報については、本学公式Webサイトに集約して発信しているほか、学生ポータルサイトC plusをはじめ、学部事務室及び大学院事務室窓口や掲示板でも周知を行っている（資料7-35【ウェブ】）。加えて、在学生の父母向けに、大学の近況や学生生活などの情報を伝えることを目的とした機関紙『草のみどり』を活用した情報の周知に努めているほか、受験生を対象とする大学案内、各種入学試験の出願書類にも掲載し、広く周知を行っている（資料7-36）。また、2022年度には、必要な学生に情報を適切に届けることを

目的とした新たな情報発信ツールとして「LINE 公式アカウント」の開設を行った。

○心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

（１）保健センター

本学は、学生及び教職員の健康の保持・増進を図り、必要な医療を提供することを目的として「保健センター」を設置している。現在、多摩キャンパスに保健センターを、後樂園キャンパス、市ヶ谷田町キャンパス及び市ヶ谷キャンパスに保健センター分室を置き、医療法に基づく「診療所」として医療業務を行っている（資料 7-37）。定期健康診断、保健指導及び健康指導の実施、内科系中心の初期診療、授業・課外活動・通学時の怪我等の外傷に対応しており、外部医療機関での医療が必要な場合は、適宜診療の依頼を行うなどの措置をとっている。また、新型コロナウイルス感染症拡大下においては、学内の感染症対応フローの整備、感染防止のための行動指針や入構基準の策定に際しての医学的視点による提言を行うなど、健康面・衛生面から安全かつ円滑な大学運営ならびに教育研究活動を支えている（資料 7-38、7-39【ウェブ】）。

（２）学生相談室

本学では、学生生活上の相談窓口として多摩キャンパス、後樂園キャンパスおよび市ヶ谷田町キャンパスに学生相談室を、市ヶ谷キャンパスに専門職大学院学生相談室を設置し、学生本人や父母・友人等の関係者からの相談を受け付けている。本学の相談室の形態は最も間口の広い「よろず相談型」を採用しており、「間口は広く奥行きは深く」を基本方針に、学業のみならず学生生活で生起する多種多様な問題について相談を受け付けている（資料 7-40【ウェブ】）。

学生相談室では、精神科医・心理カウンセラー・弁護士に加え、各学部から選出された教員相談員及び各学部事務室や大学院事務室などの各事務長をはじめとする職務上職員相談員が相談業務に就いており、相談の内容によって学部事務室等の学内組織、外部医療機関や父母等との連携の下で、解決に向けたサポートを行っている。

学生等への周知については、本学公式 Web サイトへの掲載や入学時の学園生活オリエンテーション等における説明、リーフレット配布を通じて行っているほか、学生の父母等に向けては父母対象広報誌『草のみどり』等を通じて紹介を行っている（資料 7-41）。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下においても、拡大当初 5 月までは電話を使っ
てのカウンセリングを行い、途切れることなく支援を継続した。6 月以降は、カウンセ
リング対象者で本人が希望する場合は、特別に入構を許可して、対面カウンセリングを
行い、オンラインカウンセリングとともに対応を行った。2021 年 9 月には、Web カウン
セリングの体制を整え、2022 年度より本格稼働している。

また、学生相談室においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って 2020 年 3 月に
「新型コロナウイルス対策緊急相談窓口」を設置し、さらに「新型コロナウイルス対策
緊急相談ホットライン」を開設し、学生や父母からの電話・メールでの様々な問い合わ
せや不安等について一元的に受けとめ、適切な部署に迅速につなぐ等の対応を行った。

加えて、学生相談室では教職員に対する情報発信・意識啓発にも注力している。

具体的な取組みとしては、各学部教授会において毎年1回、学生相談室の専門スタッフ（精神科医、心理カウンセラー）による精神保健に関する懇談会を開催し、困難を抱える学生への気づきのきっかけとなるように事例の紹介を行っているほか、日常の学生対応の際に教職員が留意すべきポイントを共有することを目的とした「気になる学生に出会ったら（web版）」を作成し、教職員専用Webサイトで公開している（資料7-42【ウェブ】）。加えて、職員に対しては「職員のための学生対応スキルアップ・セミナー」を毎年開催し、学生対応に関連するテーマで講演を行っている。また、学生向けには「ランチ de おしゃべり（ランチミーティング）」「春季・秋季セミナー」「集中講座」など、その時期や世相を反映したテーマで学生生活の支援につながるような講座を実施している。

そのほか、学生相談室の活動についての理解を促進するため、専任教員と各部課室や支援担当者に対して「学生相談室報告書」を配布するなど、円滑な活動のための環境整備に努めている（資料7-43）。

○ハラスメント防止のための措置の状況

ハラスメント防止・啓発に向けては、2007年4月に大学としての基本方針として「中央大学ハラスメント防止啓発宣言」を制定するとともに、同宣言とあわせて制定した中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程及び中央大学ハラスメント防止啓発ガイドラインに基づき、組織的な取組みを行っている。これらは、本学公式Webサイトにおいて広く公開している（資料7-5【ウェブ】、7-44【ウェブ】）。また、本学におけるハラスメント防止啓発に関する組織体制は、中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程に定めている（資料7-44【ウェブ】）。そのほか、専任教員及び非常勤教員に対しては、毎年冊子体を配布し、防止啓発を行っている。職員に対しても、毎年全部課室へ冊子体を配布し周知している。学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて、ハラスメントについての啓発とリーフレットの配布による防止啓発活動を実施のほか、学内刊行物等にも随時ハラスメントに関する記事を掲載し、周知に努めている（資料7-44【ウェブ】、7-45）。また、これら媒体による周知に加え、防止啓発に係る講演会、ダイバーシティセンターとの協働によるハラスメント防止啓発キャンペーンの実施、構成員を対象とするアンケート調査等を行い、防止啓発活動を推進している。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する支援については、国際センターが中心となって行っている。

多摩キャンパスにおいて外国人留学生と日本人学生との相互コミュニケーションの場をさらに拡大するため、学生食堂棟2階に異文化交流スペース「G²（G Square）」（以下、「Gスクエア」という。）を開設している（資料7-46【ウェブ】～7-48【ウェブ】）。Gスクエアでは、9面に分かれた巨大スクリーンにて、海外及び国内のテレビ番組が常時放映されており、また、大型タッチスクリーンでは、Gスクエアの学生スタッフが作成したビデオを流すなどしている。学生が集まりやすい食堂棟の地の利を生かし、留学や奨学金の説明会、学生によるプレゼンテーションやインターナショナルイベントを実施する場となっている。Gスクエアの日々の運営は、常駐している学生スタッフが行い、グローバル人材のバックアップ

を目的とし、学生目線での留学相談会、留学生との交流イベント、学生による外国語自主学习グループ「ランゲージ・ラボ」等を企画・運営している（資料 7-49）。また、後樂園キャンパスにおいてもグローバルラウンジを設置し、異文化交流活動の拠点としている。留学説明会をはじめ、留学生と日本人学生の交流懇談会、英語で話す昼食会などを開催している（資料 7-50【ウェブ】）。

外国人留学生に対する住居支援については、大学の寮を活用して支援しており、交換留学生については寮費の一部を大学で補助している。多摩キャンパスについては、オンキャンパスの国際教育寮（300 名定員）を 2020 年 4 月に開寮した（資料 7-51【ウェブ】）。国際教育寮は、1 ユニット 6 名で構成されるユニットタイプの寮となっており、協定大学からの交換留学生のほか、私費外国人留学生、日本人学生が入居している。多様性に富む国際教育寮での生活や交流を通して、様々な文化背景を持つ学生達の多様な学びを促進することをコンセプトとし、日常生活を通じて異なる言語や文化、生活習慣に接することにより、学生の異文化理解や国際感覚の涵養も図っている。開寮と新型コロナウイルス感染症拡大が重なり、現在 5～6 割程度の入居者数となっているが、寮内のイベントについては、オンラインを中心としたイベントや、小規模のイベントを実施するなどして工夫を重ねている。

本寮の特徴として、レジデンス・アシスタントおよびユニットリーダーが中心となり、寮運営を行うことがあげられる。レジデンス・アシスタントは、イベント等を通して寮生の帰属意識を醸成するとともに、寮生が快適かつ充実した生活を送れるような寮全体のサポートを行い、ユニットリーダーは、ユニット内の取りまとめを行い、環境美化や快適なユニット生活の環境整備を行っている。なお、都心キャンパスに通う交換留学生の住居については、聖蹟国際交流寮（多摩市）を活用している（資料 7-52【ウェブ】）。

なお、経済的事由により修学が困難で、かつ学力・人物ともに優秀と認められる外国人留学生等に対し学費減額および給付奨学金により支援も行っている。あわせて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で日本への入国ができないことにより、学費減額等の適用要件を満たすことができない学生に対しては、「経済援助給付助成金（COVID-19 未入国外国人留学生対象）」により支援を行っている（大学基礎データ表 7）。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

学生のキャリア形成及び就職支援を目的とする組織として、キャリアセンターを設置している。多摩キャンパスに文系の学部及び大学院各研究科が、後樂園キャンパスに理工学部及び理工学研究科が所在していることから、それぞれのキャンパスにおいて文系・理系の特性に応じた支援を展開している。また、学生のキャリアデザインを支援するために必要な事項について、全学的に総合的かつ継続的に検討するために、キャリア教育委員会を設置している（資料 7-53）。キャリア・就職支援の取組み状況については以下のとおりとなっている（資料 7-54、7-55【ウェブ】）。

（1）キャリア支援プログラム

学生自らが行動を起こし、「職業観を身に付ける」、「社会で必要な能力を高める」ため、学生自身がやりたいこと、なりたい自分をイメージできるよう、将来を考えるための情報

収集や体験の機会とするプログラムである。

具体的には、企業から講師を迎え、実際の企業の課題に対してグループで取り組み、発表を行う「PBL 講座」、キャリアセンター職員2名と学生6名が協働し、本学学生が様々な角度から世の中を理解しキャリア形成につなげるための場を提供する「世の中理解塾」、自分の専攻や将来に関連した企業や自治体において、実際に働くことを体験する「キャリアデザイン・インターンシップ」等を行っている（資料 7-56【ウェブ】～7-58【ウェブ】）。特にキャリアデザイン・インターンシップについては、学部1・2年生を対象とした「次世代リーダーズプログラム」、3年次以上を対象とした産学連携型インターンシップである「自由応募型インターンシップ」、省庁、各地方の行政機関等で行われる行政インターンシップ等、学年に応じたプログラムを行っており、2021年度の参加者数は390名であった。そのほか、インターンシップへの参加を促すための「インターンシップ準備ガイダンス・インターンシップ突破セミナー」やコミュニケーション力を磨く1・2年生を対象とする「自己表現術セミナー」などを行っている（資料 7-59）。

（2）就職活動サポート・プログラム

（1）の過程を経て、設計してきた自分の未来図をかたちにするための最終ステップにおいて、学生一人ひとりが充実した就職活動を行えるよう、次のようにきめ細かいフォローアップを行っている。

まず、3年次を対象として、多摩キャンパス・後樂園キャンパスにおいて、年3～4回就職ガイダンスを行っている。あわせて、自己分析から、求人紹介、エントリーシート添削まで、就職に関する個人面談を行い、個人にあわせたきめ細やかな対応を行っている（資料 7-60【ウェブ】、7-61）。また、就活面談予約サイトからオンラインで事前予約を可能としており、学生の利便性に配慮している。なお、新型コロナウイルス感染症拡大以降は、Webex を介したオンライン就活面談と対面のハイブリッド仕様として対応を行っている。

そのほか、企業採用担当者が自社説明会を行う大規模な学内説明会として「業界研究セミナー」を行っており、2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、オンラインで実施し、多摩キャンパスにおいては約300社、後樂園キャンパスにおいては約200社の企業が参加した（資料 7-62）。

また、学生個人にあわせたフォローアップにも力を入れており、各業界の採用担当者及び採用担当経験者を講師として招いて模擬面接等を行う「面接力UPセミナー」、マスコミ志望者を対象とした「マスコミセミナー（新聞・出版セミナー）」、OBOG交流会・相談会も開設している（資料 7-63）。

公務員志望者支援については、全学委員会である公務員講座運営委員会の下、低年次における基礎講座から受験直前の「対策講座」や、行政機関を招いての「公務研究セミナー（文系学部・研究科生）」「官公庁・地方公務員セミナー（理工学部・研究科生）」等のプログラムを一部外部委託も導入しながら幅広く展開している（資料 7-64）。

教員を希望する学生に対しては、多摩キャンパスにおいては教職事務室が、後樂園キャンパスについては、理工キャリア支援課が支援を行い、教員採用試験ガイダンス、論文対策講座、面接対策セミナー等を実施している（資料 7-65【ウェブ】）。

外国人留学生に対しては、日本で就職を希望する外国人留学生を対象に年4回ガイダンスを実施している。内容については、オンデマンドでも配信を行っている。また、海外留学希望の日本人学生を対象に、留学・就活スケジュールガイダンスも実施している（資料7-66）。

地方への就職希望者に対しては、「UI ターン就職支援」を行っている。なお、本学では各都道府県との就職支援に関する協定を2022年5月現在で18の自治体と締結しており、就職支援に向けた連携・協力を実施している（資料7-67【ウェブ】）。

全学年の障害や疾病ある学生、父母に対しては、年3回キャリアガイダンスを実施している。そのほか、自己理解のためのワークショップを対面とオンラインで行っている。なお、これらは八王子新卒応援ハローワークや、本学のキャンパス・ソーシャル・ワーカー（CSW）と連携しながら実施している（資料7-68）。

また、後樂園キャンパスには理工学部・理工学研究科があることから、理系学生支援に特化した取組みも行っている。理工学部出身の卒業生から本番の「技術面接」を想定した指導を受けられる「技術面接セミナー」は長年続く人気のセミナーとなっている。また、内定を持つ学生が進路支援を行うボランティアの活動も行っている（資料7-69）。

さらに、父母を対象として全都道府県50会場で父母向けの「キャリア講演会」を開催し、就職活動における「親のサポート方法」やUI ターン情報を提供している（資料7-70、7-71【ウェブ】）。

なお、就職情報については進路・就職支援 Web サービス「Career Center net（CCn）」を通じて進路選択や就職支援に係る情報提供を行っている。

このほか、大学院設置基準第42条に基づく、博士後期課程の学生が、自らの学識を教授するために必要な能力を培うための機会（プレFD）については、「第6章教員・教員組織」点検・評価項目④に記述しているとおりである。

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

本学では、学生の課外活動に対する支援として、各種課外教育プログラム（各種スポーツイベント、セミナー、講演会等の文化行事）の企画・実施及び白門祭（大学祭）のサポートを行っている。これに加え、部活動・サークル活動の支援については学生の自主的組織である「学友会」における活動を円滑に行うための施設・設備の維持・管理や、活動についての相談・指導等の支援活動を行うなど、学生が充実した学生生活を送るための取組みを組織的に行っている。

（1）学生部による支援

学生部では、学生が快適な大学生活を送り、人間的に成長していくための支援を行うことを目的として、各種鑑賞会、講習会、講演会等の文化行事の開催、一般の学生に対しての教室や体育施設の貸し出し、契約宿舎の手続き、ボランティア活動への支援等を行っている。特に、ボランティア活動への支援については、2014年に学生部内に「中央大学ボランティアセンター」を設置し、東日本大震災及び豪雨災害の被災地におけるボランティア

活動、学内での募金活動及び地域でのボランティア活動への組織的な支援を行っている。日々の活動においては、ボランティアセンター長の指示のもと、ボランティアコーディネーターを中核に、ボランティア活動に関する情報収集、活動を希望する学生へのコーディネート、被災地へのボランティアツアープログラム企画等の実施を行っている（資料 7-72【ウェブ】）。

（２）学友会による支援

学生の部活動・サークル活動を促進・支援するための組織として中央大学学友会（以下、「学友会」という。）を設置している。学友会は、中央大学学友会規約に基づき、学生の自主的運営という原則を堅持しながら、各部会活動の支援に特化した本学独自の組織である（資料 7-73）。

課外活動の主体となるのは大学が活動を公認している部会である。2022 年 5 月 1 日現在で公認部会が 183 部会、準公認部会が 18 部会となっている。学生の活動については、連盟会議（学生の代表機関）が中心となり、学生の自主的運営のもと、予算配分や各連盟の活動内容を主体的に決めている。部会活動への支援業務については、多摩キャンパスでは学友会事務室、後樂園キャンパスでは都心学生生活課事務室内に設置した学友会理工学部分室が行うこととしている。寮・合宿所や練習場等の施設、サークル室や学生関連施設などの整備は学友会事務室を中心とした教職員が行っており、活動についての相談・助言も含めて支援を行っている。

また、本学スポーツ活動を総合的に支援するものとして、2022 年 4 月より「CHUO スポーツセンター」を開設したことから、今後は、「CHUO スポーツセンター」と連携のもと、学生支援を行っていく（資料 3-15）。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下においては、オンラインと対面の活動を組み合わせることにより、ニーズに応じた多様な活動が行えるよう学友会事務室において後方支援を行うとともに、組織の運営においてもオンラインを活用することにより新たな活動を展開しているところである。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、法人との連携のもと、特に在寮生の多い体育寮である南平寮について、短期的な対応として近隣宿泊施設に在寮生を分散する対応を行った。加えて、中期的な対応として近隣に新たな体育寮（南平第 2 寮）を確保し、在寮生の半数を移転し、1 室 2 名を定員として学生達の住居環境を整えるなどの対応を迅速に行った。

○資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

本学は、これまで各種国家試験において顕著な実績をあげてきており、資格試験等の支援の強化については、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」においても重要な施策の一つに位置づけている。具体的には、学内に、法曹をめざす学生のための「法職講座」「法職多摩研究室」と、公認会計士等をめざす学生のための「公認会計士講座」、公務員をめざす学生のための「公務員講座」等を設置している。これらの講座は、費用面においても学外の一般の専門学校と比較してはるかに低廉な受講料となっており、難関資格をめざす多くの学生が受講している。

（１）法職講座

本学では、法曹（裁判官、検察官、弁護士）を目指す学生の学修支援を目的とする講座として、法職講座運営委員会のもと、多摩キャンパスにおいて予備試験、法科大学院進学に対応した「法職講座」を開講している（資料 7-74【ウェブ】）。本学 0B・0G を中心とする数多くの実務法曹を講師として招へいし、講義形式の「基礎講座」や演習形式の「基礎ゼミ」「法律論文作成ゼミ」「事案分析力確立ゼミ」、模擬試験形式の「答案練習会」などを開講しており、学生の学修進度にあわせて選択できるようになっている。2021 年度については、受講者数はのべ約 3,000 名となっている（資料 7-75）。

これらの講座・ゼミの開講に加えて、充実した指導と学修環境を提供する「法職多摩研究室」を設けている。選抜を経て法職多摩研究室に所属する学生（以下「法職研究室員」という。）は、法職多摩研究室の独自のカリキュラムに応じた学修、個々の学修状況に応じた個別指導が受けられるほか、多摩学生研究棟（炎の塔）内に個人専用の自習席（240 席）持つことができ、日・祝日も含めて 8 時から 23 時まで使用できるなど、学修に打ち込める環境を整備している。なお、法職多摩研究室員 131 名（2021 年 4 月以降に所属歴がある者）のうち 2021 年度の法科大学院進学実績は 104 名、予備試験合格者は 5 名となっている。

また、司法試験合格を目指す本学法務研究科修了生に対しても「法務研修会」を設けている。会員には希望に応じて市ヶ谷キャンパス内に 8 時から 24 時まで使用可能な個人専用の自習室を設けるなど、学修環境を整備している。

このほか、本学には、法曹を志して司法試験および法科大学院を受験する学生の受験団体である中央大学学術研究団体連合会もあり、多摩学生研究棟（炎の塔）に研究室を持ち、日々相互研鑽に努めている。

（２）経理研究所

経理研究所は、「質の高い相当数の公認会計士」と「簿記会計に強い中大生」の輩出を柱に、多摩キャンパスにおいて各種講座を実施し、学生の公認会計士試験合格と簿記検定資格取得を支援している（資料 7-76【ウェブ】）。専任講師 9 人（公認会計士かつ経理研究所出身者）、スタッフ約 20 人（在学生等の公認会計士試験合格者）が指導・支援を行っている。

具体的には、「簿記会計講座」、「Web 簿記セミナー」、「簿記会計上級講座」、「公認会計士講座」、「税理士講座」、「本学附属中学・高等学校を対象とした簿記講座」等を開設し、目的にあわせて講座を受講することが可能となっている。簿記の各講座については毎年約 100 名、公認会計士講座については毎年約 300 名が受講しており、2021 年度の受講者はのべ約 1,400 名となっている（資料 7-77）。公認会計士講座については、各人の基礎学力等の度合いに応じた合格目標年度別のプランを定め、短答式試験合格から論文式試験合格に至るまでの過程において、着実に理解力が身につくよう編成されたコース毎にカリキュラムを定めている。また、Web システム「中央大学経理研究所 学生サポートシステム」を導入しており、受講している講座の動画視聴や講師への相談・質問が可能となっている。

多摩キャンパスには約 300 席の個人机と個人ロッカーを用意し、公認会計士講座等の受講生に対し月に 1 回選抜試験を行った上、成績上位者に貸与を行っている。

また、本学の附属中学・高等学校にも簿記講座（1 級・2 級・3 級）を開放していることも特徴となっている。対象となる検定試験毎に受講者数は変動するが、例えば、2021 年 11 月の検定試験に向けては 232 人が受講しており、大学のリソースを活用する好例となっている（資料 7-77）。

（3）公務員講座

公務員志望者支援については、公務員講座運営委員会の下、低年次における基礎講座から受験直前の「対策講座」や、行政機関を招いての「公務研究セミナー（文系学部・研究科生）」「官公庁・地方公務員セミナー（理工学部・研究科生）」等のプログラムを一部外部委託も導入しながら幅広く展開している（資料 7-54、7-64）。

以上のとおり、本学における学生支援については、「学生に対する修学支援に関する方針」「学生に対する生活支援の方針」「学生の進路支援に関する方針」のもと、修学支援、生活支援、進路支援、課外活動支援等それぞれの支援に特化した組織を置き、学生が所属する学部・研究科とも適宜連携しながらきめ細かな支援を行っている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生支援に係る点検・評価活動としては、大学評価委員会のもと、学生支援に係る各組織における組織別評価委員会が毎年度点検・評価を行い、大学評価委員会にその結果を報告している（資料 2-1、2-12、2-13）。

全学的な点検・評価活動としては、大学評価委員会のもとでの学生生活支援分野系評価委員会における点検・評価があげられる。学生生活支援分野系評価委員会には、学生支援に係る組織からのメンバーが参画しており、「自己点検・評価レポート」および「自己点検・評価結果に基づく最重要課題」として取り纏め、大学評価委員会に提出している（資料 2-1、2-14、2-15、2-41～2-43、7-78【ウェブ】）。

また、学生の学生生活に関する満足度や大学への意見を把握することを目的とする調査としては、大学評価委員会が実施している在学生アンケートがある。在学生アンケートは、2 年生以上の学部学生を対象に毎年実施している調査である。調査項目は、「本学における学習の状況」、「学生生活についての満足度」、「本学の活動に対する意識」の 3 つのカテゴリーから構成されており、学生の本学における学習や学生生活の状況を把握すると同時に、広く学生の意見を聴取するものとなっている。アンケートの集計結果ならびに集計結果の分析を元に作成した報告書については、学生ポータルサイト C plus 及び学内イントラネットを通

じて学内構成員に対して公開すると同時に、各学部をはじめとする学内の関係組織に対して個別に調査結果のフィードバックを行うことで、改善・改革に向けた取組みを促進している（資料 4-70、7-79）。特に 2023 年度においては、大学の中心である学生の声を活かすため、学生支援に係る部署に対して、アンケート結果を活用した改善取組みを進めることを大学評価委員長の設定する「指定課題」のひとつとしている（資料 2-34）。

学生の声を生かした改善事例として、キャリアセンターにおいては、個人面談予約方法の改善について在学生アンケート等において意見が寄せられていたことから、オンライン予約を実現し、学生の利便性を向上させたことが挙げられる。

このほか、学生と若手職員が協働するプロジェクト「巨大船中大号」によって、在学生アンケートで要望の多かった学生証の券面表示（生年月日の表示）について実現したことが挙げられる（資料 7-80）。

2. 長所・特色

学生支援において、キャンパス・ソーシャル・ワーカー（CSW）を各学部（2023 年度から全学配置）に配置し、学修に困難を抱える学生の対応をはじめ、対応に苦慮する学生に関する教職員からの相談、親からの相談・対応、支援案の提案・支援の見守り・支援の調整の実施、学内外関係機関・部署との連携等に取り組んでおり、本学の特色ある取組みといえる（資料 7-7）。また、取組み開始は 2014 年度となっており、2016 年の障害者差別解消法施行以前より、学習に困難を抱える学生への支援について早期に取り組んだ事例として、先見性の高い取組みといえる。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学は、学生支援に関する全学的な方針として「学生に対する修学支援に関する方針」、「学生に対する生活支援に関する方針」、「学生の進路支援に関する方針」「中央大学ハラスメント防止啓発宣言」、「中央大学ダイバーシティ宣言」を定め、大学公式 Web サイトを通じて適切に公表している。

本学における学生生活支援については、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援全般を担う統一的な組織を設けるのではなく、修学支援、生活支援、進路支援、課外活動支援等それぞれの支援に特化した組織を置き、学生が所属する学部・研究科とも適宜連携しながらきめ細かな支援を適切に行っている。特に、学修に困難を抱える学生への支援のためのキャンパス・ソーシャル・ワーカー（CSW）の制度及び関連部署との連携については、本学の特色ある取組みとなっている。また、学生支援に係る点検・評価については、学生支援に係る組織の個々の自己点検・評価に加えて、学生生活支援分野系評価委員会を置き、横断的に点検・

評価を行っている。また、学生アンケートを毎年行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを適切に実施している。

第8章 教育研究等環境

1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の適切な明示

○学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の適切な明示

教育研究環境整備に関する方針としては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」のVisionにおいて、「人類の未来を拓き、常に新たな社会的価値を創出する総合キャンパスの構築」を掲げ、「文化・景観・環境・アメニティを重視し、その適正配置のもと、学生・生徒が躍動する、魅力あふれる総合キャンパスを創出、展開する。また、キャンパスそのもののグローバル化を追求し、多摩と都心の特色ある二大拠点の形成を実現する。本学の将来構想並びに学園づくりの中心の一つに常にキャンパス展開を位置づけ、その特色について広く社会へ情報発信を行い、大学の『見える化』を実現していく。」と、教育環境の整備に関する方針を明示している。さらに、中長期事業計画の今期の大きな目標は、都心展開や社会連携等を実現するための二大キャンパスを各キャンパスの特性を踏まえて再編、整備することにより、本学が時代と社会の要請に応えつつ、社会的価値と存在感を向上させることにあるとしている。具体的に、多摩キャンパスの将来像については、豊かな自然環境の中でのびのびと学び、友と語り合うというナチュラルなイメージと、静謐な教育研究環境と広大な学修および学修経験のステージを有しダイバーシティに富むグローバルなキャンパス像であると示し、都心キャンパスについては、教育研究活動の展開を推進するべく、都心各地に活動を展開している教育研究組織の適正配置を目指していくとしている（資料8-1）。

また、学生の学修意欲の向上やキャリア形成に資する学修形態としてアクティブ・ラーニングに対応した環境整備として、ICT 基盤を整備していくことや、学部を超えた学生の交流や活動に適したラーニングコモンズ等の設置、科目の特性に適した教室を備えるために、キャンパス全体を俯瞰した施設整備計画の策定、教室の利用方法の見直しを行うことについても明示している。

なお、この実現に向けては、単年度事業計画を策定し、着実な推進に努めている（資料2-69【ウェブ】）。具体的な整備事例は次のとおりである。

2020年4月に多摩キャンパスにおいて、グローバルな教育研究が可能となる施設設備を整えた「グローバル館（Global Gateway Chuo）」、オンキャンパスで「生活」と「教育」が融合する「国際教育寮」の供用を開始した。また、2021年4月には、学部横断的な教育研究施設となる「FOREST GATEWAY CHUO」の供用を開始している。なお、2023年度には、法学部・法学研究科の茗荷谷キャンパス移転、法務研究科・戦略経営研究科の駿河台キャンパス移転を予定している。

以上のとおり、本学は中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、教育研究活動に関する環境や条件を整備するための方針を明示している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

評価の視点2：校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

教育研究環境整備に関する方針である、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に基づき、以下のように校地・校舎等を整備している。

(1) 校地・校舎の整備について

本学は現在、多摩キャンパス（法・経済・商・文・総合政策学部、大学院法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）、後樂園キャンパス（理工学部・大学院理工学研究科・専門職大学院戦略経営研究科）、市ヶ谷キャンパス（専門職大学院法務研究科）、市ヶ谷田町キャンパス（国際情報学部）の4キャンパス体制となっている。各キャンパスの施設・設備の詳細については、大学基礎データ表1（施設・設備等）に記載のとおりとなっており、法令に基づき適切な施設・設備を整備している。

多摩キャンパスには、文系学部（法・経済・商・文・総合政策）、文系大学院（法学・経済学・商学・文学・総合政策）を置いている。主な施設は7つの教室・教員研究室棟、1つの多目的ホール、中央図書館、学生研究棟（炎の塔）、グローバル館（Global Gateway Chuo）、国際教育寮、FOREST GATEWAY CHUO（学部共通棟）、食堂棟、2つの学生関連棟、屋内・屋外スポーツ施設（2つの体育館、陸上競技場、野球場、ラグビー場、射撃場、馬場、ゴルフ練習場等）等である。設置する学部・研究科の全学年が広大なキャンパスに集い、授業から課外活動、資格試験の学修まで、ワンキャンパスで行うことのできる環境を揃えていることが特徴である（資料8-3【ウェブ】）。

後樂園キャンパスには、理工学部、大学院理工学研究科、専門職大学院戦略経営研究科を置いている。また、同一法人の施設として、中央大学高等学校の校舎も置いている。キャンパスには6つの棟があり、教室・研究室・教員研究室棟、各種実験室、アリーナ、図書館理工分館を配置するほか、共通実験棟を配置している。特に、理工学部・理工学研究科の全学年が集うとともに、理工学研究所、研究推進支援本部、研究開発機構、AI・データサイエンスセンター等も置いており、理工系の教育研究についてワンストップで行うことのできる環境となっていることが特徴である（資料8-4【ウェブ】）。

市ヶ谷キャンパスには、専門職大学院法務研究科を置いている。主な施設は教室、自習室、図書室、演習室、模擬法廷教室、教員研究室等である。市ヶ谷キャンパスは法務研究科のみ配置していることから、法曹養成に特化した環境を整備していることが特徴である（資料8-5【ウェブ】）。

市ヶ谷田町キャンパスには、国際情報学部を置いている。主な施設として、教室、自習室等の教室、図書室、メディテーションルーム（瞑想室）や畳敷きのスペースラーニングコモンズ、コミュニケーションホール、教員研究室を置いている。市ヶ谷田町キャンパスは、学問分野の特徴を表すようにビル型のスマートキャンパスを志向していることが特徴

となっている。学生に対しても BYOD を前提しており、学生個々人が PC を所持しているため、学生が集うホール等には電源を十分に配置するなど配慮している（資料 8-6【ウェブ】）。

なお、2023 年度以降は多摩キャンパス（経済・商・文・総合政策学部、大学院経済学・商学・文学・総合政策研究科）、後楽園キャンパス（理工学部・大学院理工学研究科）、市ヶ谷田町キャンパス（国際情報学部・大学院国際情報研究科）、茗荷谷キャンパス（法学部・大学院法学研究科）、駿河台キャンパス（専門職大学院法務研究科・戦略経営研究科）、小石川キャンパス（体育施設・課外活動施設等）の 6 キャンパス体制となる。

あわせて現在、総合戦略推進会議の下に、多摩キャンパスにおける教育研究組織及び教育研究環境のあり方を検討することを目的とした多摩キャンパス将来構想検討委員会において将来構想の検討が行われており、今後は、これらの検討結果とその実現、耐用年数 60 年に達する既存施設のローリング等も見据えた上で、施設を整備していくこととなる（資料 8-7、8-8）。

（2）キャンパス・アメニティの整備について

アメニティの向上を含めた施設・設備の整備の検討を行うにあたっては、学生部の「オピニオン・カード」を通じて学生から寄せられる意見・要望や、大学評価委員会が実施する在学生アンケート等の結果を参考資料として活用している。

キャンパス・アメニティをはじめとする学内の環境整備に係る近年の取組み状況は次のとおりである。

教室設備については、各学部及び管財部が協力し、教室の机・椅子取替修繕等の更新を計画的に行っている。設備更新にあたっては、長時間の受講においても疲れにくく、集中しやすい座り心地のものとするなど、利用者目線の更新に努めている。また、学生が持ち込むデバイスの充電ができるよう一部の席にコンセントを設ける等、オンライン授業や ICT を活用した授業への対応を進めている。さらに、教室での授業とオンライン授業を同時に行えるよう、配信システムや web カメラ等の整備や、電源の確保、貸出 PC の設置、PC バッテリー緊急充電用スペースの設置等を行っている。このほか、情報環境に係る整備状況については、点検・評価項目④に記述する。

在学生アンケートにおいて、学生からの改善要望が数多く寄せられているトイレについては、よりニーズに応えた環境整備を行うべく、洋式トイレの増設、暖房便座・自動手洗い水栓・温水器・洗浄便座の設置等を重点とした計画を継続して実施している。空間的にも工夫を施し、温かみのあるようアメニティを向上させ、利用者が快適な空間となるような設えとしている。また、男女の学生数比率の変化にも考慮し、場所によっては男女を入れ替え、女子のブース数を多く確保できるようにレイアウトも工夫している。加えて、確保できた空間にはパウダーコーナーを設置し、より使いやすい空間への更新を行っている。2020 年から 2022 年の 3 か年で、和便器を洋便器に更新しながら利用者が利用しやすい美装も施しアメニティ向上に努めている。取組みの結果、在学生アンケートにおけるトイレへの満足度は上昇傾向となっている（資料 8-9）。

また、各キャンパスには、授業以外の時間に学生が利用できるオープンスペースを整備している。多摩キャンパスについては、多摩キャンパスの 5 号館（商学部）、6 号館（法学部）、

7号館（経済学部）の1階部分及び連結部、11号館（総合政策学部）の2階、3階にオープンスペースを設置している。これらに加え、2号館、3階屋外エントランスホールにテーブル・ベンチを設置し、教員と学生との打ち合わせや学生の自習スペースとして活用できるように整備している。また、2019年度に開設した国際経営学部の自習・交流スペースとして、4号館にラウンジ等を設け、学修支援と学生同士の交流を促進している。2020年に竣工したグローバル館1階には椅子や机、ソファを配置したロビーを整備し、2021年に竣工したFOREST GATEWAY CHUOには学生向けスペースとして、ダイバーシティセンターの隣室にダイバーシティスクエアを開設した。ダイバーシティスクエアは主に安心・安全な居場所、個別相談、ダイバーシティに関する情報提供、啓発・研修の機能を有し、グローバル（多文化共生）、ジェンダー・セクシュアリティ、障害の分野に関する書籍・資料も用意され、自由に閲覧できる学生スペースとなっている（資料3-6【ウェブ】、8-10【ウェブ】）。

また、学生関連棟（Cスクエア）には、大人数での利用が可能な小・中ホール、スポーツやダンス等に利用できる板張り練習室、音楽練習室、録音室、会議室等を設置しており、学生の日常的な課外活動だけでなく、講演会、演劇、演奏会等の様々な催し物の開催等にも活用されている（資料8-11）。

後楽園キャンパスについては、1号館1階、3号館1階、6号館1階、5号館の階段踊り場スペースに椅子等を配置し、学生が自由に利用可能なスペースとしている。しかしながら、後楽園キャンパスは面積・容積率ともに限られており、学生が正課外に利用できるオープンスペースや自習施設の整備については充分とはいえない状況にあり、学生からも改善要望が多数寄せられてきた。この点については、正課外の学修に活用可能なアクティブ・ラーニングのためのスペースの整備を2018年度以降実施してきた。また、学生部においても椅子、屋外ベンチの増設等を行ってきた。

市ヶ谷キャンパスについては、1号館5階に談話コーナーを設けており、休憩や学生同士のディスカッション等に利用されている。

また、市ヶ谷田町キャンパスについては、2019年度の国際情報学部の開校に合わせて、1階にエントランスロビー、コミュニケーションホール、メディテーションルーム（瞑想室）や畳敷きのスペースラーニングcommonsを整備し、学生の学修やミーティング等に活用されている（資料8-6【ウェブ】）。

また、多摩キャンパス・後楽園キャンパス・市ヶ谷キャンパスには食堂施設として学生食堂を整備しており、2022年5月現在の座席数は多摩キャンパス3,047席、後楽園キャンパス633席、市ヶ谷キャンパス95席となっているほか、多摩キャンパスについては前述の学生食堂に加えて教職員食堂を1カ所設置している。学生食堂及び購買の店舗としては、多摩キャンパスに13店舗、後楽園キャンパスに3店舗、市ヶ谷田町キャンパスに1店舗、市ヶ谷キャンパスは2店舗設置している。そのほか、多摩キャンパスと後楽園キャンパスにはそれぞれカフェを併設している。また、学生食堂については、キャンパスにおける教育研究活動を支え、適正かつ合理的な食堂運営を図るように学生食堂委員会が設けられており、理事長の諮問組織として、食堂の営業方法、施設の整備保全、保健衛生に関する事項について答申を行い、また必要に応じて意見の具申をすることが可能となっている（資料8-12）。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、2020年度以降、時間を区切って弁当販売やテイクアウトでの食事提供を行う、パーティションを置く、席数を限定しつつ着席間隔を確保するなどの対策を行った。

また、各キャンパスとも障害のある学生にも配慮した施設設備の整備を進めており、建物の主要入り口への自動扉設置、専用駐車場の整備、多目的トイレの整備、点字ブロックの設置、エレベーターの改修等の対応を行い、施設面でのバリアフリー化を推進している。各キャンパス内におけるバリアフリーの状況については「バリアフリーマップ」に取りまとめ、本学公式Webサイトで公開し利用に供しており、英語版についても掲載している（資料 8-3【ウェブ】～8-6【ウェブ】）。

○校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

維持管理体制について、管理業務は中央大学固定資産・物品管理規程に基づき管財部が担当し、現物管理を各部課室に委託する形態をとっている（資料 8-13）。施設・設備の更新は、耐用年数、使用状況及び劣化状況を勘案しながら緊急度の高いものを優先して計画的に行っている。また、設備の修繕・保守は各部課室からの申請に基づき管財部で行っている。財産については、現物照合を毎年実施し、適切な管理に努めている。

設備の運用に関する責任体制について、危険性や有害性が高い設備については、各種設備関係法令にしたがって、職員の中から、①電気主任技術者、②ボイラー取扱主任者、③特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB）、④建築物環境衛生管理技術者（8,000㎡以上の建物）、⑤エネルギー管理員について技術者を選任し、法令で規定された業務についての執行権限を与えることにより責任ある対応を行っている。法的に選任された技術者の主な業務は、総合ビル管理業務委託をはじめとするアウトソーシングした業務に対する管理、監督となっている。

また、各種設備関係の法令によって施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムが規定されており、これを衛生・安全システムの基本として各キャンパスの点検や整備作業を実施している。設備の運転等の操作実務は業務委託しており、特に運転管理、防火管理、地震対策の面では総合ビル管理業務委託業者の保守管理システムが管財部の保守管理システムを支える下部構造として機能している。なお、技術職の専任職員も配置しており、委託業務の管理・監督のチェック体制を確保している。

以上のように、本学は、教育研究環境整備に関する方針である、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に基づき、教育研究に必要な校地及び校舎や運動場等の施設及び設備を整備している。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

評価の視点2：図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点3：国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

本学図書館は、中央図書館、大学院図書室、文学部各共同研究室、総合政策学部図書室、法学部・経済学部の各学生図書室（多摩）、理工学部分館、ビジネススクール図書室（後楽園）、ローライブラリー（市ヶ谷）、国際情報学部図書室（市ヶ谷田町）から構成されている（資料8-14、8-15【ウェブ】）。

蔵書数については、大学基礎データ表1（組織・設備等）に示すように、図書は249万冊を超え、雑誌は電子ジャーナルを含めるとタイトル数で116,361種所蔵している。蔵書構成の特徴としては、英吉利法律学校以来の伝統を受けて、特に法律関係の蔵書が多く、国内外の官報、判例集、議会関係資料等を豊富に揃えている。また、電子ジャーナルの種類数は87,356種類、電子ブックのタイトル数（書籍数）は906,544タイトル、オンラインデータベースの種類数は92種類であり、国内私立大学トップレベルの充実度となっている。これら蔵書類の情報は、中央大学図書館システム（CHOIS）においてデータベース化されており、インターネットを通じて情報を検索することができる。このように、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他は体系的かつ量的側面ともに適切な環境にある。

○図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

（1）図書館の規模、専門能力を有する職員の配置

本学の図書館は、前述のとおり、4キャンパスに配置されており、面積・閲覧座席数については大学基礎データ表1（組織・設備等）に記載のとおりとなっている。中央図書館には「情報リテラシールーム」、ICTを活用したコンテンツ作成やグループ学修、プレゼンテーション等ができる「グループパフォーマンスルーム」、「プレゼンホール」、「グループ読書室（2室）」、国連寄託図書館及びEU情報センターの指定を受けた「国際機関資料室」を設置している（資料8-16）。また、理工学部分館には、アクティブラーニングスペースを設置している。なお、2023年度には現在多摩キャンパスにある法学部が都心へ移転することに伴い、茗荷谷キャンパスに法学部図書館（仮称）、駿河台キャンパスに専門職大学院図書室（仮称）を設置する予定である。

司書の資格等の専門能力を有する職員については、専任職員・嘱託職員・派遣職員総数のおよそ70%以上が司書資格を保有しており、専門知識を有したスタッフにより、きめ細やかなサービスを展開している。

（２）開館時間・日数

開館時間については、開館日及び開館時間ともに各キャンパスの授業時間に合わせて、学修への配慮を図っている。なお、学部が所在するキャンパスにおいては、試験実施時期には10時から18時までの日曜開館を実施している。また、祝日が授業実施日となっている場合には通常どおり開館している。2021年度の開館日数については、中央図書館283日、大学院図書室274日、総合政策学部図書室158日、理工学部分館271日、ローライブラリー288日、ビジネススクール図書室275日、国際情報学部図書室272日となっている（資料8-17）。

（３）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応

2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大のため非来館型サービスの充実に努め、図書館システムの更新、メールフォームやWebによるレファレンスサービス、電子書籍の講読・アクセス可能数の拡大、図書館所蔵資料の貸出・複写郵送サービス等を行った。特に、本学図書館は、これまで教育研究組織の特色や学年に応じた講習会、教職員を対象とした講習会を提供するなど、情報リテラシー向上への取組みに積極的に取り組んできたことから、新型コロナウイルス感染症拡大下においても、2020年4月上旬に「自宅学習に役立つ！電子ブック・データベース活用法」サイトをいち早く開設するなど、学びを止めない環境の整備に努めた。現在、このサイトは掲載内容を更にブラッシュアップし「分野別・目的別学修におすすめのデータベース情報サイト」として学内に公開している（資料8-18）。また、従来は対面が基本であった各種講習会についても、新型コロナウイルス感染症拡大における経験を活かし、現在は講習の内容に応じて「自習型サイトでの受講」「リアルタイムのオンライン講習での受講」「面接授業での受講」と多様な受講メニューを設けている。例えば、学部初年次を対象とした学術情報の探し方の基礎については、「対面受講（初年次の演習科目内で実施）」「自習型サイトでの受講」の2つを提供しており、「図書館・DB利用入門自習サイト」においては、動画視聴と確認問題によって学修できるコンテンツを掲載している。（資料8-19）。

（４）学生協働を基盤とした環境整備

本学図書館では、利用者（学生）と図書館が一緒になって考える活動（学生協働）を行っている。この取組みは、学生への学修支援・学生自身の能力伸長ほか、利用者数の増加といった図書館の課題も解決していくことを志向したものである。学生協働を実現するにあたっては、専任職員が2018年度から他大学の活動調査や視察等を行うとともに、本学文学部社会情報学専攻図書館学コースの教員の協力を得て、検討を進めてきた。学生協働は継続して行うことが肝要であることから、学内競争的資金であった中央大学教育力向上推進事業に応募し、2020年度に「利用者と協働する図書館 学生協働（ボランティア・インターンシップ）を通じた学修支援と図書館の利用促進」の取組みとして、採択された（資料8-20）。これにより、本学図書館初の学生協働の試みが開始された。採択後、学生協働委員会（職員組織）を設置して活動を開始し、学生と協働して行った中央図書館プレゼンホールのリニューアル（2020年度）、学生が図書館に所蔵したい書

籍の選書を行い、実際に書店とも協働して書籍を宣伝した「選書ツアー」（2020 年度・2021 年度）、書籍内の惹かれる一文を効果的に紹介する「ほんのまくら」ワークショップ、図書館インターンシップ（2021 年度）の活動を行った。

○国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

国内外の教育研究機関との学術相互提供については、所蔵館に直接出向いて利用する閲覧利用、論文記事等の必要部分を複写物の形式で取り寄せる文献複写、資料の現物自体を図書館間で貸借する相互貸借を行っている。

特に、国内の大学図書館との文献複写・相互貸借については、国立情報学研究所の NACSIS-ILL システムに参加し、資料提供の迅速・確実な運用を図っている。また、中央図書館においては「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」に参加し、中央図書館の固定端末から、国立国会図書館に出向かずとも利用できる体制を整えている。また、国外の図書館との文献複写・相互貸借については世界最大の書誌ユーティリティである OCLC (Online Computer Library Center) が提供する OCLC WorldShare® Interlibrary Loan (OCLC の資料相互利用システム) 等を活用し、国内で入手が困難な資料についても欧米の多様な図書館や各種の研究機関から資料提供を実現している。

以上のように、本学は、各キャンパスにおかれる教育研究組織の特性に配慮しつつ、それに適した図書館及び学術情報サービスを提供するための体制を適切に整えている。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備（基本方針、研究費の支給、研究室、研究専念期間等） 評価の視点 2：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む） 評価の視点 3：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）
--

○研究活動を促進させるための条件の整備（基本方針、研究費の支給、研究室、研究専念期間等）

（１）基本方針

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、研究活動を推進するための基本方針を明示している。具体的には、重点事業計画に「研究環境」を設定し、研究に専念できる環境を整えるための研究環境の再構築、研究パフォーマンスの向上に向けた計画を掲げ、その実現に努めている。また、研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議決定することを主たる任務とする研究戦略推進会議を置いている（資料 8-21）。

（２）研究費

本学では、専任教員（任期付きを除く）の個人研究費として、一律に助成する基礎研究

費、学内競争的研究費の性格を持つ特定課題研究費、共同研究プロジェクトを推進するための共同研究費、研究に専念する環境を確保する研究促進期間制度を設けている（資料 8-22）。

①基礎研究費

基礎研究費は個人で行う学術研究を支援することを目的としており、任期付きでない専任教員全てを対象として一律に年間 43 万円を限度に助成する制度である（資料 8-22）。なお、2021 年度の基礎研究費対象者は 651 名、研究費決算額は年間約 2 億 3,520 万円である。1 人あたりの基礎研究費使用額平均は約 36 万 1 千円となっている。

②特定課題研究費

特定課題研究費は、専任教員が個人で行う特定の課題に係る研究を支援するために設けられている制度であり、研究期間は最長 2 年である（資料 8-22）。本研究費は原則として、助成を受けようとする年度の前々年度に、文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に応募していることを申請条件としている。予算総額は各年度 8,510 万円であり、各学部・研究科（部局）の専任教員数に応じて按分配分している。2022 年度においては、採択 1 年目（2022 年度採択分）：38 名、採択 2 年目（2021 年度採択分）：30 名、新型コロナウイルス感染症の影響による特例対応（経費執行の延長）適用分：28 名が助成を得て研究を展開している。

③研究促進期間制度の研究費

研究促進期間制度は、1 年間あるいは半期（学年暦の前期または後期）において授業及び校務を免除し、研究活動に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成を行う制度である（資料 8-23）。助成額は対象の教員 1 人につき研究促進費として上限 120 万円（半期の場合は上限 60 万円）とし、研究期間中に海外の研究機関にて活動する場合においては、最大 250 万円を上限とした海外活動補助費を支給し、その使途範囲は基礎研究費に準じることとしている。2022 年度の対象者は 28 名、研究費予算総額は、5,200 万円となっている。

④共同研究費

共同研究費は、学部・大学院、研究所及び学外研究機関等との研究交流を促進し、研究・教育水準の一層の向上を図ることを目的として、共同研究のプロジェクトを支援するものである（資料 8-22）。共同研究プロジェクトは 3 名以上の構成員で組織し、過半数は本学専任教員であることが条件となっている。新規に選定されるプロジェクトの予算額は 4,790 万円で、研究期間は最長 3 年、1 プロジェクトあたり原則 1,000 万円を上限としている。2021 年度には 3 件が採択を受けてプロジェクトを開始しているほか、2022 年度には 2 件が採択され、新型コロナウイルス感染症の影響による特例対応（研究期間の延長）を適用したプロジェクトを含む継続のものを合計して 7 件の研究が進められている。

⑤研究クラスター形成支援制度

研究クラスター形成支援制度は、優れた学際的学術研究の発展及び学際融合の推進による研究力の強化を目的として、将来的に本学の特色となりうる萌芽的な研究を対象に、学際的な研究クラスターまたはチームの構成を支援するものとして、2022 年度から開始した制度である（資料 8-24）。採択された研究については、成果の一つとして外部資金獲得を求めるものとなっている。2021 年度の採択実績は 10 件となっている。

⑥国際学術誌投稿支援制度

国際学術誌投稿支援制度は、研究成果発信強化および本学の国際的なプレゼンス向上のため、査読付き国際学術誌論文投稿に対して助成を行うものである（資料 8-25【ウェブ】）。専任教員が発表した論文のうち、インパクトファクターがついた分野トップ 50 のジャーナルへ掲載された論文について、その①論文掲載費用、②オープンアクセス費を助成するものとなっている。採択実績は、2020 年度 9 件、2021 年度 13 件である。

⑦ダイバーシティ研究支援制度

ダイバーシティ研究支援制度は、将来的に「チーム型」・「学際融合型」研究の中心的役割を担うことが期待される研究意欲のある若手研究者や女性研究者を支援し、その研究意欲に応えるとともに、外部資金の獲得ができる研究グループを主宰する人材を育成すること、また本学が「ダイバーシティ研究」の拠点を目指して関連するテーマの研究を推進するため、2022 年度に創設したものである（資料 8-26）。これは、①ライフイベント前後の支援、②若手研究者支援、③ダイバーシティ研究支援の 3 つの制度からなっており、支援金額については、①及び②は 50 万円、③については 100 万円を上限としており、いずれの制度も一度限りの研究成果報告で完結させるのではなく、外部資金を獲得する成果につなげることを条件としている。2022 年度における採択実績は、② 7 件、③ 2 件であった。

（3）教員研究室の整備状況

本学では、全専任教員に約 20 m²の個人研究室と基本的な備品を提供している。また、共同研究室として、個人の研究活動または複数の教員・学生による共同研究を促進する場や、外部から受け入れている外国人研究者との共同研究活動を促進する場として、21 室の共同研究室を提供している（資料 8-27）。

（4）研究専念期間について（研究促進期間制度）

研究促進期間制度は、制度利用期間中の授業及び校務を免除し、教員の研究活動に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成を行うことによって、教員個々の研究力を高めることを目的とするものである（資料 8-23）。なお、本制度は、研究期間中の拠点を国内・海外のどちらかに限定せず、研究活動の進捗等に応じて柔軟に設定することができる。なお、2022 年度の制度利用者は全学で 27 名の予定である。

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

（１）学部・研究科における施設・設備の整備状況

本学では、一部の教室等については複数の学部・研究科の共用となっているが、基本的には各学部及び研究科毎に、それぞれが展開する教育研究活動等の諸活動の特色に応じた施設・設備の整備を行っている。

法学部、経済学部、商学部、文学部、総合政策学部（多摩キャンパス）については、各学部棟にゼミや語学等に使用する小教室、履修者数が中程度の講義に使用する中教室、自習室、情報処理教室等を整備しているほか、履修者数が多数の講義に使用する大教室については共用で使用している。なお、2019 年度に多摩キャンパスに開設された国際経営学部については、主に学部共通棟である「FOREST GATEWAY CHUO」で授業が行われている。また、学習支援や学生交流の場としては、4号館内にラウンジ、自習室等が用意されている。教室内の設備については学部毎に異なるが、教育方法に応じてPCやプロジェクター等のプレゼンテーション用機材、DVD等の視聴覚機器等を設置し、このような機器が常設されていない教室についても各学部事務室においてポータブルの機器を用意し、使用することが可能となっている。

理工学部・理工学研究科（後樂園キャンパス）については、一部の教室・実験室等を理工学研究科と共用で使用している。理工学部では、すべての教室にオンライン配信が可能となるWebカメラを設置し、常に対面とオンラインを並行して実施できる環境を整えている。

国際情報学部（市ヶ谷田町キャンパス）については、教育研究対象として「情報」を取り扱うためBYODを前提としており、学生及び教員の教育研究に必要な設備やアメニティを整備している。

文系大学院研究科（多摩キャンパス）については、多摩キャンパスに所在する法、経済、商、文、総合政策研究科は2号館に共用の教室を有しているほか、情報自習室、学生研究室等の施設を整備している。

専門職大学院戦略経営研究科（後樂園キャンパス）については、プレゼンテーションやディスカッションを採り入れた授業が多く行われることから、主として講義科目で利用している7教室全てにおいて液晶プロジェクターを常設しており、教員はもとより、学生によるプレゼンテーションにおいて日常的に活用されている。加えて、これらの教室には録画用カメラを常設しており、Zoomの録画機能を用いて講義のビデオ録画を行い、Googleドライブの共有フォルダシステムにより講義後2週間、学外からも視聴することが可能となっている。

他方、専門職大学院法務研究科（市ヶ谷キャンパス）については、法務研究科特有の双方向・対面授業に対応した教室をクラス単位で設置している。また、模擬裁判の教場となる模擬法廷教室は、裁判員制度に基づく刑事裁判を前提に裁判員席を含む9席からなる法座を整備し、最大収容人員114人で大教室を兼ねている。また院生研究室として学生1名に1席の自習席を確保する等、法務研究科の特色に応じた施設の整備を行っている。

(2) 情報環境整備の状況・情報倫理への取組みについて

大学全体の情報環境整備については情報環境整備センターが中心的な役割を担っており、各学部をはじめとする学内組織と連携しながらこれを推進している。また、「中央大学情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、広く学内外に公開している（資料 8-28）。

本学では学生ポータルサイト C plus、全学授業支援システム manaba 等を導入している。これらは統合認証基盤によるシングルサインオンに対応している。これらのシステムの運用や各組織への支援についても情報環境整備センターが中心となって行っている。また、PC、サーバ等の配備状況とその管理について、教育目的の PC は、各教育組織の PC 教室を中心に配備されており、情報環境整備センターは、設置学部事務室を通して構成変更対応やトラブルシューティング等のサービスを行っている。

無線 LAN システムについては、学生・教職員がキャンパス内で自由にインターネット上にアクセスできる全学的な無線 LAN システムを構築している。本システムに対する需要は年々高まっており、年度計画に基づいて、学生の授業利用を想定した教室環境等アクセスポイントの拡充を行っている。また、Eduroam JP に参加しており、国内外の研究機関と相互利用が可能になっている。

本学では情報倫理の確立のため、e-Learning 教材「INFOSS 情報倫理」を導入している。学生については、2020 年度新入生以降、受講を必須としている（資料 8-29）。教職員については、全学授業支援システム manaba に「教職員のための情報倫理とセキュリティ」として、e-Learning 教材等のコンテンツを掲載し、受講の推奨を行っている。

また、2019 年度末以降の新型コロナウイルス感染症対策に対して、全教職員・全学生が利用可能な遠隔会議授業システム Webex の導入を行い、2020 年 4 月にホストアカウントの配付を行った。あわせて中央大学オンライン授業・WEB 会議ポータルサイトをいち早く開設するとともに、サポート要員を増員し、学生・教職員からの問い合わせに対応できるような体制の整備、無線 LAN を増強する等の対応を行った（資料 2-82【ウェブ】、2-83【ウェブ】）。現在はさらに万全な体制を確保するため、補完的なシステムとして、Web 会議システム Zoom とも包括契約を行い、全学生・教職員にホストアカウントを配布している。

なお、事務用 PC については、全職員に必要な台数の PC が配付され、利用環境として事務イントラネットが構築されている。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

教室等の学内施設については授業時間帯を中心に利用時間の設定を行っている。自習室や院生研究室等、正課外の学習に利用される施設については最終授業時間を過ぎても利用可能なよう時間的な配慮を行っている。

以上のとおり、本学は、組織の教育研究活動の促進を図るため、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備している。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み（規程の整備、教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供、研究倫理に関する学内審査機関の整備等）

○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み（規程の整備、教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供、研究倫理に関する学内審査機関の整備等）

本学における公的研究費の運営・管理に関しては、文部科学省通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨に基づき、「中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程」および「中央大学公的研究費の使用等に関する基本方針実施細目」を定め、公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制について明確化している（資料 8-30、8-31）。明確な管理体制のもと、不正防止計画を軸とした研究費執行環境整備を行い、またコンプライアンス研修の充実と継続的な啓発活動を行うことで、公的研究費を含む経費支出の運営・管理について透明性と信頼性を確保し、もって研究活動の一層の充実を図っている。

本学における研究活動上の不正行為への対応については、文部科学省通知「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の趣旨に基づき、「中央大学における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応に関する規程」を2016年5月に施行している（資料 8-32）。本規程は、本学における研究活動上の不正行為の防止及び、学内外からの通報に対する適切な取扱いを含め、研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応についての体制整備等に必要な事項を定め、もって本学における研究倫理の向上を促進することを目的としている。

研究倫理教育について、文系学部については、論文執筆や調査が伴う一部の演習科目において実施している。理工学部は、新入生に対してオリエンテーションを行うとともに、4年生の卒業研究履修者に対して、「APRIN e ラーニングプログラム（以下、「eAPRIN」という。）」の受講を求めている。

博士前期課程においては、全員に eAPRIN の受講を義務づけている。そのほか、文系研究科においては日本学術振興会「科学の健全な発展のために」等の通読、一部の研究科においては授業科目においても対応しており、理工学研究科は映像教材・講習会にて対応している。

博士後期課程についても、全員に eAPRIN の受講を義務づけているほか、文系研究科においては教材通読、理工学研究科は eAPRIN・「研究倫理（必修科目）」にて対応している。

研究者に対しては、eAPRIN の受講、日本学術振興会「科学の健全な発展のために」の通読、日本学術振興会「eL CoRE」（e ラーニング教材）の受講の3つを用意し、研究者が選択出来るようにしている。また、研究倫理教育は5年に1度の受講とすることを定めている。このほか、教員及び大学院学生が作成する論文等について、剽窃の有無を確認できるように、剽窃防止ソフトを使用したチェックが可能な体制を構築している。

また、「産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程」を策定し、具体的なマネジメントの対象となる連携活動と、これらの対象行為が本規程において定める基準に抵触するかどうかを判断する自己確認基準のほか、基準に抵触する場合の相談の仕組みと具体的に対応を

行う体制等を定めることで、連携活動とこれを行う教員の職務及び遵守事項との関係を調整し、連携活動に伴う本学の社会的信頼の確保に努めている（資料 8-33）。

このほか、人を対象とする研究については、「中央大学における人を対象とする研究倫理に関する規程」「中央大学における人を対象とする研究倫理審査委員会に関する規程」を制定し、全学的な体制を整えている。安全保障輸出管理の全学体制については、「中央大学安全保障輸出管理規程」を制定し、適切な運営を行っている（資料 8-34～8-36）。

以上のとおり、本学は研究倫理を遵守するための必要な措置を講じている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教育研究等環境に係る個々の組織の点検・評価については、大学評価委員会のもと、各組織におかれた組織別評価委員会にて行い、その結果を大学評価委員会に報告している（資料 2-1、2-12、2-13）。

全学的な点検・評価については、大学評価委員会のもと、施設・設備等分野系評価委員会及び研究活動分野系評価委員会において実施している。両委員会には当該活動に係る組織からの選出された委員が参画しており、その結果を「自己点検・評価レポート」及び「自己点検・評価結果に基づく最重要課題」として取り纏め、大学評価委員会に提出している（資料 2-1、2-14、2-15、2-41～2-43、8-37【ウェブ】）。例えば、研究活動に係る「最重要課題」には、継続して外部資金の申請・採択の増加、研究リスクマネジメント基盤の整備が挙げられていたが、外部資金の申請・採択の増加については、URA による支援体制の強化、産学連携のための新たな Web サイト「+C（プラスシー）」等により改善が行われている。研究リスクマネジメントについては、人を対象とする研究倫理審査、安全保障輸出管理について、全学運営体制を整え運用を開始するなど、改善を行った。このほか、大学共通の課題でもある若手研究者支援策等を包含する「ダイバーシティ研究支援制度」を創設するなど、時宜に照らした支援制度の整備に努めている（資料 2-41～2-44、8-26）。

教育研究等環境に関する満足度や大学への意見については、大学評価委員会が毎年度実施している在学生アンケートがある。これを改善に結びつけた例として、施設設備について、大教室の集まる 8 号館やトイレへの不満が例年多く寄せられていたため、学生の声を踏まえつつ、複数年計画により施設の更新を行った。その結果、在学生アンケートにおける教室やトイレへの満足度は上昇傾向にある（資料 8-9）。

2. 長所・特色

研究活動においては、2022 年度から開始したダイバーシティ研究支援制度により、大学共通の課題である若手研究者の支援や、ライフイベントにより研究の実施が困難な研究者に対する支援に迅速に取組み、制度の充実化を図っている（資料 8-26）。

図書館においては、学内競争的資金であった中央大学教育力向上推進事業により、学生による選書ツアーや企画展示等の活動を行うほか、学修空間やサービスの改善等、利用者目線に寄り添った取組みを進めている。これらは、学生協働を軸として、学生・図書館員・教員が三位一体となり、学生の能力伸長や学習支援はもとより、利用者数の増加といった図書館の課題解決も目指していくといった、新たな取組みとなっている（資料 8-20）。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学では、法令に基づき必要な校地校舎を有し、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に基づき、教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備し、管理を行っている。また学生アンケートの結果等に基づき、学生生活の向上に資するよう毎年度改善を図っている。

本学の教育・研究を支える機関としての図書館は適切な規模となっており、学術情報基盤としての図書・学術雑誌・電子情報についても、紙媒体資料と電子媒体資料のバランスに配慮しつつ、適切に整備されている。また、専門能力を有する職員を適切に配置するとともに、講習会等、情報リテラシーの向上に係る取組みについて積極的に展開している。特に、新型コロナウイルス感染症拡大下においては、学生の学びを止めない環境の整備のため、早急に Web サイトを整備・公開する等に努めた。このほか、学内競争的資金を活用し、学生協働を開始するなど新たな取組みも始めている。

研究活動の促進について、大学としての基本方針を示すとともに、個人からプロジェクト支援まで多様な研究費制度を置き、研究専念期間のための制度の設置、研究室の確保等に努めている。

本学の施設・設備について、各学部及び研究科毎に、それぞれが展開する教育研究活動等の諸活動の特色に応じた施設・設備の整備を行い、教育研究活動の促進を図っている。また、大学全体の情報環境整備については情報環境整備センターが中心的な役割を担っており、各学部をはじめとする学内組織と連携しながらこれを適切に推進している。

教育研究等環境に係る点検・評価については、大学評価委員会のもと、個々の組織自己点検・評価に加えて、学生生活支援分野系評価委員会を置き、全学的な観点から点検・評価を行っている。また、学生アンケートを毎年行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを適切に実施している。

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、大学の社会連携と社会貢献を推進するため、2013年7月に、必要事項の検討と事業実施の支援を行う中央大学社会連携・社会貢献推進会議を設置し、社会連携・社会貢献に関する事項の調査、調整やステークホルダーとの連携強化を推進している（資料2-59、9-1【ウェブ】）。

2014年には、同会議のもと、中央大学学則第2条に定める本学の使命を踏まえて、「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」を策定し、本学公式Webサイトを通じて学内外に広く社会に向けて発信している（資料9-2【ウェブ】）。また、2019年度より、本学の単年度事業計画において、「持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）」の達成に向けた取組みの推進と可視化を重点政策として掲げており、2020年12月には、「中央大学SDGs宣言」を策定し、学長による声明とともに、本学公式Webサイトに掲載し、社会に広く公表している（資料9-3【ウェブ】、資料9-4【ウェブ】）。

なお、2022年6月には、社会連携・社会貢献推進会議設置要綱の改正を行い、担当副学長のマネジメントの下で、SDGsや全学包括連携等の更なる取組みを進めているところである。取組みの推進にあたっては、学事部学事・社会連携課を窓口として、大学として組織的かつ継続的に対応していくことを企図し、教員・学内組織等、課題解決に最適なチャネルへのマッチングに努めている。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

全学的な社会連携・社会貢献の推進体制については、前述のとおり、中央大学社会連携・

社会貢献推進会議を中核に置いている。本学がこれまでに連携協定を結んだ組織（自治体、教育・研究機関、企業等）の数は、24 組織に上る（資料 9-5）。

本学における教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動については、次のとおりである。

（１）クレセント・アカデミー

本学では、世界に開かれた大学として、在学生と市民の共学の間とすることを目的にクレセント・アカデミーを設置している。クレセント・アカデミーは、主として本学が保有する諸施設等を活用し、在学生はもとより広く地域社会の構成員をも対象とする教育文化活動を行うことによって、社会教育に貢献することを目的としている（資料 9-6）。

クレセント・アカデミーでは、多摩キャンパス及び後樂園キャンパスにて①外国語実用会話講座、②スポーツ教室、③総合講座、④社会人教育を目的とした公開上級法務講座の各種講座を展開している。具体的には、英語・韓国語・イタリア語・スペイン語等の多彩な外国語実用会話講座、学生・市民を含めた生涯スポーツの活性化、ジュニアを対象にしたスポーツ基盤を構築するためのスポーツ教室、文化教養的なものから実践的なものまで、個性豊かな講座をそろえた総合講座、高度専門職の有資格者に対して、法学研究教育の物的・人的資源を基礎として提供する講座等を開講している（資料 9-7【ウェブ】、9-8【ウェブ】）。

なお、2021 年度は、本学と文京区との相互協力に関する協定に基づき、公益財団法人「文京アカデミー」の「文京アカデミア講座」（大学キャンパス講座）への連携も行っている。

クレセント・アカデミーにおいては、地域のニーズの高いジュニア向けのスポーツ教室の種目の増加や、総合講座の多様化などを継続して進めたことにより、受講者数は 2019 年度まで増加傾向にあった。しかしながら、2020 年度～2021 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、講座数、受講者数ともに減少した（受講者 2019 年度：2,504 人、2020 年度 542 人、2021 年度 1,350 人）。また、ここ数年、受講者が講座の内容、学習環境を厳しく選択する傾向が強いことに加え、他の機関等で同様の講座が開講されており、年々受講者を安定的に確保することの厳しさが増している。クレセント・アカデミーでは、新聞折り込み広告配布エリアの見直しや内容の検証、広告の検討、クレセント・アカデミーWeb サイトへの誘導、他で開講する講座にはないテーマに特化した講座の開講等、適宜、広報・宣伝活動の見直しや受講者のニーズに合った講座の開講に努めている。

（２）中央大学学術講演会

中央大学学術講演会は、本学専任教員の学術研究の成果を広く社会に還元し、本学を社会に広く PR することを目的に、1962 年から全国各地にて開催している無料の講演会である。

本講演会については、中央大学学術講演会運営委員会が具体的な実施計画を企画・立案しているが、開催や当日の運営については全国各地の学会支部（卒業生組織）、開催団体等の協力を得る形で実施している。そのため、文化貢献のみならず、運営活動を通じた「地域と大学」、「学会と大学」の絆の強化に繋がっている。

また、2014 年度からは本学のステークホルダー（中学、高校、地方自治体、NPO、父母、企業等）からの申し込みを集め、随時開催できる形に変更している。

講演会の開催に際しては、地元メディアを通じた情報発信や、地元教育委員会や福祉協会の後援を得るなどの方法によって、市民へのPRも盛んに行っている。

2021年度より、従来の集合型の形式に加え、Web会議システムを利用した双方向オンライン形式での開催も可能とし、より幅広い対象に向けた学術研究成果の普及が可能となった（資料9-9）。

（3）知の回廊

「知の回廊」は、本学教員の研究を世の中に発信している教養番組である。日本で初めて大学とケーブルテレビ局（JCOM）が共同で番組を制作し、2001年度の番組制作当初から全国各地のケーブルテレビで放送しており、八王子市、多摩市、立川市、稲城市、日野市等といった近隣地域を中心に、全国35社以上のケーブルテレビ局、のべ600万を超える世帯で視聴可能となっている。毎年、新規で6番組を制作配信しており、現在はケーブルテレビでの放送に加え、YouTubeでの配信も行っている（資料9-10【ウェブ】）。

（4）各種機関誌等の出版事業

本学エクステンションセンターにおける出版業務等を通じて、本学の教育研究成果の社会への還元を行っている。学部・大学院等の学内機関の教育研究成果を研究叢書、紀要・論集という形で公刊する「受託出版本」と、本学専任教員等が執筆する学術専門書、教科書等の「自主企画本」を刊行している。

特に、自主企画本のうち、法学部『高校生からの法学入門』、経済学部『高校生からの経済入門』、商学部『高校生からの商学入門』、文学部『読書する知性「本づくり」演習成果』、『学びの扉をひらく一時間・記憶・記録』については、附属高等学校での課題図書や連携事業、特別選抜入試合格者の入学前教育、学部新入生の導入教育等にも活用されている（資料9-11【ウェブ】～9-13【ウェブ】）。特に「入門」を冠する3冊については、これまでに版を重ねており、社会からの一定の評価を得るとともに、本学が学術の中心として広く知識を授けることに成功している一例といえる。

（5）ダイバーシティ講演会

ダイバーシティに関する取組みについては、ダイバーシティセンターが主体となり、「中央大学ダイバーシティ宣言」に基づき実施している。ダイバーシティセンターでは、ハラスメント防止啓発活動を含む本学での取組みの蓄積を広く学内に共有するとともに、ダイバーシティ推進に対する意識・認知度を高めることを目的として、毎年「ダイバーシティウィーク」と称して、講演会をはじめ、学生によるパフォーマンス等を通じて「ダイバーシティ」に触れる1週間を設定し、各種イベント企画等を実施している。

また、2021年度には、「CHUO Diversity × ハラスメント防止啓発 Week2021」の関連企画として、ダイバーシティの推進に向け、学内構成員や社会一般の方を対象とした講演会を実施した（資料9-14【ウェブ】）。

（6）「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた取り組み

本学における SDGs に関する活動については、2019 年度より本学の単年度事業計画において、SDGs 達成に向けた取り組みの推進と可視化を重点政策として掲げている。また 2020 年 1 月からは、SDGs 担当副学長を置き、これまで組織ごとに推進してきた様々な成果を学長・副学長のマネジメントのもとで全学的に集約し、目標を達成するための体制を整えている。さらに、2020 年 12 月には、前述のとおり「中央大学 SDGs 宣言」を策定し、学長による声明とともに、本学公式 Web サイトを通じて、社会に広く公表している（資料 9-3【ウェブ】、9-4【ウェブ】）。また、文部科学省と環境省、および賛同する国公立大学等が連携する「カーボン・ニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」に参画している。

また、具体的な活動として、2021 年 7 月に、学内の SDGs に関する取り組みを把握するためにアンケートを実施し、その結果をもとに、先進的な取り組みや優良な取り組みをピックアップし、関連するそれぞれのゴールごとに分類したうえで本学公式 Web サイトに掲載したほか、日本語と英語の 2 カ国語で年次報告書を作成した（資料 9-15【ウェブ】）。また、本学の専任教員及び招聘した専門家が講師となって講演を行う中央大学 SDGs 講演会を実施した（資料 9-16）。

さらに、2022 年には、SDGs に資する学生の主体的な活動によって実現されるアイデアを顕彰する事業として、「中央大学 SDGs アクションプランアワード」を実施した。これは、「SDGs を達成するために、学生が主体となっていつまでに何をどのように行うかという行動計画」を募集するものであり、2022 年度は「応募者が実践できる新たな SDGs のアイデア」をテーマとして行った（資料 9-17）。初年度は学生 21 組から応募があり、書面審査及びプレゼン審査を経て、5 組を表彰した（資料 9-18【ウェブ】）。

なお、これらの活動内容については「中央大学 SDGs への取り組み」としてとりまとめ、本学公式 Web サイトを通じて広く学内外に公表している（資料 2-61【ウェブ】）。

（7）研究組織における活動

本学の各研究所、研究推進支援本部、AI・データサイエンスセンター、ELSI センターでは、講演会や書籍の出版等、それぞれの研究活動の特性を活かし、その成果を社会に還元している。

例えば、ELSI センターにおいては、学外にて講演を行う等の活動に加えて AI を実際に使用する中で ELSI（倫理的、法的、社会的）課題に直面している様々な企業・組織が参加する「ELSI コミュニティ」が、各企業・組織内での課題を共有し、その解決を目指す「コミュニティアクティビティ」を行っており、これまで 3 回実施している。このほか、広く学内外に向けて、ELSI に係る最先端のデータを取り扱う講演会等を行っている（資料 9-19～9-21）。

AI・データサイエンスセンターでは、学外にて講演を行う等の活動に加えて、データサイエンスの最新情報や現代的な課題、データサイエンスが創造・提供している価値などの紹介を目的に、第一線で活躍する研究者や実務家の講演動画を YouTube で配信するなど、広く学内外に当該分野に係る最先端の情報を発信している（資料 3-7【ウェブ】、9-22、9-23【ウェブ】）。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

大学として組織的に行っているものとしては、主に以下のとおりである。

（１）大学コンソーシアム八王子との連携

大学コンソーシアム八王子は、八王子地域に25大学がある地域特性を活かし、大学・市民・企業・行政が主体性を持って連携・協働し、地域の活性化、情報の発信、調査研究、交流促進等を行うことにより、高等教育の充実、地域社会が発展する魅力のある学園都市の形成を行うとともに、留学生への支援・協働を通じ国際的な学園都市づくりを目指すことを目的としている。本学はその設立準備委員会メンバーとして専任職員を委員に選出し、その設立から携わってきた。また、同構想では、①単位互換や小中高大連携等の単体の大学では困難な取組みを効果的に実施する大学間連携事業、②学生が地域で活動するための支援を行う学生活動支援事業、③大学の提供講座等による生涯学習推進事業、④産学官協働を推進する産学公連携事業、⑤加盟25大学の取組み、学園都市づくり情報を広報する情報発信事業、⑥留学生の生活支援や市民との交流を促進する外国人留学生事業の6事業を推進することとしている（資料9-24【ウェブ】、9-25【ウェブ】）。

（２）公益社団法人「学術・文化・産業ネットワーク多摩」との連携

学術・文化・産業ネットワーク多摩（以下、「ネットワーク多摩」という。）は、多摩地区の大学・短期大学、行政、企業・NPO等の合計68機関から構成されており、大学コンソーシアムとは異なったミッション「大学を核として産官学がそれぞれ連携することで、その強みを発揮し多摩地域全体の活性化を図る」を旗印にして活動し、全国組織でも参考になるようなユニークな活動を展開している。なお本学は、社会貢献の一環として発足以前からその活動に関わり、発足以来現在も本学教員が専務理事として組織全体を統括している。また現在、学長がネットワーク多摩の副会長を務めていることから、常任幹事会の構成機関として地域に根差した社会貢献活動を積極的に推進している（資料9-24【ウェブ】、9-26【ウェブ】）。

（３）文京区との包括連携

本学は2006年に文京区との間で学長・区長を代表とする包括協定を結んでおり、「区内まるごとキャンパス」を目指して文京区により策定された「文京アカデミー構想」に参画し、連携の方向性を確認しながら包括協定に基づく活動を展開している。文京区に存在する知の発信地として公開講座を行う等、積極的な地域交流や社会貢献活動に努めている。

また、文京区・文京区教育委員会・公益財団法人文京アカデミーの後援により、本学理工学部が主催する「中央大学サイエンスセミナー」を中学生及び高校生を対象に2004年度から開催し、好評を得ており、毎年多くの参加者を得ている（資料9-27【ウェブ】、9-28）。

このほか、2018年には、「中央大学ダイバーシティ宣言」に基づく取組みが認められ、文京区が募集する「女性のエンパワーメント原則推進事業所」として学校法人として初め

て登録されるなど、連携を深めている（資料9-29【ウェブ】）。

なお、2023年4月にオープンとなる茗荷谷キャンパスにおいては、本学の施設のほか、地域の活動センターや保育施設等も併設される予定となっており、地域との共創や地域への貢献の新たな展開が期待される（資料9-30【ウェブ】）。

（4）八王子市との包括連携

本学は、2017年に、キャンパス所在地のひとつである八王子市との包括連携に関する協定を締結した。協定締結以降、地域課題の解決および地域の活性化並びに大学の教育・研究の充実を図り、地域社会の発展に寄与している。

現在、本学は生涯学習推進事業の一環として、八王子学園都市大学「いちょう塾」の開講講座の一部を担っており、八王子市民の誰もが意欲をもって学ぶことのできる機会の場を提供し、地域活動に貢献している（資料9-24【ウェブ】、9-31【ウェブ】、9-32【ウェブ】）。

（5）立川市との包括連携

本学と立川市は2022年に包括連携協定を締結している（資料9-33【ウェブ】）。この協定のもと、総合政策学部では、2022年度の「総合政策概論」において立川市連携講座として、立川市職員による基礎自治体公務員の業務に関する特別講義を行った（資料9-34【ウェブ】）。また、立川市砂川学習館での児童向けイベントに総合政策学部のゼミの学生が協力を行い、連携を深めている（資料9-35【ウェブ】）。

（6）企業との連携（教育プログラム、寄付講座、企業との共同研究及び受託研究等）

企業との連携による教育プログラムについては、次のとおりである。

経済学部の「ビジネス・プロジェクト講座」は、企業の抱える課題に対して学生が実際にビジネスモデルを企業に提案するPBL型の産学連携講座であり、2022年度は7企業の協力により実施している。また、キャリア教育科目である「インターンシップ」「海外インターンシップ」「ビジネス・プロジェクト講座」については、企業と経済学部の学生の共同活動による成果を企業に還元する体制となっている（資料9-36【ウェブ】）。

また、商学部はその学問特性から、企業との連携が一番多くなっており、例えば、地域課題解決の実現に向けたイノベーションに挑戦する「ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム」は、株式会社きらぼし銀行による奥多摩三村への「企業版ふるさと納税」による寄付を活用しており、また、同社から授業内でのサポートや成果発表の機会提供の支援も受けている。スポーツビジネスの現場で活躍する人材を育成する「スポーツ・ビジネス・プログラム」においては、明治安田生命保険相互会社から寄附講座の提供を受けるとともに、渡航に係る費用について、明治安田生命保険相互会社からの寄付をもとに奨学金が給付されるものとなっている（資料4-44【ウェブ】～4-49【ウェブ】、9-37【ウェブ】）。

また、本学は2019年度～2021年度までLINE、メルカリ、警視庁サイバーセキュリティ対策本部と「サイバーセキュリティ人材の育成に関する産官学連携についての協定」を締結

しており、その協定のもと、国際情報学部においては、「刑事法（サイバー犯罪の刑事規制）」において警視庁サイバーセキュリティ対策本部より講師を招聘した講義を実施したほか、4機関共同で配信しているLINE公式アカウント「CYBER POLICE」において、国際情報学部の学生が配信に携わった（資料9-38、9-39）。なお、後継として、2022年7月に、本学、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科、Zホールディングス株式会社、大日本印刷株式会社、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、警視庁サイバーセキュリティ対策本部の間で「サイバーセキュリティ人材の育成に関する産学官連携についての協定」を締結しており、今後新たな取組みを進めていくこととなっている（資料9-40【ウェブ】）。

そのほか、企業との受託研究・共同研究については、2021年度は222件となっている。

例えば、AI・データサイエンスセンターにおいては、沖電気工業株式会社との基本協定書締結に基づき、本学が産官学連携の拠点を置く後樂園キャンパスに「AI・データサイエンス社会実装ラボ」を開設している（資料9-41）。また、東京電力エナジーパートナー株式会社との包括連携のもと、後樂園キャンパスにエネルギーマネジメントシステムを導入しており、キャンパス内施設の電力見える化を開始しており、集積データについては、施設管理及びデータサイエンスに関する教育・研究活動に活用している（資料9-42）。なお、2023年4月には、後樂園キャンパスに産官学連携・社会共創フロアの開設を予定しており、関連する組織が有効かつ共用性の高い施設として活用できる空間を提供することで、企業及び官公庁等とのより一層の連携推進を企図している。

○地域交流・国際交流事業への参加状況

（1）中央大学杯スポーツ大会

地域に開かれた大学として、大学周辺地域の方々との交流を深め、スポーツを通じて地域の小・中学生の健全な育成に役立てるように、「中央大学杯スポーツ大会」を1991年から開催し、本学の体育施設を広く開放している（資料9-43【ウェブ】）。本大会は、近隣の八王子、日野、多摩、町田、稲城、立川、府中、国立の各市の教育委員会及び読売新聞東京本社の後援と中学校体育連盟等の協力により実施している。大会運営は参加学校の教諭、地区のスポーツ指導者、各競技種目の本学運動部の学生、専任職員及び外部審判（日野市少年野球連盟等）による協力によって支えられており、地域との密接な連携・協力体制の下に実施される毎年の恒例行事である。なお、試合結果は読売新聞の地方版に掲載される。運営にあたっては、大学負担にて競技参加者を対象に傷害保険に加入し、本学保健センター所属の医療従事者を配置するなど、安心・安全な大会の実施に努めている。

本大会の競技種目は、中学生のバレーボール・バスケットボール・ソフトテニス・卓球、小学生の軟式野球・サッカー・ラグビー及び家庭婦人によるバレーボールとなっており、多くの種目・対象者を受け入れている。地域における本大会の位置づけは、各地域の大会を勝ち上がったチームが参加できる栄誉ある大会であり、他市との対抗戦が行える貴重な機会と捉えられている。さらに、2012年の大会からは、参加者の満足度を高めるよう、本学運動部の学生が講師となって小・中学生の参加者をレッスンする「スポーツ教室」を実施している。この企画は、参加者から好評を博しているばかりでなく、講師を務めた学生からも満足感や競技に対するモチベーションを引き出すことができている。また、中

中央大学附属中学校のチームも参加しており、総合学園としての意識の醸成を行っているところである。なお、2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止としていたが、2022年度は大会規模を縮小しつつ、大会の実施を行った。

（２）学生によるボランティア活動

本学では、ボランティア活動を通じ、学生の主体的な学びとそれによる成長を支援することを目的に、2014年に学生部に「中央大学ボランティアセンター」を設置し、組織的に学生のボランティア活動を支援している。これまで、東日本大震災被災地でのボランティア、地域ボランティア、ボランティア講座等の取組みを行っている。

また、ボランティアセンターでは、2022年5月に、今後の組織の方針と運営体制の方向性を定めた「中央大学ボランティアセンター ビジョン」を策定した（資料9-44【ウェブ】）。

ボランティア活動参加者数は、2021年度はのべ1,374名となっている（2018年度は2,411名、2019年度は2,156名、2020年度は1,607名）。なお、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大により、実際に現地に足を運び交流する活動を行うことが難しかったため、一部の活動については対面・集合型で行いつつ、オンラインツール等を活用して新たな交流方法についても模索し、関係性の維持・構築に努めた。また、ボランティア等に関して気軽に話せる場「ボラカフェ」や講演会等はオンラインで実施するなど、オンラインを活用した企画についても活発に行っている。

東日本大震災直後から継続して行っている組織的なボランティア活動は、メディアにも度々取り上げられるなど、学内外からの注目度も高い（資料9-45【ウェブ】）。2019年度までの主な活動として、東日本大震災への支援以外に、熊本地震に伴う学生団体による地域支援（チームくまもと）、台風・集中豪雨による被災地（岡山県、長野県、宮城県）での支援を実施し、東北学院大学を中心とする大学間連携企画としての復興支援ボランティアに参加した（資料9-46【ウェブ】）。また、ボランティアウィークを設け、学生継続団体等による報告会や写真展を行い、活動発表を実施している。

近年は、地域ボランティアにも力を入れている。多摩キャンパス周辺の清掃を行う「クリーン作戦」を年2回実施し、地元の東中野自治会と協働し、学生・教職員あわせて毎回20名以上が参加するなど、地元自治会との関係が定着しつつある。これに加えて「イオンモール多摩平の森」において写真展、物産販売、防災に向けた情報発信等を実施し、日野市住民から積極的な応援を得ており、地域でのボランティア先の開拓も進展し、日野市内の複数の団体と良好な関係を構築している。後楽園キャンパスにおいては、ボランティアセンターの公認学生団体「りこボラ！」を中心とした地域ボランティア活動を行い、「クリーン大作戦@後楽園」の開催、文京区内でのイベントにて理解実験教室などの企画を行い、文京区内の団体との連携を深めている。

防災に関連する講座としては、災害救援ボランティア推進委員会による、実践的な防災の基礎知識と応急手当を学ぶ「災害救援ボランティア講座」を開催しており、講座修了者には「セーフティーリーダー認定証」と「上級救命技能認定証」が交付される。また、日常的に防災活動を定着させるため、「チーム防災」による「避難所運営ゲーム HUG 体験会」を教職員、地域住民とともに学内で実施し、地元で開催される防災に関する企画に学生達

が参加するなど、防災を切り口にした地域貢献の輪が広がっている。なお、新型コロナウイルス感染症拡大下においては、実施可能な範囲でオンライン実施に切り替えて活動を行った（資料 9-46【ウェブ】）。

また、学生により広くボランティアに触れる機会を提供するために、ボランティアおよび防災に関連する講座として「ボランティア講座（「公務員になりたい人のための連続・ボランティア講座」を含める）」や、ボランティアに関することをカフェスタイルで気軽に話せる空間作りの一環として「ボラカフェ」を実施し、ボランティアへの参加層を増やすとともに、ボランティアセンターからの発信を活発化させ、認知度を高める取組みを行っている（資料 9-46【ウェブ】）。

（3）東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」という。）

本学は 2014 年に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と相互に連携・協力体制を構築することを目的とした協定書を締結した。本協定を基に、東京 2020 大会で日本を訪れる観光客が安心して滞在できるよう、日常生活や街中で困っている外国人に対して、簡単な外国語で積極的に声を掛け、手助けできる人材の育成を目的に、東京都が主催する「『外国人おもてなし語学ボランティア』育成講座」を 2016 年度から 2019 年度まで計 13 回実施し、計 508 名が受講した。

東京オリンピック開催にあたっては、大会に出場する「パンアメリカンスポーツ機構」の選手へ本学体育施設を無償で貸し出すこととし、関連して 2019 年 11 月には、在学生に向けて「パンアメリカンスポーツ機構」に関する講演会を実施する等、広報活動を展開した（資料 9-47）。また、小中学校へ本学の学生アスリートを派遣するオリンピック・パラリンピック教育推進事業にも協力し、次世代の日本を背負うアスリート育成の一翼を担った。

オリンピック開催中には、視覚・聴覚に障害を抱えている方にもオリンピックを楽しんでもらうため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の協力の下、本学バドミントン部の学生がバドミントン試合会場にて、スマートフォンの音声読み上げ機能等のアプリを活用して、競技の進行を案内する活動にも協力した。

（4）小学校・中学校への本学外国人留学生の派遣

2015 年度から、国際理解教育の一環として、日野市の小・中学校へ本学の外国人留学生を派遣している。2018 年度及び 2019 年度は、多摩キャンパス近隣の 3 市（八王子市・多摩市・日野市）の小・中学校へ外国人留学生が訪問し、自国の文化や暮らし、地理歴史、遊びを紹介するなどしながら、国際理解を深める学習に貢献している。新型コロナウイルス感染症拡大により一時中断しているものの、2015 年度以降の派遣回数は 16 回にのぼる。2022 年度からは、同年に開校した東京都立立川国際中等教育学校附属小学校との協力関係が構築され、更なる地域交流活動の活性化を見込んでいる（資料 9-48【ウェブ】）。

（5）学校応援プロジェクト

地域の学校や本学附属の学校等からの依頼を受け、教職課程履修者を中心とする学生が

企画・立案を行って出張授業等を実施する活動であり、学生の中央大学における学びと地域をつなげる架け橋となっている。これは、2019 年度に学内競争的資金であった中央大学教育力向上推進事業の採択を受けて取組みを開始したもので、3 年間の事業期間中に大きな成果を収めたことから、恒常的な活動として継続しているものである。実施体制は、文学部教育学専攻所属の専任教員と教職課程特任教員、事務局である教職事務室の連携により、プロジェクトの運営や学生の指導を行っている。さらに、出張授業プログラムの内容については関連する分野を研究対象としている本学教員に監修・助言を受けることで、学校における実践に適う質を担保している。2019 年度はのべ9 校・14 回、2020 年度はのべ9 校・19 回、2021 年度はのべ9 校・13 回の出張授業等を行った。(資料 9-49【ウェブ】)。

実施するプログラムの内容については、学校からの要望を受けて立案し、学校と協働しながら練り上げている。学校現場を取り巻く環境や教育の動向を反映し、英語によるコミュニケーションを主眼とする活動や1 人1 台端末を活用する活動、中高生のキャリア選択に係る学習等、学校現場のリソースのみでは充実させることが難しい領域について、大学生が主体となって実施することの強みを生かしたプログラムを展開している。

プロジェクト実施後は、児童・生徒へのアンケートや実施校の教員からのフィードバックをもとに満足度等の把握を行うほか、参加した学生全体での振り返りを行い、次回以降に向けた反省点等の共有を行っている。また、年間の実施報告については教育職員養成に関する運営委員会にて報告を行うほか、報告書として刊行している。

実施校における満足度は毎年 90%以上と極めて高く、一度実践した学校からのリピート依頼も多い。他方で、参加した学生においても、活動を通じて教職への熱意が高まる、コミュニケーション力やチームワーク力の向上、教員採用試験合格率向上など、高い効果が上がっている(資料 9-50)。

以上のように、本学は「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」に基づき多様な社会連携・社会貢献の取組みを実施している。また、それらを通じて、教育研究成果を社会に還元することに努めている。

点検・評価項目③: 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

社会連携・社会貢献活動に係る個々の組織の点検・評価については、大学評価委員会のもと、各組織におかれた組織別評価委員会にて行い、その結果を大学評価委員会に報告している(資料 2-1、2-12、2-13)。

全学的な点検・評価活動としては、大学評価委員会のもと、社会貢献活動等分野系評価委員会における点検・評価を行っている。社会貢献活動等分野系評価委員会には、社会連携・社会貢献及び研究活動に係る組織からの選出委員、また社会連携・SDGs 担当副学長が参画し

ており、その結果を「自己点検・評価レポート」及び「自己点検・評価結果に基づく最重要課題」として取り纏め、大学評価委員会に提出している（資料 2-1、2-14、2-15、2-41～2-43、9-51【ウェブ】）。

社会連携・社会貢献に係る近年の改善としては、全学的なマネジメント体制の整備が挙げられる。社会連携・社会貢献活動に対する社会的要請が高まる一方で、本学が社会連携・社会貢献活動の基盤とする社会連携・社会貢献推進会議の任務は主に学内調整等が主となっており、大学として包括連携等の妥当性を判断する仕組みを有していなかった。体制を強化すべく、2022年6月に社会連携・社会貢献推進会議の設置要綱を改正し、同会議について全学として「社会連携・社会貢献」に対する学長意思決定を補助する会議体である旨、明文化するとともに、議長として社会連携担当副学長をあてることで、機動性も確保した（資料 2-59）。

2. 長所・特色

一般読者への販売等を意図した自主企画本である、法学部『高校生からの法学入門』、経済学部『高校生からの経済入門』、商学部『高校生からの経済入門』は、本学の入学前教育、導入教育への活用をはじめ、他大学の教科書や高等学校・専修学校等の課題図書としても採用されている。その結果、『高校生からの法学入門』は第9刷（合計 27,000 部）、『高校生からの経済入門』は第4刷（合計 12,000 部）、『高校生からの商学入門』は第2刷（合計 6,000 部）となっており、社会からの一定の評価を得るとともに、本学が学術の中心として広く知識を授けることに成功している一例といえる（資料 9-11【ウェブ】～9-13【ウェブ】）。

学校応援プロジェクトについては、大学における学びを学生自身が地域の小中学校をはじめとする学校現場に還元するとともに、児童・生徒・学生自身の成長を促す有益なプログラムとなっている。今日の学校現場に求められる多様な教育活動の充実に資する領域のプログラムを学校との協働により企画・実施しており、大学のリソースを初等中等教育へ活かす上での新たなモデルケースとなりうるものである（資料 9-49【ウェブ】、9-50）。

ボランティアセンターを中心とした、組織的なボランティア活動の展開について、特に被災地における活動においてはメディアで数多く取り上げられるなど、実績を積み上げている（資料 9-45【ウェブ】）。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」として、また SDGs に関しては「中央大学 SDGs 宣言」として明示し、本学公式 Web サイトに掲載し、広く社会に発信している。

「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」に基づき、多様なステークホルダーに対して、様々な社会連携・社会貢献に関する取り組みを行っており、本学の教育研究成果を適切に社会に還元している。一方で、全学横断的な取組みは緒に就いたばかりであり、大学として一体性をもった、社会連携・社会貢献活動のマネジメントを進めていく必要がある。

また、出版事業の自主企画本（『高校生からの法学入門』『高校生からの経済入門』『高校生からの商学入門』等）の刊行、市民・学員を対象とした公開講座の実施、地域に根付いた学外団体との協働、小・中学生をキャンパスに招いたスポーツ大会や学校応援プロジェクトなどを通して、本学の個性や学生の学びを活かし、教育研究の成果の還元に努めている。また、これらの活動について、新型コロナウイルス感染症拡大下においても、活動を継続するための工夫を行い、社会貢献活動の継続に努めている。

第10章 大学運営・財務 （1）大学運営

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示（大学構成員への周知を含む）

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示（大学構成員への周知を含む）

本学においては、学校法人の管理運営方針として、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を、大学の運営の方針として、「大学運営の方針」を策定している（資料10-1-1【ウェブ】）。

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」については、第1章理念・目的にも記述したように、策定段階から学内構成員との丁寧な意見交換を経て策定し、学内構成員が当事者として、各事業の推進を行っている。「大学運営の方針」についても、大学評価委員会において策定を行い、執行役員会、学部長会議、教授会、研究科委員長会議、研究科委員会等に報告を行っており、学内構成員に向けて丁寧に周知を行っている。

なお、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の概要、「大学運営の方針」とともに本学公式Webサイトにて広く学内外に公開を行っている（資料10-1-1【ウェブ】）。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用がなされているか

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか（学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備を含む）

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか

評価の視点5：学長選考および学部長・研究科長、理事等の選考方法の適切性、妥当性

評価の視点6：構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識が徹底されているか（個人情報等の取り扱いを含む）。また、構成員が果たすべき社会的責任を自覚しているか

評価の視点7：適切な危機管理対策が実施されているか

○関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用がなされているか

本学は、「中央大学等規程集」によって法人並びに設置する学校及び研究所等に関する諸規程を編纂し、その内訳は、第1類基本、第2類学則、第3類学事、第4類組織、第5類服

務、第6類文書、第7類人事、第8類給与、第9類財務、第10類厚生、第11類庶務、第12類参考によって構成され、管理運営及び研究・教育活動の適切な運用につなげている。「中央大学等規程集」を各部課室に配布しているほか、電子化された規程を事務イントラネット及び専任教職員専用 Web サイトに掲載し、規程の検索機能などを付加するなど利便性の向上を図り、常に法令や本学の各種規程を閲覧できる環境を整備している（資料 10-1-2）。このほか、各教学組織及び事務組織は、これら全学規程に基づく所管業務を適切に執行するため、それぞれにおいて各種の内規を定め、教職員間における共有化を図っている。

このように本学は、管理運営に関する学内諸規程を適切に整備するとともに、教職員の利用環境を整えるなど適切な運用を図っている。

○意思決定プロセスが明確化されているか

本学は理事会及び評議員会については基本規定（寄附行為）に、教授会については学則において、それぞれ構成、職務（審議事項）及び議事要件等を明確にしている（資料 1-1【ウェブ】、1-5）。

理事会は、基本規定（寄附行為）第 25 条第 2 項に基づき、この法人の一切の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する（資料 1-5、10-1-67【ウェブ】）。しかし、実際には、これら全ての付議事項について、理事会で意思決定を行うわけにはいかないため、本学では、学校法人中央大学理事会議事準則を整備して、理事会の審議事項を明定するとともに、基本規定（寄附行為）第 28 条において、理事会から付託を受けた議決機関として執行役員会及び教務役員会を設置し、同会議が審議決定する内容を、それぞれ学校法人中央大学執行役員会規則及び教務役員会規則に定めている（資料 1-5、2-36、10-1-3、10-1-4）。

また、学校法人の必置機関となっている評議員会について、本学では私立学校法第 42 条第 2 項に基づき、審議機関としての性質を持たせ、基本規定（寄附行為）第 42 条により、予算や事業計画等の重要な事項については、評議員会の議決を経なくてはならないとしている（資料 1-5、2-69【ウェブ】～2-72【ウェブ】、10-1-67【ウェブ】）。

私立学校法第 35 条に定められている監事については、基本規定（寄附行為）第 23 条第 1 項に監事の職務権限を定め、法人の業務、法人の財産及び理事の業務執行の監査等を行うことを明確にしている（資料 1-5、10-1-67【ウェブ】）。

具体的な意思決定プロセスとしては、事案内容によって若干異なるものの、全学的な教学事項に関しては教学機関（委員会等）の発議、中央大学学則第 11 条第 3 項に基づく教授会から学長への具申、学部長会議規則第 5 条第 1 項による学部長会議の連絡協議を経て、必要に応じた教授会に対する意見聴取を実施したうえで、学則第 8 条第 2 項に規定する「学長は、本大学の全般に関する事項をつかさどり、本大学を代表する。」との職務に基づき、最終的な学長による意思決定がなされ、その決定内容に基づいて当該案件に係る具体的な業務執行がなされる仕組みとなっている（資料 1-1【ウェブ】、2-37）。また、学長が意思決定した教学事項のうち、法人事項とも密接にかかわる案件である場合については、さらに教務役員会の審議を経て、執行役員会における確認（理事会上程議案の決定）、理事会で決定する流れとなっている。法人事項については、法人機関（委員会等）の発議、執行役員会における審議（理事会上程議案の決定）を経て、理事会で決定する流れが定着している。ただし、これら

のプロセスは審議事項を法人・教学事項に形式的に区分して適用するのではなく、事案と発議機関との関係を考慮し、または、全学的合意を醸成する観点から弾力的に運用しており、このことは学部・研究科教授会の専権事項並びに学部・研究科固有の事項を除く一切の事項については、基本規定（寄附行為）第25条に基づき理事会が決定することとしつつ、事案によっては同規定第28条で教務役員会にその審議決定を委ねることで、教務事項の具体的施策に関する決定に際して学長の意思決定内容が柔軟に反映できるようになっていることから窺える（資料1-5）。

このような本学特有の機関はそれぞれ構成人数こそ異なるものの、その多くが法人役員、教員行政職から構成されており、全学的合意の醸成と意思決定の迅速化を図る観点から、基本的な意思決定プロセスを設定しつつも、事案に応じて法人・教学諸機関との間で意思疎通を図りつつ相互に牽制機能を持ちながら総体的な意思決定を働かせる仕組みが整っているといえる。

なお、本学は、2021年10月に、基本規定（寄附行為）の一部を改正し、総長制度及び教学審議会を廃止し、役員の責任及び意思決定プロセスの明確化を図った。双方とも長い歴史を有した制度であり、この制度改正は本学のガバナンスの大きな転換点ともいえる。

○役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか

学校法人の管理運営において最も配慮されなければならないことは、理事会と教学の意思疎通を十全に図ることであり、本学はこれを具現化するために、役職者の権限及び教学組織と法人組織の権限と責任については、以下のとおり明確なものとしている。

本学の教学組織は、学部、大学院、専門職大学院、学生部及び図書館等の機関を擁し、各教学組織は法令上の必置機関である教授会はもとより、当該組織独自の運営がなされ、明定された規程の下、教育研究活動の独自性に基づく自治的管理がなされている。したがって、各教学組織の固有業務や事業計画は当該教学組織における自主的かつ民主的な運営によって審議決定されるが、これらの事業計画は、その後、学校法人全体の事業計画・予算編成へと集約された後に理事会の審議に供され、全学的事業として承認される。

理事会は、基本規定（寄附行為）第12条により、理事長、学長、常任理事、学部長、研究科長（互選1人）、事務局長及び卒業生等の学外理事で構成される（資料1-5）。基本規定（寄附行為）第20条において、理事長が法人の業務を統理し、法人を代表すると定めており、理事長以外の理事は、法人を代表しないことを明定している（資料1-5）。また、第20条第2項により、理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負うこととしている。なお、基本規定（寄附行為）第23条第1項第7号及び第40条に基づき、評議員会議長・副議長及び監事は常時、理事会に陪席している（資料1-5）。また、学校法人中央大学理事会議事準則第12条の定めにより、研究科長（理事以外）、研究科委員長、全学連携教育機構長、図書館長、学生部長等教学組織の長、高等学校長及び中学校長は、必要に応じて理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べるができることとなっている（資料10-1-3）。

このように、本学では教学組織の独自性を確保しつつ、理事会において、学長、学部長及

び互選した研究科長が職務上の理事としてその責務を担っている。加えて、教学組織の長は、理事会に随時陪席できるように定め、教学組織の意向が理事会の審議に反映されるよう整備している。また、本学は理事会の下に教務役員会を設置して、教学組織とより緊密な連携協力関係を築いている。一方、執行役員会においては理事会議決に基づく常務の執行を協議決定し、学校法人の管理・運営を行っている。

さらに、中央大学事務組織規則では法人並びにその設置する学校及び研究所について事務組織、職務分掌及び職務権限に関する基準を定めるとともに、組織、職位の基本的な職能及び相互関係を明らかにしており、そこでは、事務組織の長と教学組織の長、学長、常任理事及び理事長の権限と責任を明確にした職務権限明細基準が整備されている（資料 10-1-5）。

以上のように、教学組織と法人組織は円滑な連携を担保しつつ、その責任と権限は各種規程によって明文化されている。

○教授会の権限と責任が明確化されているか

2015 年の学校教育法改正に対応し、本学では、教授会が教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを明確化するとともに、教授会が学長に意見を述べるものとする事項を定めることとし、法改正の趣旨に即した学則改正を行った。

なお、本学の専門職大学院に関しては、基礎となる学部を持たない独立した研究科となっており、その教授会機能は学部における教授会と同等の機能を有するとともに、学内における管理運営組織として基本的に学部と同等に位置づけることとしている（資料 10-1-6）。

教授会は、学則第 11 条に基づき、教授、准教授、助教（教授会を組織する助教の範囲は当該組織が定めるところによる）をもって組織され、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること、②学位の授与に関すること、③その他その組織の教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項、について審議し、その意見を学長に述べるものとしている（資料 1-1【ウェブ】、10-1-7）。研究科教授会については、専門職大学院学則第 13 条及び第 15 条に、同内容を定めている（資料 1-4【ウェブ】、10-1-7）。このうちの「③その他その学部の教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要と認める事項」については、学則とは別に明文化することとし、①校地・校舎の変更に関すること、②教育研究組織の新設・改廃に関すること、③学部（研究科）の運営の方針に関すること、④学部長（研究科長）の選出に関すること、⑤学長選挙人の選出に関すること、⑥各種全学的な委員会の委員の選出に関すること、⑦学則（専門職大学院学則）その他重要な規則の制定・改廃に関すること、⑧自己点検・評価その他当該学部の評価に関すること、⑨教員の選考、昇進その他教員の人事に係る審査に関すること、⑩教育課程、授業日その他教育研究に関すること、⑪授業科目の編成及び担当に関すること、⑫試験その他の評価に関すること、⑬学生の外国への留学及び外国からの留学生の受入れに関すること、⑭学生の奨学に関すること、⑮学生の顕彰に関すること、⑯研究の推進に関すること、⑰国際交流の推進に関すること、の 17 項目を掲げている（資料 10-1-8、10-1-9）。

教授会の運営については、中央大学教授会規程に定めている（資料 10-1-7）。招集者である学部長が議長となり、教授会員の過半数出席をもって成立し、その議決には出席教授会員

の過半数が必要となる。教授会は、月に 1、2 回の割合で開催されているほか、教授会の下にそれぞれ審議事項等に関連する課題を整理、議論するための学部・研究科内委員会が設置され、その中には、教育課程（カリキュラム等）を検討するための委員会や教員人事に関する業績審査等が含まれ、その協議、検討結果が教授会に上程され審議の上、その意見を学長に述べることとなる。

なお、学則第 12 条では、学長、学部長または教授会が各学部に通ずる重要事項について連絡協議する必要を認めたときは連合教授会を開くことができることを定めている（資料 1-1【ウェブ】）。

このように教授会については、学校教育法の趣旨に則り、学則においてその役割と活動が明示され、当該組織の教育研究上の目的を実現するための自主的な運営が適切に確保されている。

○学長選考および学部長・研究科長、理事等の選考方法の適切性、妥当性

学長は、基本規定（寄附行為）の定めるところにより、その職務上において理事及び評議員となることが定められている（資料 1-5）。学長の職務、任期及び選任等に関する事項は、基本規定（寄附行為）第 12 条第 4 項に基づき、中央大学学長に関する規則に定められている（資料 1-5、10-1-10）。同規則第 2 条では、学長の職務を「学長は、中央大学の校務を掌り、所属職員を統督する。」と規定している。また、学校教育法に定める学長としての職務については、学則第 8 条第 2 項において、「学長は、本大学の全般に関する事項をつかさどり、本大学を代表する。」と規定している（資料 1-1【ウェブ】）。このように、学長の職務は、法人の理事としての職務と、学校教育法第 92 条に基づく「学長」の職務という両面を有しているといえる。こうした職務上の性質を担保するため、学長の選任にあたっては大学構成員による選挙と意思決定機関による選任行為が必要とされている。

学長選挙において、学長の被選資格は、中央大学専任教授（特任教授を除く。）であることに加えて、専任教職員（特任教員及び助教 B・C を除く。）10 人による推薦を受けて立候補することとなっている（資料 10-1-10）。また、選挙人については、各教授会会員（特任教員及び助教 B・C を除く。）及び職員 150 人（副参事以上の職員並びに主事で互選した職員若干人）となっている。選挙は、有効投票の過半数を得た者が当選人となる。ただし、第 1 回の投票において有効投票の過半数を得た者がいないときは、上位の得票者 2 人について決選投票を行うこととなっている（資料 10-1-10）。選挙の実施にあたっては、学長選挙管理委員会が中央大学学長選挙施行細則に基づき公正に行っている（資料 10-1-11）。選挙によって選ばれた学長候補者は、中央大学学長に関する規則に基づき、その後、評議員会の議を経て理事会が選任する。学長の任期は 3 年である（資料 10-1-10）。

他方、学部長及び研究科長については、中央大学学部長に関する規則、中央大学研究科長に関する規則に基づき、当該学部または研究科教授会が別に定めるところにより選出した者について、当該教授会が選任することとなっている。いずれの教授会も選挙に関する内規を定め、教授会員が選挙人となり、教授会において投票により選出している。学部長等の任期は 2 年である（資料 10-1-12、資料 10-1-13）。

理事については、基本規定（寄附行為）第 12 条において、学長、学部長及び事務局長並

びに大学院研究科長で互選した者以外に、評議員その他の者 10 人以上 14 人以内と定めており、評議員その他の者から選任する理事は、理事選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任することとなっている（資料 1-5）。

理事選考委員会は、学長、各学部長及び各大学院研究科長、大学院研究科委員長で互選した者 2 人、研究所長で互選した者 1 人、高等学校長で互選した者 1 人、評議員会議長・副議長、中央大学学生会会長、評議員会で互選した者 15 人、事務局長で組織される。理事選考委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができず、選考委員会の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で決定することとしている。理事選考委員会の議事運営その他理事の選考については、基本規定（寄附行為）に定めるほか、学校法人中央大学理事選考に関する規則に定めるとともに、理事候補者の推薦については、学校法人中央大学理事候補者推薦に関する規則にその手続きを定めている。なお、理事の任期は、3 年である（資料 10-1-14、10-1-15）。

評議員については、職務上評議員である理事長及び学長、学部長及び大学院研究科長並びに高等学校長以外の評議員（以下、「選任評議員」という。）は、評議員選考委員会が選考した候補者について評議員会が選任することを、基本規定（寄附行為）第 31 条に明定している（資料 1-5）。選任評議員の内訳は、年齢 25 歳以上であるこの法人の専任教職員から選任された者 44 人以内、年齢 25 歳以上であるこの法人の学員から選任された者 87 人以内、学識経験者その他の者から選任された者若干人となっており、私大の中でも最大規模を有している（資料 1-5）。評議員選考委員会は、理事会で互選した者 3 人、学部長及び各学部教授会で選任した専任教授各 1 人、大学院研究科長及び各大学院研究科教授会で選任した専任教授各 1 人、事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者 2 人、評議員会議長・副議長、選任評議員で互選した者 20 人で構成され、学校法人中央大学評議員候補者推薦に関する規則に基づき推薦された評議員候補者の選考を行う（資料 1-5、10-1-16）。評議員選考委員会は、評議員会議長が招集し、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができず、議事は、出席委員の過半数によって決定することとしている。なお、評議員の任期は、4 年である（資料 1-5）。

監事については、基本規定（寄附行為）第 18 条において、理事会が選出した候補者について、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとなっている。監事候補者を選出するに際しては、学校法人中央大学監事候補者選考に関する規則に基づき、理事会の下に監事候補者選考委員会を設置する（資料 1-5）。

監事候補者選考委員会は、学長、各学部長及び各大学院研究科長、大学院研究科委員長で互選した者 2 人、研究所長で互選した者 1 人、高等学校長で互選した者 1 人、評議員会議長・副議長、中央大学学生会会長、評議員会で互選した者 15 人、事務局長で組織され、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができず、監事候補者選考委員会の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で決定することとしている（資料 10-1-17）。監事候補者選考委員会委員長は、監事候補者の選考結果について、理事長に報告し、理事会は、本選考結果による監事候補者をもって基本規定（寄附行為）第 18 条に掲げる監事候補者としている（資料 1-5、10-1-17）。

このように、学長、学部長・研究科長、理事、評議員及び監事はいずれも明定された規程

に基づき適切に選任されている。

○構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識が徹底されているか（個人情報等の取り扱いを含む）。また、構成員が果たすべき社会的責任を自覚しているか

本学のコンプライアンスに関して、教職員それぞれの就業規則において職務の基本・原則を明定し、高等教育に携わる者としての使命自覚、職務の誠実・専念義務を求めている。その上で、教育・研究機関に必要な個別具体的事項を、例えば、ハラスメント防止啓発に関する規程、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）及び個人情報保護規程、中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程等を定めている（資料 7-4【ウェブ】、7-5【ウェブ】、7-44【ウェブ】、8-30～8-36、10-1-18【ウェブ】）。法令遵守にあたっては、これら諸規程等が広く教職員に周知されていることが前提となることから、前述のとおり、「中央大学等規程集」を各部課室に配備するほか、電子化された規程を事務イントラネットに掲載し、常に参照できる環境を整備している（資料 10-1-2）。また、制定・改廃された規程については、学内情報システム（事務イントラネット、専任教職員専用 Web サイト）を利用して、教職員への周知を図っている。加えて、個人情報保護、ハラスメント防止啓発、安全保障輸出管理、知的財産取扱、ソーシャルメディア、公益通報（内部通報）制度、防犯カメラの取扱い等、高等教育機関として社会にその取組みを公表することが必要なものは、ガイドラインやポリシーとして本学公式 Web サイトに掲載している（資料 10-1-19【ウェブ】）。また、教職員及び学生の個人情報を扱う部署においては、独立した業務システムの構築、あるいは事務イントラネットとは別の統合認証システムを導入することで、不特定者によるアクセスを防止している。

このように、本学は高等教育機関としての自覚の下、コンプライアンスに係る制度的・技術的な環境を整備している。

また、役員に対しては、本学役員に求められる倫理上の責務について定めた学校法人中央大学役員倫理規則を制定するとともに、役員倫理に関する理解の促進に役立てることができるよう、同規則の主旨や具体的な事例などを掲げた、学校法人中央大学役員倫理ガイドラインを整備している（資料 10-1-20、10-1-21）。また、基本規定（寄附行為）及び学校法人中央大学役員倫理規則の理念に照らして、本学役員が故意または過失により本学の名誉または財産等に損害を生じさせた場合に、懲戒に処するために必要な事項を定めた学校法人中央大学役員懲戒規則を制定している（資料 10-1-22）。

さらに、基本規定（寄附行為）において、監事の職務として理事の業務執行の状況を監査することが定められており、監事は、理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは基本規定（寄附行為）に違反する重大な事実があることを発見したときは、所轄庁に報告、または理事会及び評議員会に報告することとなっている（資料 1-5）。また、監事は法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができ、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは基本規定（寄附行為）に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができることとしている（資料 1-5）。

○適切な危機管理対策が実施されているか

本学においては、2011 年 3 月の東日本大震災をはじめとする危機事象に相對した経験等を踏まえ、2014 年に「学校法人中央大学危機管理規程」及び「学校法人中央大学危機管理ガイドライン」を制定し、有事の際に、いかに事業を継続的かつ安定的に展開しているかという観点から危機管理体制を整えてきたところである（資料 2-81、10-1-23）。

危機は日常から生じるとの考えのもと、理事長を危機管理最高責任者に、法人が設置する各学校の学長及び校長を危機管理総括責任者にするとともに、各機関及び事務組織の長を危機管理責任者と位置づけ、自組織内における危機管理業務を推進し、必要な措置を講じるようにしている。

危機事象の対象は、危機管理総括責任者又は危機管理責任者が、所管業務を行うに当たり、本学の管理運営及び教育・研究上の危機事象に該当すると認めるすべてのものとしている。

平時においては、学校法人中央大学危機管理規程第 11 条に基づき、理事会の下に、常設の機関として危機管理会議を置いている。同会議は、理事長、学長、常任理事、学部長、研究科長、副学長（広報担当）、事務局長、総務部長、人事部長、広報室長、学事部長で構成され、①本学の管理運営及び教育・研究において想定されうる危機事象の検討、②危機管理体制構築に関する情報の収集、分析及び対応策の検討、③教職員及び学生・生徒に対する適切な情報提供、④学校法人中央大学危機管理ガイドラインの作成及び見直し等を審議することとしている（資料 2-81）。

他方、危機事象が発生し、又はそのおそれがあるときは、危機事象の発生区分に応じて危機対策本部を設置することとしている。ただし、当該危機事象が全学的に関係すると判断した場合には、理事会の下に危機対策本部を設置し、危機管理最高責任者である理事長は、理事会の追認を求めることとしている。危機対策本部では、「①情報の収集、分析及び対応策の検討、②対応策の決定及び実施、③教職員、学生・生徒等に対する適切な情報提供、④関係機関及び事務組織との連携及び連絡調整、⑤報道機関への情報提供、その他危機管理対策に係る必要な事項」について早急に実施することとしている（資料 2-81）。また、危機管理規程第 18 条では、危機対策本部の権限を明記し、危機対策本部は、本部長の指揮の下、迅速かつ的確に危機事象に対処すること、危機事象に関係する教職員は、危機対策本部の決定に従わなければならないこと、危機対策本部が喫緊かつ重大な危機事象に対応する場合は、既存事務組織の有する職務権限に優先することができることとしている。

なお、危機管理への対応は、日頃から、広く教職員に認知されている必要があることから、専任教職員専用 Web サイトにおいて、「危機管理・災害等への対応」のページを設け、消防計画、地震発生時の危機管理マニュアル、天候悪化時の休講決定手順、感染症発生時の危機管理マニュアル、防災用備蓄品・備品配備、緊急連絡網、防犯カメラの設置・運用基準を掲載している（資料 10-1-24）。

また、本学では、保健センターにおいて、感染症発生時の危機管理マニュアルを整備し公開してきた。具体的な感染例としては、インフルエンザ、麻疹、ノロウイルスなど主な感染症の症状を掲げ、感染症に罹患又は罹患した疑いがある場合の手続きを整備している（資料 10-1-25）。

このように、想定される危機事象を想定して体制を整えていたものの、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染症拡大は、従来の感染症拡大対応の範疇に留まらない危機事象であった。本学では、2020年1月に学長を本部長とする中央大学感染症特別対策本部を設置し、正確な情報収集に努めるとともに、学生・教職員・関係者の安全と安心、感染予防と健康維持のため、個人の尊厳を守るための各種施策を開始した。さらに2020年2月には、学校法人として、理事長を本部長、学長を副本部長とした危機対策本部を設置し、学長を本部長とした感染症特別対策本部を感染症特別部会と位置づけ、これらの体制のもと、各種の対応を迅速に行ってきた。本学の対応の詳細については、「第2章内部質保証」点検・評価項目⑤にとりまとめているため、そちらを参照いただきたい。

以上のとおり、本学は基本規定（寄附行為）及び各種規程に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確に明示している。大学運営に際しては各種規程やそれに明記された手続に則り適切に大学運営を行っている。

点検・評価項目③：予算編成および予算執行は適切に行っているか。

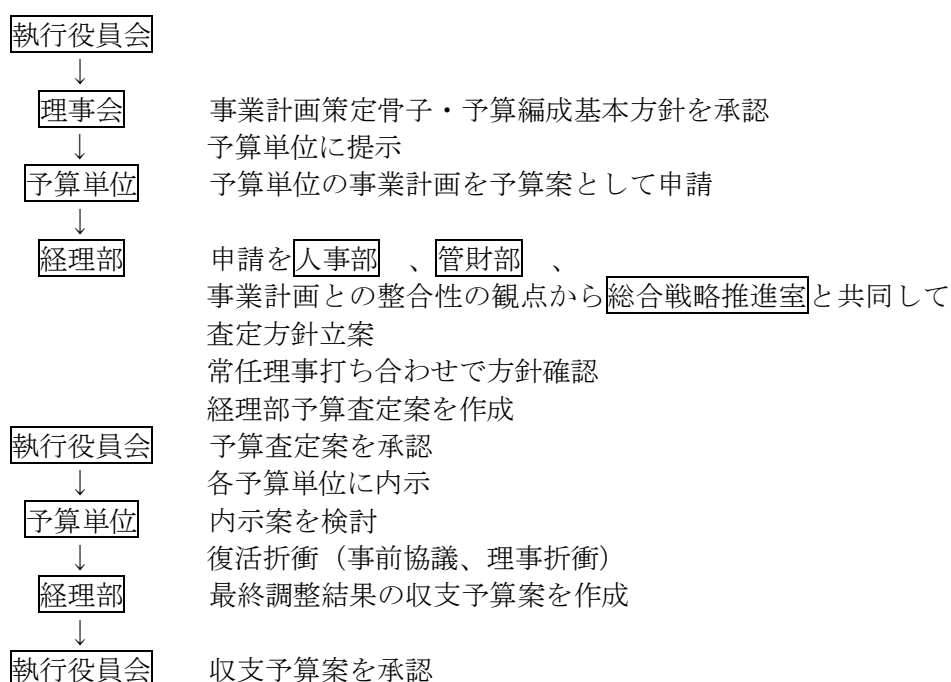
評価の視点1：予算編成の適切性と執行ルールの明確性

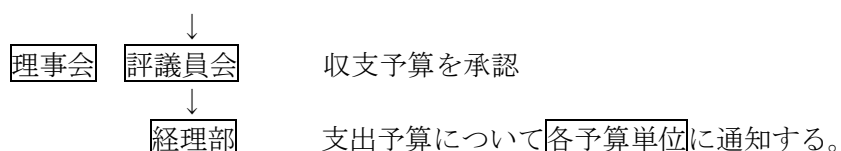
評価の視点2：予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立がなされているか

○予算編成の適切性と執行ルールの明確性

（1）予算の編成

本学の予算編成は、理事会の定める中長期事業計画「Chuo Vision 2025」とそれに基づく当該年度の予算編成方針の提示からスタートする（資料10-1-26、10-1-27）。予算編成作業には総合戦略推進室も参画し、事業計画と予算のリンクをより深化させることで予算編成の適切性を高めている。予算編成手順の概略は次のとおりである。





予算は、概ね「部」に相当する「予算単位」に対して配分されているが、予算単位はその全てが収入部門を有している訳ではなく、配分される予算は収入額に対応しているものではない。また、各予算単位の責任者には、予算単位傘下の課室間での予算流用も含めた予算管理責任を付与し、当該予算の執行結果については極力、費用対効果を数量的側面から検証し、その適切かつ効果的な予算執行と進捗管理等について、恒常的な改善努力を求めている。このような予算単位制度及び計画別予算管理に基づく予算編成方法については、これまで20年以上の実施経験を有しており、必要に応じて予算の編成及び執行に係る諸課題を適宜改善してきているほか、予算は各予算単位の事業計画毎に取りまとめて申請され、予算上の採否、調整は計画毎に行うことを基本としている。

また、中期的な計画に基づく年次別の事業計画は、経常的な支出を伴う計画と特別な支出を伴う計画に大別され、経常支出計画に係る予算は予め指定された予算枠内で確保されており、計画や目的に変更がなければ、その執行については各予算単位の長の裁量に任されている。特別な支出については、事業計画策定骨子内の重点政策に係る計画について優先的に予算を措置している（資料 10-1-28）。

このほか、2012 年度予算から開始した取組みとして、質の高い教育を通じて、学生の能力を引き上げ、社会に有為な人材を輩出し、本学のブランド力をアップすることを目的として「教育力向上特別予算」枠を10年間で50億円（単年度5億円程度）確保することとした。この予算の支援対象となる取組みについては、学長の下に設置された教育力向上推進委員会における審査・選定を経て採択事業を決定してきた。当該制度については、2017年度予算以降は①「教育力向上特別予算」、②「グローバル化推進特別予算」、③「学長戦略費」に再編し、より効果的な運用が図れるよう改善を図り、2021 年度まで実施してきた。本予算枠については2021 年度を以て終了となったが、その後の取扱いについては、10年間の効果・検証を踏まえ、検討中である。

（2）予算の執行

予算の執行は各予算単位からの申請に基づき、原則として、人件費・出張旅費については中央大学教員給与規則等の関連規程に則り人事部が、また、施設の新設や維持管理及び物品等の調達については中央大学固定資産・物品調達規程等に則り管財部が、さらに、手数料その他の支出については中央大学経理規程等に則り経理部が行っている（資料 10-1-29～10-1-32）。このような執行に関するルールは、根拠規程や支出基準等により明確になっており、それらは事務イントラトップページ画面から確認できるようになっている。

実際の予算執行に際しては、各支出項目について単価基準や支給基準を設け、予算の執行において各予算単位間で差が出ることを防止（公平性の担保）し、支出の抑制に繋がるようにするとともに、基準との適合性を確認することで、予算執行の適切性を確保している（資料 10-1-33）。なお、期中において予定外の支出が必要になった場合は、経常支出

（A 枠）内では流用で対応し、それが困難な場合には予算の追加・修正の手続きによって対応している。

他にも、限られた財源を学内全体で有効活用していくことを目的に、各予算単位に予め提示している経常支出（A 枠）予算に残余財源が見込める場合には、予算申請時に大学全体の計画推進財源として拠出してもらうことを制度化している。この制度は各組織における効率的な予算の執行を呼びかけるとともに、現行の予算制度の中で弾力的な運用を図るものである。

なお、2019 年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大に際しては、Web 会議システムやハイブリッド型授業対応の教室設備の整備などをはじめとして、臨時的かつ弾力的な執行を行い、教育研究活動が滞ることのないよう対応を行った。

○予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立がなされているか

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」と単年度事業計画をより密接に連携させるため、総合戦略推進室との連携体制を整えている。また、各予算単位の業務の合理化、スクラップ&ビルドや定量化を促すため、予算の申請と執行を事業計画の PDCA サイクルの中に位置づけることにより、計画の実現を確実なものとするのと併せて、未執行財源を掘り起こし、諸活動の効果・検証に繋げている。年度終了後には、予算の適正な執行管理といった側面から、各予算単位から予算執行結果の報告を受けることとしており、予算の執行・管理に対する検証も行っている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点 2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み、業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

評価の視点 3：職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用がなされているか

評価の視点 4：人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善がなされているか。（業務評価の仕組み、処遇への反映方法等）

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

（1）事務組織

本学は、法人並びにその設置する学校及び研究所について事務組織、職務分掌及び職務権限に関する基準を定めるとともに、組織、職位の基本的な職能及び相互関係を明らかにし、業務の能率的運営を図ることを目的として、中央大学事務組織規則を定めている（資料 10-1-5）。同事務組織規則上、法人並びに学校及び研究所の業務を行うため、93 の事務組織（事務局、部、センター、室及び事務室）を置いている（2022 年 5 月現在）（資料 3-1）。

また、本学は、多摩キャンパス、後樂園キャンパス、市ヶ谷キャンパス、市ヶ谷田町キ

キャンパス、附属高等学校・中学校等の校地を有し、原則各キャンパスで事務執行が完結する体制としつつ、一部の事務室については責任体制の確保と業務規模に鑑み、責任体制を多摩キャンパスに集約し、分室をもって対応している。

一方で、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」においては、事務組織の細分化による弊害の解消、業務の全体最適化、抜本的な組織改編の必要性等を謳い、事務組織の整理・統合の数値目標として、2014年度の92組織から2025年度には76組織とすることを掲げているものの、抜本的な事務組織の整理・統合は進んでいない状況である（資料10-1-34）。2019年度以降は、新学部開設、新組織の設置が続いている状況である。一部の部課室において職員の兼務発令を増やして人的資源を有効活用するための工夫は行われているものの、事務組織全体の人的資源に限られる中でいかに業務の全体最適を図るかが喫緊の課題となっている。

（2）職員人事

組織の業務目的を高いレベルで実現していくとともに、法人機関と教学機関の事務組織に適正な人員配置と人材育成を果たすことを目的として、理事長の諮問機関である中央大学職員人事委員会（以下、「職員人事委員会」という。）を設置し、職員人事管理の円滑な運用を図っている。同委員会は、主として、①採用計画、②考課基準、③昇格及び昇進、④配置、異動、⑤総合的教育訓練計画、⑥懲戒処分等について審議を行うこととしており、毎年度の職員人事異動等を行うにあたっては基本方針を定め定期職員人事を行っている（資料10-1-35、10-1-36）。

2022年5月1日現在、93部課室に対し、計451人の専任職員を配置しており、1事務組織当たりの人員配置数は4.8人となっている。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取り組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか

専任職員における専門性の向上については、基本的にはOJT及びOFFJTを中心とする職場における研修と、職場とは別に個々の職員における自己啓発によることとなっており、詳細については、後述の点検・評価項目⑤にて記述する。

本学では、2017年度に本学の理想の職員像として「行動する職員2025」を策定した。「行動する職員2025」は、組織の維持・発展を実現するため、職員が積極的・挑戦的に業務に取り組むことで、個人としてもチームとしても成長することを目指している（資料10-1-37）。

また、超過勤務削減の取組みに関しては、事務イントラPCへのアラート表示、深夜利用制限や36協定遵守のための全体、個別の働きかけを継続している。また、年1回全職員に対して行うストレスチェックの結果に基づき、特に超過勤務が多い・急激な増加がみられるといった事象や、心の健康を損なう恐れがある等の問題が生じている部課室を「重点改善部課室」とし、ヒアリングを通じて状況を把握しながら当該部課室と人事部との協働により課題の改善に向けた取組みを実施している。2021年度の専任職員超過勤務時間（所定外労働時間）は、ピークであった2007年度と比較して約30.8%の減少となり、その効果があらわれていると言える。しかしながら、超過勤務時間の減少は業務効率化の一側面を示す指標に過ぎず、更

なる教育研究活動の活性化のため、今後も引き続き業務改善に取り組んでいくことが必要である。特に 2020 年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により職員の業務が大きく変化したため、在宅勤務の導入、使用するアプリケーションの変更・拡大、学生サービスの方法の変更等が加速し、より効率的に業務を遂行できるようになっている。

なお、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を確実に実行するため、2022 年 4 月に本学が 100%出資する事業会社として株式会社中央大学ビズサポートが設立された。今後は、事業会社への業務委託も活用し、専任職員が大学の教育研究の高度化・複雑化に対応するための能力を高め、本学の理想の職員像「行動する職員 2025」を実現していくことが肝要となる。

教職協働については、教学組織においては委員会においても教員、職員双方が委員として参画している事例もあり、教職が一体となって課題に取り組んでいる。その最たる例として、現在総合戦略推進会議の下に置かれている多摩キャンパス将来構想検討委員会を挙げる（資料 8-7、8-8）。当該委員会委員については、法人及び教学組織・部課室からの混成となっており、その検討事項が本学の将来に関するという観点から、教職協働を旨として、いずれ本学の管理運営を直接的に担うことになる中堅・若手教職員で構成するものである。

○職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用がなされているか

（1）専任職員の採用

専任職員の採用については、中央大学職員就業規則及び職員の採用に関する内規に基づいて実施しており、職員人事委員会において採用計画を策定し、各年度の採用を行っている（資料 10-1-38～10-1-40）。採用は原則として年 1 回、公募形式により行うこととなっており、本学公式 Web サイトを通じて募集告知を行うとともに、就職情報サイト「マイナビ」を活用して詳細な採用情報の公開及びエントリー受付を行っている（資料 10-1-41【ウェブ】）。具体的な採用方法は、①提出書類に基づく書類審査、②適性試験、③面接試験となっており、書類審査においては履歴書及び応募票等の内容を、適性試験では基礎的知識、行動特性、メンタル特性等について試験結果を基に判定をしている。その上で、面接試験においては「求める人物像」としている「行動する職員 2025」との適合や志望度合いといった点を重点的に確認し、採否を決定している（資料 10-1-37）。

（2）専任職員の昇格および昇進

専任職員の昇格及び昇進については、中央大学職員昇格・昇進取扱細則の基準及び手続きに基づき、職員人事委員会にて審議決定している（資料 10-1-35、10-1-42）。

具体的には、昇格及び昇進とも、各資格において所定の期間以上の勤務経験を有するものを対象とし、人事考課結果等に基づき審査を行っている。2021 年度の昇格者は 23 名、昇進者は 24 名であった。なお、2022 年度から昇進にあたっては、本人の希望申告と所属長の推薦を要件としている。

○人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善がなされているか（業務評価の仕組み、処遇への反映方法等）

本学は職員人事にあたり、資格別に定めた職能資格基準による職能資格制度を採用して

いる。人事考課制度では、職員の知識・技能や能力、業務成績の評価に加えて、業務の達成度や業務に対する意欲についても考課の対象として公正に評価するとしている。人事考課は中央大学職員人事考課規則に基づいて実施し、考課結果は中央大学職員給与規則に定める職員給与表により本俸に反映されることとなっている（資料 10-1-30、10-1-43）。

具体的な人事考課のプロセスは、①目標設定及び考課基準の明確化、②考課者による人事考課、③考課結果のフィードバック、④具体的な改善点や解決に向けた方策等についての話し合いに基づく能力開発により実施することとなっており、このうち②を除いては、考課者と被考課者との面談を通じて双方の認識を共有しながら行うこととしている。

個々の職員の業務評価は、上記のプロセスのうち、主として②考課者による人事考課を通じて行われる。人事考課においては、設定した目標に照らした達成度の観点から評価を行う「業績評定」、各資格に求められる行動水準を示す「意欲基準書」を基準に被考課者の意欲・行動を評価する「意欲評定」の2つの観点から考課者が評価を行い、その結果を「人事考課表」「評定表」として取りまとめることとなる（資料 10-1-44）。その上で、考課者によって取りまとめられた考課結果については、管理職位者を置く組織においては管理職位者が第一次調整者として部・室内の各課間の同一資格者間の考課結果に不均衡がないか調整を行い、さらに人事部長が第二次調整者として最終的な調整を行うとともに、全ての考課結果について総合的な評価を行う仕組みとなっている。人事考課は前期（7月上旬）と後期（1月上旬）の年2回実施されるが、後期考課においては、昇格能力評定も含んで実施することとなる。

このほか、人事考課を補完するものとして「自己申告制度」を設けている。当該制度は被考課者が作成する「自己申告書」を用いた面談を行うことにより、被考課者の適正配置、異動、能力開発に資するものである（資料 10-1-44）。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

（1）職員研修

職員研修は、中央大学職員人事規則第11条及び中央大学職員研修実施取扱細則に基づき、職員の能力・意欲の向上、職能資格別能力の向上及び所属する部課室の業務遂行能力の向上等を目指す目的で実施している（資料 10-1-45～10-1-47）。あわせて、「大学運営の方針」においても事務組織について「構成員たる教職員の大学運営に必要な能力と、大学全体としての組織力の向上のために、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を強化・推進する。また、学長は、大学に所属する職員を統督し、大学運営を支える事務組織が適切に機能するように努めるものとする。」として、スタッフ・ディベロップメント活動に対する姿勢を明確にしている（資料 10-1-1【ウェブ】）。

また、職員に求められる能力・意欲は、社会の変化に応じていることを踏まえ、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」における職員人事政策の一環として、本学の理想の職員像とし

て「行動する職員 2025」を策定・周知している（資料 10-1-37）。2022 年度には、この「行動する職員 2025」を土台とした職員人事制度の変更を行った（資料 10-1-48）。研修についても、理想の職員像と新たな職員人事制度に沿って実施をしている。

職員研修計画については、毎年度内容を見直し、職員人事委員会で承認を得た上で実施している（資料 10-1-49、10-1-50）。具体的な研修計画はその目的に応じて、次のとおり 4 種類に区分している（資料 10-1-46）。

資格別研修は、人事部長が職員に対し、当該職員が格付けられた職能資格における基準を充足し、又は将来的に当該職能資格の上位資格の基準を充足するために行う研修である。新入職員研修、入職 2 年目を対象とした書記研修、入職 4 年目・8 年目～9 年目の中堅職員を対象とした副主事研修、副課長研修、管理職研修等を実施している。

目的別研修は、人事部が職員に対し、本学における管理運営、教育研究活動その他本学が行う事業に関する専門的知識を習得させるために行う研修である。人事部が計画・主催する研修と外部機関が計画・主催するものへ派遣する研修がある。

職場研修は、部課室長が当該部課室に所属する職員に対し、必要に応じて、同部課室の業務に関し必要な知識、技術その他の能力の向上を図るために、当該部課室において行う研修である。

加えて、前述の資格別研修、目的別研修、職場研修を補完することを目的として、職員が、職務遂行能力、資質等の向上を図るために必要な自己啓発に対し、「自己啓発援助要領」にもとづき補助を行っている（資料 10-1-51）。研修機会をより多く確保するため、通信研修補助の対象講座を設定し、期中のプログラム追加にも対応している。

このほか、外部機関等が計画・主催するものへの派遣（日本私立大学連盟、他大学合同研修等）も行い、職員の能力涵養を促している。

（2）講演会、勉強会等

全教職員を対象として、FD・SD 講演会を実施するとともに、全学授業支援システム manaba において、FD・SD コンテンツをとりまとめて共有している（資料 10-1-52）。

また、専任事務職員向けとして、事務イントラネット上に経常費補助金に係る基礎的な情報、本学への補助金交付額の状況、日本私立学校新興・共済事業団による説明資料等を掲載しており、補助金業務に携わる実務担当者はもとより、事務職員の基礎的能力の涵養に資する情報を共有している（資料 10-1-53）。

法人及び教学執行部を対象とした研修については、本学が重点的に取り組むべき事項のうち、特に専門性が高い事項について、執行部が審議をする上で必要となる知識を身につけることを目的に、主に理事会や教務役員会の場において「勉強会」の形式で実施している。具体的なテーマとして、「校地・施設」、「広報戦略」、「改正民法・改正私立学校法」、「労働契約法（非常勤教員無期雇用転換）」、「改正個人情報保護法」を扱っており、有識者（弁護士、官公庁職員、コンサルティング会社等）らを講師として招聘している（資料 10-1-54）。また、別に教学執行部においては「THE 世界大学ランキング講演会」の実施、高等教育関連情報の共有なども行っている（資料 10-1-55、10-1-56）。なお、これら勉強会については、執行部を中心としながらも、一部については一般の教職員にも開放している。

また、現在、総合戦略推進委員会のもとで、若手中堅教職員が委員となっている多摩キャンパス将来構想委員会が活動しており、その検討にあたっては、建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」の再確認と将来構想とのつながりを共有・確認する勉強会、教職課程の基礎知識として、教育研究組織の新設・改編を構想する際に留意すべき事項に係る勉強会等も行っている（資料 8-7、8-8、10-1-57）。

以上のとおり、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、それらは適切に機能している。一方で、抜本的な事務組織再編には手を付けられていない状況にある。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営に係る点検・評価については、大学評価委員会のもと、大学運営に係る個々の組織における組織別評価委員会において、毎年度の自己点検・評価活動を行い、その結果を大学評価委員会に報告している（資料 2-1、2-12、2-13）。

全学の自己点検・評価活動としては、大学評価委員会のもと、管理運営分野系評価委員会及び財務分野系評価委員会を置き、全学的な点検・評価を行っている（資料 2-14、2-15）。さらに、法人及び教学の執行部で構成される大学評価委員会においてもその内容の確認を行っている。

そのほか、理事会、執行役員会、教務役員会の役割において、特に近年は、理事会が決定した事業の具現化又は特定事項の調査・検討に際して設置する、理事会小委員会において案件に応じた検証・検討が行われている。具体的な事例として、財政に関する理事会小委員会、基本規定（寄附行為）検討理事会小委員会の取組みをあげる。

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の実施に際しては、健全かつ安定した財政基盤の構築が求められることから、財政に関する理事会小委員会を設置するとともに、経営の基盤となるガバナンス強化の観点から管理運営のあり方を検討する基本規定（寄附行為）検討理事会小委員会を設置している。

財政に関する理事会小委員会については、2019年1月開催の理事会において、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を十全に実施するために、多様な観点から収支改善策を図ることを目的として、理事会の下に設置したものである。構成員は、常任理事4名、外部理事1名及び事務局長の計6名となっている（資料 10-1-58）。同小委員会の具体的な活動については、「第10章大学運営・財務（2）財務」点検・評価項目①において記述する。

基本規定（寄附行為）検討理事会小委員会については、基本規定（寄附行為）に関する諸

問題について抜本的かつ具体的な改正案を整備するため、2018 年秋に設置した。構成員は常任理事 2 名、学部長 2 名、研究科長理事 1 名、外部理事 3 名及び事務局長の 9 名の構成となっている（資料 10-1-59）。同小委員会は、私立学校法改正に伴う基本規定（寄附行為）等の具体的規程整備への対応や、本学の管理運営のさらなる向上を図るための、基本規定（寄附行為）の一部について見直しを図った。また、2021 年度以降も継続して管理運営のあり方を検討し、その成果は、基本規定（寄附行為）の一部改正（教学審議会の廃止、評議員会議長・副議長の選任規定）、理事会規則の一部改正（理事会議事運営の整備）、執行役員会規則の一部改正（審議事項の整備等）、名誉評議員規則の一部改正（特に功績顕著な者への委嘱廃止、辞任、解職規定の整備）、総長制度の廃止、教学審議会規則の廃止といった形で結実している。

○監査プロセスの適切性

本学の監査体制は、監事、監査法人及び内部監査室の三者により実施しており、それぞれの監査の独立性を前提としつつ協力体制を維持し、監査を実施している。協力関係の構築にあたっては、監査情報の共有を目的として、監事、監査法人及び内部監査室との協議をそれぞれ年 2 回実施している。このほか、常任理事と監査法人との懇談会、監事と各部門長との懇談会を実施することにより、「大学のガバナンス」を支える制度としての監査体制を構築している。

監事による監査については、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人中央大学基本規定第 23 条に基づき、学校法人中央大学の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査を行っている（資料 1-5）。あわせて、監事の職務を執行するために必要な事項については、学校法人中央大学監事監査規程に定めている（資料 10-1-60）。監事は、毎会計年度終了後 3 月以内に、当年度の監査方針を添え監査計画を理事会に提示した上、それに基づき監査を行う（資料 10-1-61）。また、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見の表明を行うほか、理事等から業務報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通して監査を行う。財産の状況に係る監査については、監査法人とも連携し、予算管理を含めた資金収支及び事業活動収支活動の適正性や、会計事実と最終結果である計算書類の照応関係等を検証する監査を行っている。監査報告については、毎会計年度終了後 2 月以内に行う監査を実施し監査報告書を作成するとともに、監査報告書を補完するものとして、監査結果に対する意見書を取りまとめている（資料 10-1-62、10-1-63）。なお、2021 年度の監査報告書においては、学校法人中央大学の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、不正の行為又は法令若しくは学校法人中央大学基本規定に違反する重大な事実はないと報告されている。

会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項及び学校法人中央大学基本規定第 50 条に基づき監査法人による監査（年間 170 人/日）を行っている（資料 1-5）。なお、2021 年度の監査報告書においては、計算書類について、学校法人会計基準に準拠し、経営の状況及び財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと報告されている（資料 10-1-64）。

内部監査については、本学の業務運営について適正化を図り、もって社会の信頼と負託に対し恒常的に応えていくことを目的として、学校法人中央大学内部監査規程、学校法人中央大学内部監査実施内規に基づき、実施している（資料 10-1-65、10-1-66）。内部監査の形態

には、学校法人中央大学内部監査規程第4条に定めるとおり、定期監査と臨時監査がある。定期監査では理事長が監査実施年度の監査方針及び監査計画を決定し、理事会に報告することになる。監査結果は被監査部署の長に通知し理事会に報告するとともに、改善措置が必要と判断された事項があるときは、被監査部署の長に対して改善要求を行う仕組みとなっている。また、改善要求を行わない軽微な発見事項についても、対応状況を把握する目的で、監査終了時点から半期経過後に被監査部署の長から報告書の提出を求めている。半期経過時点において対応が完了していない場合には、その後も継続して報告を求めることで、着実な改善対応を促している。また、内部監査については、公正かつ客観的な立場で実施し、被監査部署における業務の問題点を追及や摘発するのではなく、当該業務への改善案の助言や提案を行うことにより、被監査部署における業務目標の達成への支援となることを目指している。こうした取り組みにより、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の実現へと連動していくことを企図している。

2021年度は監査計画に基づき、業務監査、テーマ監査及び公的研究費監査を実施した。監査の結果、重要な発見事項はなかった。

このように、本学の監査については、監事、監査法人、内部監査室とで連携する体制を整え、また、各監査機能が役割に応じた監査計画の立案・実施を行っている。これらの点から、監査機能・プロセスは適切なものとなっている。

以上のように、本学では大学運営について様々な観点から定期的な点検・評価を行い、その改善に努めている。

2. 長所・特色

本学の教育力向上のため、2012年度より10年間にわたり教育力向上特別予算の措置を行ってきた（資料10-1-68【ウェブ】）。この特別予算により、新たな教育プログラムの開発・実施のための取組みや、当該組織における教育方法の工夫・改善のための取組みをはじめ、地域社会との連携を推進する取組みなど、本事業を契機として数多くの取組みが開始され、その後も本学の特徴的な教育として根付いてきたことは大きな成果である。今後は、その予算確保と充たに加え、円滑な事業推進を行い、更なる教育力の向上を目指していく。

3. 問題点

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」においては、事務組織の細分化による弊害の解消、業務の全体最適化、抜本的な組織改編の必要性等を謳い、事務組織の整理・統合の数値目標として、2014年度の92組織から2025年度には76組織とすることを掲げている（資料10-1-34）。しかし、事業計画の後半期に入っている今もなお、抜本的な事務組織の整理・統合は進んでいない状況である。一方で、2019年度以降は、新学部開設、新組織の設置（AI・データサイエンスセンター、ダイバーシティセンター、アカデミック・サポートセンター、ELSIセンター、教育力研究開発機構、CHUO スポーツセンター）が続いている状況である。

今後は、現在進行している本学の DX 推進計画も踏まえ、学生が心身ともに健康に学び生活を送ることのできる環境・支援体制の構築を念頭に置きつつ、本学が永続し発展していくための新たな力を生み出す「事務組織再編、業務の全体最適化、各種サービスの合理化・平準化」を進めていく。

4. 全体のまとめ

本学においては、法人の管理運営方針として中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を、大学の運営方針として、「大学運営の方針」を策定するとともに、本学公式 Web サイトを通じて広く学内外に公開を行うことで、適切に方針を明示している。

また、本学における意思決定においては、前述のとおり、全学的合意の醸成と意思決定の迅速化を図る観点から、法定に基づく基本的な意思決定プロセスを設定しつつも、事案に応じて法人・教学諸機関と意思疎通を図りつつ相互に牽制機能を持ちながら総体的な意思決定を働かせる仕組みが整っている。あわせて、各種の法令に基づき、学長をはじめとする所要の職を置くとともに教授会等の組織を設け、これらの権限等を各種の規程に明示しているほか、学長の意思決定に基づいた適切な大学運営を行っている。

予算編成については、事業計画との連携を図りつつ、各予算単位における一定程度の柔軟性を持たせた予算編成の仕組みになっていることで、事業計画における点検・評価が反映できる運用が構築されている。また、執行管理についても、各種規程や基準に則り予算執行の適切性を確保している。

また、本学の事務組織は、明定された規程により、その役割と構成が定められているものの、事務組織数については、抜本的な再編には至っておらず、早急な対応が必要である。

第10章 大学運営・財務（2）財務

1. 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：中・長期的な財政計画の立案状況とその内容（財務関係比率に関する指標又は目標の設定を含む）

○中・長期的な財政計画の立案状況とその内容（財務関係比率に関する指標又は目標の設定を含む）

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」においては、中長期財務計画も示しており、大学会計（中央大学経理規程第5条参照）に係る改善目標値として、改正（2015年度）前学校法人会計基準に基づき、人件費比率50%、人件費依存率70%、帰属収支差額比率10%、前受金保有率100%以上を設定している。その後、2021年3月に中長期事業計画「Chuo Vision 2025」第2版が策定され、中長期財務計画もその中に引き継がれる形となったが、財務に係る改善目標値の変更はなく、継続して目標の実現に向けて取り組むことになっている（資料1-16、1-18）。

本学の過去5年間の本比率に係る推移は下表のとおりであり、傾向としては目標値に近づきつつある。この改善傾向については、学費改定による効果が大きな要素となっている。

[改善目標値（法人全体）]

	目標値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
人件費比率	50%	56.6%	54.7%	57.0%	56.3%	53.2%
人件費依存率	70%	71.4%	73.1%	72.5%	72.1%	69.0%
事業活動収支差額比率	10%	9.6%	10.1%	6.6%	1.5%	10.2%
前受金保有率	100%以上	172.6%	176.7%	192.0%	183.8%	185.0%

[改善目標値（大学会計）]

	目標値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
人件費比率	50%	55.6%	53.4%	55.8%	55.1%	51.8%
人件費依存率	70%	70.1%	71.4%	70.8%	70.2%	67.0%
事業活動収支差額比率	10%	8.6%	9.5%	5.9%	△0.5%	9.7%
前受金保有率	100%以上	154.0%	158.4%	172.1%	165.8%	163.9%

また、2019年1月開催の理事会において、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を十全に実施するために、多様な観点から収支改善策を図ることを目的として、「財政に関する理事会小委員会（以下、「小委員会」という。）」が設置された（資料10-1-58）。小委員会においては、中長期事業計画を推進していくに当たっての財政上の課題を共有した上で、事業規模の

精査、寄付金の推進体制、施設の更新計画、教員人件費枠、学生生徒等納付金の水準、学生数等について検討し、同時に、総事業経費に対する財政シミュレーションを策定した。その結果については、2019年7月開催の理事会に報告し、学内での情報共有も行っている。その後も、総事業経費や諸条件の変更に注視することに努め、2021年1月開催の理事会において、「中長期事業計画に係る資金概算（総事業規模）」の報告がなされたことを受け、2021年2月に最新の事業費に基づく財政シミュレーションを精査するために、小委員会を開催し、その内容を検討した。その結果については、2021年2月開催の理事会へ報告し、学内にも共有している。この財政シミュレーションでは、事業規模のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮した寄付金収入の見込み額の下方修正等を反映し、より実態に即した内容にしている（資料10-2-1）。

このように、財務関係比率の改善目標値を設定しつつ、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に係る諸事業を推進していくための財源確保の観点から、財政シミュレーションを策定し、それらの検証・改善に努めている。

なお、2022年4月には中長期事業計画「Chuo Vision 2025」における経営財務計画を確実に実行するため、本学が100%出資する事業会社として株式会社中央大学ビズサポートを設立した。

点検・評価項目②：教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

評価の視点1：教育研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況
評価の視点2：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

○財政基盤の確立に向けて

毎年の決算処理の中で、学校法人全体及び経理規程に定める会計単位毎に財務諸表を作成し、予決算差異の分析を行っている。また、大学会計と学校法人全体については、財務比率等を作成し、その傾向も検証している（資料10-2-2～10-2-5）。

監査体制等については、「第10章大学運営（1）大学運営」点検・評価項目⑥に記述しているとおりである。特に、監事監査においては、法人全体、大学会計を含めた会計単位別の状況（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等）に加え、財務状況を客観的に把握するため、他大学比較も取り入れた決算分析を取りまとめ、監査を受けている（資料10-1-63、10-1-64）。ここでは、自己点検・評価活動における外部評価委員会において指摘を受けている「将来的な施設の取替更新等を含めた内部留保」に係る比率も対象とし、運用資産の保有状況や外部負債、内部留保の状況等も検証範囲にしている。

本学の経営状況及び財政状況に関する財務比率については、大学基礎データ表9～11に直近5年間の推移を示しており、事業活動収支計算書関係比率のうち経常収支差額比率は全国平均（令和3年度版 今日私学財政：令和2年度 医歯系法人を除く全国平均）と比べ高い水準にあり、事業活動収支差額比率についても、全国平均を上回る水準となっている。

（2020年度は駿河台記念館建替に伴う資産処分差額の影響により悪化している）。これらの点から、経営状況の健全性は保たれていると考えている。他方で、貸借対照表関係比率については、純資産構成比率が全国平均を若干下回っており、流動比率も全国平均を下回っている。これは中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に係る借入金等が影響しているが、返済計画を反映した財政シミュレーションにおいて見通しを立てていることから、財務上の影響は対応可能な範囲と捉えている。また、本学は効果的な資産運用の観点から、保有資金の目的を明確にしたうえで、現預金から特定資産へと保有形態を移行している。この運用の影響を受け、流動比率が低くなっているが、積立率が下表のとおり全国平均（78.0%）を大幅に上回っており、財政状況も安定していると考えられる。

学校法人全体

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
積立率	82.9%	86.1%	86.7%	81.9%	90.9%

○教育研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況

本学では、事業計画と予算編成をリンクさせるため、予算編成方針を提示する段階から、当該年度の事業計画策定骨子を踏まえた内容としている。本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」と単年度の事業計画には教育研究活動に係る将来に向けた方向性を示しており、そこへ重点的に予算措置をする本学のこの仕組みは、教育研究活動に対する必要な予算措置がなされることに繋がっている。

他にも、本学には、全学横断的な教育研究支援組織が置かれ、学部・大学院の教育研究を支援する体制を整えている。これらの支援組織から関連する予算申請がなされ、一定の教育研究に係る財源が経常的に予算として確保されている。また、当該予算の執行における支援をはじめ、各種補助金や公的研究費の獲得・執行管理などを含めた積極的な支援をこれらの横断的な支援組織が担うことにより、更なる教育研究支援の質的向上と効率性を担保している。本学では、このような制度・仕組みを背景に、教育研究活動を維持している。

○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学の外部資金に関する状況及び傾向は次のとおりである。

「私立大学等経常費補助金（一般補助及び特別補助）」については、2021年度は21.3億円を受け入れ、前年度比で1.3億円の減少となっている。これは「教育の質に係る客観的指標による増減率」でマイナス調整になっていること等が影響している。

受託研究費等の外部資金については、研究の水準や質的側面において真に競争力のある大学であることを裏付けるために、積極的に公的研究費（競争的資金を含む）の獲得を目指しており、コンプライアンス上の対応を含め、事務的なサポート体制の充実化を図りながら、資金獲得の能力や適性のある研究者が積極的に申請を行える支援環境の整備を推進している。2021年度には、「将来的に本学の特色となりうる研究に成長するための萌芽的な取り組みを対象として、特徴的研究テーマに基づく学際的研究クラスター形成を支援する」制度

第10章 大学運営・財務（2）財務

（中央大学研究クラスター形成支援制度）を立ち上げ、学際融合の推進による研究力の強化と外部資金の獲得を強化している（資料 8-24）。

寄付金については、2016～2025 年度の 10 年間で募集期間とした白門飛躍募金は、年度を追うごとに漸増し、6 年目となる 2021 年度に過去最高となる 8 億 8,700 万円となり、総額 22 億 1,400 万円を計上した。教育環境充実資金寄付金（父母を対象）は新型コロナウイルス感染症拡大下の家計への影響を考慮し 2020 年度は積極的な募集活動を差し控え、2021 年度は募集を休止している（資料 10-2-6 【ウェブ】）。

資産運用については、教育・研究活動の安定的・継続的發展に資することを目的とし、安全性と流動性を重視しつつ、より効率的な資金運用を実施している。主な運用対象となる特定資産の目的ごとに運用期間を設定し、事業計画の資金需要に対応できる流動性の確保及び経済環境に左右されにくい安定した利息収入獲得を図っている。ここ数年は、中長期事業計画に係る特定資産の取り崩しが予定されているため、その点も考慮した運用になっている。なお、本学（大学会計）の上記外部資金の 5 年間の推移は以下のとおりである。

私立大学等経常費補助金（一般補助及び特別補助）

（単位：千円）

2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
2,031,866	2,401,812	2,265,743	2,260,102	2,127,116

科学研究費補助金

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
採択金額（千円）	529,220	466,035	540,035	589,190	568,949
採択件数（件）	242	234	265	309	299

研究費の外部資金

[単位：千円、（ ）内は件数]

	2017 年度		2018 年度		2019 年度		2020 年度		2021 年度	
受託研究費	884,243	(188)	756,268	(210)	970,317	(252)	677,548	(222)	752,558	(222)
奨学寄付金	91,689	(54)	100,870	(66)	78,497	(63)	70,179	(57)	96,571	(55)

寄付金

（単位：千円）

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
白門飛躍募金	155,730	153,790	300,110	614,610	887,190
教育環境充実資金募金	38,460	29,580	24,470	490	—

資産運用収入

（単位：千円）

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
受取利息・配当金収入	430,103	466,203	453,921	477,571	477,332

以上のとおり、本学は、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤の確立に努めている。

2. 長所・特色

特になし。

3. 問題点

将来のキャンパス更新計画とその財源確保については、外部評価委員会からも意見として上がっており、本学の課題として認識している。

現状の施設計画に伴い生じる費用としては、既存施設・設備の恒常的な維持・管理、修繕・更新等が挙げられる。現在キャンパス整備計画が進行しているが、文系学部等が使用する多摩キャンパスのほとんどの建物がキャンパス移転（1977年竣工）に伴って同時に建設されており、築40年以上の状況である。また、後樂園キャンパスの建物においても一部が同様の状況にあり、中には築60年の建物も含まれる状況にある。このため、施設・設備のメンテナンス（建物のライフサイクル）を計画的に行っているが、建物の老朽化に伴いこの費用は増大しており、加えて、順次、建物の耐震補強工事も施してきたものの、今後も既存施設・設備のメンテナンスには大きな費用負担が必要となっている。

なお、これらの点に関しては、将来における施設更新計画の財源確保に向けた対応を進めている。減価償却引当特定資産への繰入として毎年20億円を内部留保し、多摩キャンパス開設60年となる2037年度には400億円となる計画を進めている。また、2020年度からは毎年の工事費予算枠として20億円（以前は13億円程度）を優先して確保し、既存建物に係る使用期間を考慮した修繕計画と将来の更新計画とを関連付けて調整できる枠組みを構築している。このことで、将来を見据えた工事計画が可能となり、同時に、予算枠20億円と当該年度工事費予算額との差額を減価償却引当特定資産へ追加で繰り入れる仕組みにすることで、既存建物の維持と更新計画との両立を図り、将来の必要財源の確保にも努めている。更に、2021年度からは年度末の現預金（支払資金）保有額に関する基準を設け、余剰分を減価償却引当特定へ繰り入れる仕組みを構築し、更なる財源の確保に努めている。

4. 全体のまとめ

本学は、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、中長期財務計画を示しており、当該事業計画に係る諸事業を推進していくための財源確保の観点から、財政シミュレーションを策定し、それらの検証・改善に努めている。

財務状況については、決算時の各種資料作成や監事監査等の機会で行っている。中でも、監事監査においては単年度の決算状況報告に留まらず、法人全体、会計単位別を含め、数値に基づく傾向に比重を置き、決算時の多角的な状況把握や分析に努めている。また、教育研究活動の展開や外部資金の獲得等についても、事業計画とのリンクにより、必要な措置をおこなっている。このような取り組みを基本に据え、新型コロナウイルス感染症拡大への対応など、状況に合わせた見直しを加えることで、教育研究を十分に遂行するための財政基盤を維持している。

終章

本学では毎年自己点検・評価活動を実施し、それを基盤として内部質保証の推進に努めてきた。特に、2022年度は機関別認証評価に向けて重点的に自己点検・評価活動を行い、多角的な視野・視点から本学の現状を把握・分析することを通じて、全学及び各組織単位における様々な長所及び問題点を網羅的に明らかにする機会となった。以下に、各章の内容を総括し、将来への展望を述べる。

1. 総括

「第1章 理念・目的」においては、本学は、建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」のもと、大学の理念・目的や学部・研究科の教育研究上の目的を適切に設定し、その内容を広く社会に公開していること、また新入生アンケート等の結果から、本学の伝統や学風に関する周知方法の有効性に一定の成果が上がっていることを確認した。あわせて、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」は、多様な構成員の共通の目標となっており、教職員間においてインターナルコミュニケーションが深まりつつあることを述べた。今後も、引き続き学内構成員におけるコミュニケーションを強化していくことで、共通理解を深めていく。

「第2章 内部質保証」においては、大学評価委員会を中心として、様々な構成員の視点を交えた自己点検・評価活動を基盤とし、内部質保証活動を進めていることを述べた。特に2018年度からは改善注力型の自己点検・評価活動に転換するとともに、「指定課題」「最重要課題」を有効に活用し、ボトムアップとトップダウンの両面から課題にアプローチを行い、全学における「三つの方針」や「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」の策定、「アセスメント・ポリシー」の策定、「三つの方針」の見直しやカリキュラムマップの作成、学修成果の可視化に向けた取組みの推進等、大学評価委員会を中心として改善を積み重ねてきたことをもって、その有効性を確認した。今後も、内部質保証活動の推進にあたっては、様々な構成員による網羅的な目線を確保するとともに、「指定課題」「最重要課題」と特徴も活かしながら、内部質保証に係る仕組みの改善に努めていく。

「第3章 教育研究組織」においては、本学の理念・目的の実現のために、時勢にあわせて組織の見直しを行ってきたことを確認した。特に2019年度以降、26年ぶりの2学部新設をはじめ、ダイバーシティセンター、AI・データサイエンスセンター、アカデミック・サポートセンター、教育力研究開発機構、ELSIセンター、CHUO スポーツセンターを設置し、組織体制を強化している。今後も、高等教育に係る情勢、社会動向を注視し、本学の理念・目的に照らしながら適切な教育研究組織を整備していく。

「第4章 教育課程・学修成果」においては、「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」を適切に設定・公表し、また、それに基づき各学位課程にふさわしい教育内容を揃え、シラバスに内容を明示するとともに、適切な成績評価及び学位授与のための措置を行っていることを述べた。また、効果的な教育のため、各教育プログラムの特色を生かし、本学の建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」につながる「実地応用」に重きをおいた学生の学修の活性化を促す方策を行っていることを確認した。高大連携に係る取組みについては、「附属校生を対象とする高大接続先行履修制度」により附属高校生に「AI・データサイエンスと現代社会」を提供

し、社会情勢を踏まえた先駆的な取り組みを行っていることを確認した。学修成果の把握・可視化については、全学及び各組織において「学位授与の方針」に基づき、学修成果の把握に努めている。また、「中央大学の授業におけるデジタル技術活用の方針」の策定、『これからの授業デザイン・実践ハンドブック～デジタル技術活用のヒント～』『授業のための著作権ガイドブック（基礎編）』の発行を通じて、新型コロナウイルス感染症下における経験を活かしていることを確認した。今後も、「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」に基づき、各学位課程にふさわしい教育内容を充実させるとともに成績評価及び学位授与の適切性も継続して担保する。特に学習成果の把握・可視化については、学修者本位の教育の実現のため、引き続き着実にPDCAをまわすことに努め、取組みを進めていく。

「第5章 学生の受け入れ」においては、「入学者受け入れの方針」を適切に設定・公表し、学生の受け入れに係る実施体制についても、厳格で公正なものとなっていることを述べた。また、学長からの諮問に基づき、中央大学らしい入学者選抜の在り方を追求して取組みを進めており、特に、国際連携校という新たな制度は、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に掲げる「世界に存在感のある大学」を実現するための独自の取組みとなっていることについて確認した。また、定員管理について、学部においてはやや収容定員充足率の高い学科があり、大学院研究科及び専門職大学院法務研究科においては、定員未充足は継続した課題となっている。今後は、中央大学らしい入学者選抜については、国の動向も注視しながら、検討や効果検証を進めていく。定員管理については、学部においては引き続き適切な学生の受け入れに努めるとともに、大学院の定員未充足については、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に掲げる大学院改革を進めることにより、改善に努める。専門職大学院法務研究科の定員未充足については、特に、2023年度の法学部の都心移転を契機として、本学法学部生の獲得に向け、法学部と法務研究科の連携体制の強化に努めていく。

「第6章 教員・教員組織」においては、全学方針や関連規程等に基づき教員組織を編成するとともに、適切に募集・採用・昇格を行っていること、FD活動についても、全学及び各学位課程において適切に活動を実施していることを述べた。一方で、専任教員の年齢構成バランス、外国人教員比率や女性教員比率については、その数が適切なものとなるよう努める必要があることを確認した。今後も引き続き、教員組織編制にあたっては、教育研究活動の活性化を前提としつつも、年齢構成バランス、ダイバーシティの観点に留意していく。

「第7章 学生支援」においては、全学方針に基づき、学生の学習・心身に係る支援、就職支援や資格取得活動への支援等に係る体制を整えるとともに、各組織において支援を充実させていることを述べた。特に、キャンパス・ソーシャル・ワーカー(CSW)については、障害者差別解消法施行以前から取組みを開始するなど、先見性の高い取組みであることを確認した。今後も、各組織において支援内容を充実させていくとともに、2023年度以降は新たなキャンパスにおいても円滑な学生支援に努めていく。

「第8章 教育研究環境等」においては、法令に基づき必要な校地校舎を有し、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を方針として、学修をはじめ学生のキャンパスライフに必要な施設を過不足なく揃えていることを述べた。また、研究活動について、大学としての基本方針を示すととともに、多様な研究費制度を置き、研究専念期間のための制度の設置等を行っていることを述べた。その上で、施設・設備については、学生アンケート結果からも、施

設・設備に関する満足度が上昇傾向にあることを確認した。また、図書館が開始している学生協働の取組みについて、魅力ある図書館作りのための特色ある活動であることを確認した。研究活動については、2022 年度から開始したダイバーシティ研究支援制度により、大学共通の課題である若手研究者の支援や、ライフイベントにより研究の実施が困難な研究者に対する支援に迅速に取組み、制度の充実化を図っていることを確認した。

今後も、施設・設備については学生アンケート等の結果等を活用し、その充実に努めていく。研究活動については研究の潮流を逃さず、時機に合った制度改善をもって支援を充実させるなどをもって、環境の構築に努めていく。

「第 9 章 社会連携・社会貢献」においては、「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」「SDGs 宣言」等に基づき、自治体から企業まで、様々な組織と協力し、連携を深めていることについて述べた。一方で、社会貢献・社会連携の全学横断的なマネジメントは開始したばかりであり、大学として一体性をもったマネジメントを進める必要性について確認した。今後は、社会連携担当副学長における全学横断的なマネジメントのもと、各種の活動を進めていく。

「第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営」においては、大学運営に係る方針を明示・公開していること、本学の意思決定プロセスや役職者の権限について述べた。また、予算編成については事業計画との連携を図るとともに、執行管理についても規程や基準等に則って適切に行っている。事務組織については、規程等に則り、採用・昇格、人事考課について適切に行っている。一方で、抜本的な事務組織の整理・統合については、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に方向性を掲げながらも、現在に至るまで進んでいないことを確認した。今後、課題となっている事務組織再編については、現在進行している本学の DX 推進計画も踏まえ、学生が心身ともに健康に学び生活を送ることのできる環境・支援体制の構築を念頭に置きつつ、本学が永続し発展していくための新たな力を生み出す「事務組織再編、業務の全体最適化、各種サービスの合理化・平準化」を進めていく。

「第 10 章 大学運営・財務（2）財務」においては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の中に中長期財務計画を示し、当該事業計画の諸事業を推進していくための財源確保の点から財政シミュレーションを策定し、それらの検証・改善に努めていること、また、教育研究活動の展開や外部資金の獲得等についても、事業計画とのリンクにより、必要な措置を行っていることについて述べた。これらのことから、教育研究を十分に遂行するための財政基盤を維持していることを確認した。一方で、将来のキャンパス更新計画とその財源確保については、本学の課題であることを確認しており、将来における施設更新計画の財源確保に向けた対応を進めているところである。

以上が、本報告書第 1 章から第 10 章までの総括である。2022 年度の全学的な自己点検・評価の結果については、着実な改善に努めるべき課題は見受けられるものの、本学及び各教育研究組織の理念・目的の実現のため、諸活動が概ね適切に展開されている状況にある。

2. 今後の展望

本学は、中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を策定し、各年度における事業計画との最適化を図りつつ、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の時宜に照らした軌道修正と、その着実な推進に努めてきた。2023年度は、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」のうちの最大事業となる、法学部及び法学研究科の茗荷谷キャンパス移転、法務研究科及び戦略経営研究科の駿河台キャンパス移転を実行し、本学は4つのキャンパスから6つのキャンパスの新たな体制となる。

2023年度以降の内部質保証活動においては、6キャンパスのマネジメント等を通して、本学の諸活動に係る新たな長所・特色の発見に加えて、新たな課題が明らかになるであろう。この報告書を取りまとめている中でも、大学設置基準の大幅な改正、出生数が統計史上初の80万人を割るなど、高等教育をめぐる現在・未来は刻一刻と変化している。今後、我々は、更に予測不可能な状況下で、社会に有為な人材を安定的に育成するため、自学を持続・発展させる努力を重ねることになる。したがって、大学評価委員会を中心とした内部質保証活動の実効性を更に高めることが極めて肝要であることを再確認するとともに、本学の内部質保証活動の特長である、様々な構成員の視点を交えつつ点検・評価する仕組み、トップダウンとボトムアップを組み合わせた課題へのアプローチを継続し、長所・特色を伸張しつつ、課題に的確に対処していく所存である。また、現行のシステムを活用する一方で、内部質保証体制やその活動に完成形はないことを念頭に置き、本学の理念・目的の実現のための着実な改善・改革に結びつくような内部質保証体制及び活動の在り方を継続して追求していく。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」は後半期を迎えており、まさに2023年度は次期中長期事業計画の検討を開始する時期と重なり合う。機関別認証評価受審の過程で得られた知見とその結果を、次期中長期事業計画の策定に活かしていく。

以 上

中央大学大学評価委員会 委員長
学長 河 合 久